

孝婦者陳之少寡婦也。年十六而嫁。未行。戊。夫且行。時。囑。孝婦曰。我生死未可知。幸有老母。無他兄弟。備吾不還。汝肯養吾母乎。婦應曰。諾。夫果死。不還。婦養始不衰。慈愛愈固。紡績以爲家業。終無餘意。居喪三年。其父母哀其年少。無子而早寡也。將

孝婦は陳の少寡婦なり。年十六にして嫁す。未だ子あらずして、其の夫戊に行くに當る。夫且に行かんとする時、孝婦に囑して曰く、我が生死未だ知るべからず。幸に老母あり、他の兄弟の備るなし。吾れ還らざるば、汝肯て吾が母を養はんや。婦應へて曰く、諾。夫果して死して還らず。婦、姑を養うて衰へず、慈愛愈々固し。紡績して以て家業と爲し、終に嫁する意なし。喪に居ること三年、其父母其の年少く子なくして早く寡なるを哀み、將に取つて之を嫁せしめんとす。孝婦曰く、妾之を聞く、信は人の幹なり、義は行の節なり。妾、幸に襁褓を離れ、嚴命を受けて夫に事ふるを得たり。夫且に行かんとする時、妾に屬するに其の老母を以てす。既に之を許諾しぬ。夫れ人の託を受けて、豈に棄つべけんや。託を棄つるは信ならず、死に背くは義ならず、不可なり。母の曰く、吾れ女が少年にして早く寡なるを憐む。孝婦曰く、妾聞く、寧ろ義に載つて死すとも、地に載つて生きずと。且夫れ人の老母を養ひて卒ふること能はず、人に許すに諾

取而嫁之。孝婦曰。妾聞之。信者人之幹也。義者行之節也。妾幸得離。而事夫。夫且行時。囑妾以。其老母。既許。諾之。夫受。人之託。豈可。棄哉。棄。託。不。信。背。死。不。義。不可也。母曰。憐吾女。少年早寡也。孝婦曰。妾聞寧載。于義。而。死。不。載。于。地。而。生。且。夫。養。人。老

を以てして信あること能はずんば、將に何を以てか世に立たん。夫れ人の婦と爲りては、固より其舅姑を養ふべき者なり。夫、不幸にして先ちて死す。人の子たるの禮を盡すことを得ず、今又妾をして之を去てて、老母を養ふことなからしめば、是れ夫の不肖を明かにして妾が不孝を著すなり。孝ならず、信ならず、且つ義なくんば、何を以てか生きんや、と。因て自殺せんと欲す。其父母懼れて敢て嫁せしめず、遂に其姑を養はしむ。二十八年にして姑死す。之を葬りて終に祭祀を奉ず。淮陽の太守以聞す。漢の孝文皇帝其の義を高しとし、其の信を貴しとし、其の行を美とし、使者をして之に黄金四十斤を賜ひ、之を復して身を終はらしむ。號して孝婦と曰ふ。君子謂ふ、孝婦、婦道に備れり。詩に云く、直なる人にあらず、心を乗ること塞淵し、とは、此の謂なり。頌に曰く、孝婦、陳に處り、夫死して子なし。母、將に之を嫁せしめんとす、終に母に聽かず。心を専らにして姑を養ひ、一たび醮して改めず。聖王

母而不能卒。許人以諾而
不能信。將何
以立于世。夫
爲人婦。固養
其舅姑者也。
夫不幸先死。不
得盡爲人子之
禮。今又使妾
去之。莫養老
母。是明夫之
不肖。而著妾
之不孝。不孝
不信。且無義。
何以生哉。因
欲自殺。其父
母懼而不嫁。
遂使養其姑。
二十八年。
姑死。葬之。終
奉祭祀。淮陽
太守以聞。漢
孝文帝高其
義。貴其信。美
其行。使使者
賜之黃金四十
斤。復之終身。
號曰孝婦。君
子謂孝婦備于
婦道。詩云。匪
直也人。秉心
塞淵。此之謂
也。頌曰。孝婦
處陳。夫死無子。
母將嫁之。終
不聽。母專心
養姑。一醮不
改。聖王嘉之。
號曰孝婦。

之を嘉し、號して孝婦と曰ふ。

- 年わかきやもめ
- 邊境の守兵
- たのむ
- 糸をつむぎて、家のなりはひとす
- 他家に嫁がしめんとす
- 幹は木のみき、節は木のみし、根本の義
- むつき
- 父母のいひつけ
- たのみ
- 類み
- 甲斐なき妻に母を託したりといふ不明
- 上妻す
- 脚風定之方中に出づ

卷之五

節義傳

一 魯の孝義保

孝義保者魯
孝公稱之保
母。臧氏之寡
也。初孝公父
武公。與其二
子長子括。中
子戲。朝周宣
王。宣王立戲
爲魯太子。武
公薨。戲立。是
爲懿公。孝公
時號公子稱。

孝義保は魯の孝公稱の保母、臧氏の寡なり。初め孝公の父武公、其の二子なる長子括、中子戲と與に周の宣王に朝す。宣王、戲を立てて魯の太子と爲す。武公薨じて戲立つ、是を懿公と爲す。孝公、時に公子稱と號す。最も少し。義保、其の子と俱に宮に入りて公子稱を養ふ。括の子伯御、魯人と與に亂を作し、攻めて懿公を殺して自ら立ち、公子稱を宮に求めて將に之を殺さんとす。義保、伯御が將に稱を殺さんとすと聞き、乃ち其の子に衣するに稱の衣を以てし、稱の處に臥さしむ。伯御之を殺す。義保、遂に稱を抱へて以て出づ。稱

最少。義保與三其子俱入宮。義公子稱。括之子伯御與魯人作亂。攻殺懿公。而自立。求公子稱于宮。將殺之。義保聞。伯御將殺稱。乃衣其子以稱之衣。臥于稱之處。伯御殺之。義保遂抱稱。稱以出。遇稱舅魯大夫于外。舅問稱死乎。義保曰。不死。在此。舅曰。何以得免。義保曰。以吾子代之。義保遂以逃。十一年。魯大夫皆知稱之在。保于是請周天子殺伯御。立稱。是爲孝公。魯人高之。論語曰。可以託六尺之孤。其義保之謂也。頌曰。伯御作亂。由魯宮一起。孝公乳保。臧氏之母。逃匿孝公。易以其子。保母若

が舅魯の大夫と外に遇ふ。舅問ふ、稱死せるか。義保曰く、死せず。此に在り。舅曰く、何を以てか免るゝを得し。義保曰く、吾が子を以て之に代へたり、と。義保遂に以て逃る。十一年、魯の大夫皆稱の保に在ることを知る。是に于て周の天子に請ひ、伯御を殺して稱を立つ。是を孝公と爲す。魯人之を高しとす。論語に曰く、以て六尺の孤を託すべし、とは、其れ義保の謂なり。頌に曰く、伯御、亂を作し、魯の宮に由つて起る。孝公の乳保は、臧氏の母。逃れて孝公を匿し、易ふるに其の子を以てす。保母斯くの若し、亦誠に恃むに足れり。

- 義保母の意、其義行によりて稱呼とせる也
- 參朝ナ
- 公子稱は懿公の末弟
- 伯御は懿公の甥
- 中途にて出會ふ
- 義保の行を立派なりと譽めたふ
- 論語泰伯に出てたる曾子の語
- 我子を身代りに立つ

斯亦誠足恃。

鄭督者鄭女之寡。楚成王之夫人也。初成王登臺。臨後宮。宮人皆傾視。子督直行不顧。徐步不變。王曰。行者顧。子督不顧。王曰。顧。吾以女爲夫。人。子督復不顧。王曰。顧。吾又與女千金。而封若父兄。

二 楚成の鄭督

鄭督は鄭女の寡、楚の成王の夫人なり。初め成王、臺に登つて後宮を臨む。宮人皆傾き觀る。子督直行して顧みず、徐歩して變ぜず。王曰く、行く者顧みよと。子督顧みず。王曰く、顧みよ、吾れ女を以て夫人とせん。子督復た顧みず。王曰く、顧みよ、吾れ又女に千金を與へて、若が父兄を封せん。子督遂に顧みず。是に于て王、臺を下りて問うて曰く、夫人は重位なり、封爵は厚祿なり。一たび顧みて以て之を得つべし。得つべきに而も遂に顧みざるは何ぞや。子督曰く、妾聞く、婦人は端正和顔を以て容と爲す。今者大王、臺上に在りて、妾顧みば、則ち是れ儀節を失するなり。顧みざれば、告ぐるに夫人の尊きを以てし、示すに封爵の重きを以てす。而して後顧みなば、則ち是れ妾、貴きを貪

子督遂不顧。而問曰。夫人重位也。封爵厚祿也。一顧可得之。可也。子督曰。妾聞。婦人以端正和顏爲容。今者大王在臺上。而妾顧則是失儀節也。不顧告以夫人之尊。示以封爵之重。而後顧。則是妾貪貴樂利。以忘義理也。苟忘義理。

り利を樂みて、以て義理を忘るゝなり。苟も義理を忘れば、何を以てか王に事へん。王曰く、善し、と。遂に立てて以て夫人と爲す。處ること期年、王、將に公子商臣を立てて以て太子と爲さんとす。王、之を令尹子上に問ふ。子上曰く、君の齒未だし、而も又寵子多し。既に置いて之れを黜げんには、必ず亂を爲さん。且つ其の人蜂目にして豺聲、忍人なり、立つべからず、と。王退ぞいて夫人に問ふ。子督曰く、令尹の言信に従ふべし、と。王聽かず、遂に之を立つ。其の後商臣、子上が蔡を救ふの事を以つて、子上を誣して之れを殺す。子督、其の保に謂つて曰く、吾れ聞く、婦人の事、饋食の間に在るのみと。然りと雖も心の見る所、吾れ藏すこと能はず。夫れ昔者子上、太子の立つべからざるを言へり。太子之を怨み、誣して之を殺す。王、明察せず、遂に罪なきを辜す。是れ白黒顛倒し、上下錯謬するなり。王、寵子多し、皆國を得んと欲す。太子は貪忍なり、恐らくは其の所を失はん。王又不明にして以て之を照すことなし。庶嫡

何以事王。王曰。善。遂立以爲夫人。處期年。王將立公子商臣以爲太子。王問之。子上曰。君之齒未也。而又多寵子。既置而黜之。必爲亂矣。且其人蜂目而豺聲。忍人也。不可立也。王退而問于夫人。子督曰。令尹之言信可從也。王不聽。遂立之。其後商臣

分爭し、禍必ず興らん、と。後王又公子職を立てんと欲す。職は商臣が庶弟なり。子督退いて其の保と言つて曰く、吾れ聞く、信は疑はれずと。今者王、必ず將に職を以て太子に易へんとす。吾れ懼らくは禍亂の作らんことを。而して之を王に言ふ、王應ぜず。其は太子が我が子にあらざるが爲を以て、吾れ之を誣する者と疑ふならんか。夫れ疑はれて生きんには、衆人孰か其の然らざるを知らん。其の義なくして生きんよりは、死して以て之を明かにせんに如かじ。且つ王吾が死を聞かば、必ず太子の釋つべからざるを寤らん、と。遂に自殺す。保母其の言を以て王に通す。是の時太子、王の之を廢せんと欲するを知れり。遂に師を興し亂を作して王宮を圍む。王、熊蹯を食うて死せんことを請ふ。得べからず、遂に自ら經る。君子曰く、至仁にあらずんば孰れ能く身を以て試みん。詩に曰く、命に舍ること渝らず、とは、此の謂なり。頌に曰く、子督先づ識り、節を執つて常あり。顧みざるに興りて、卒に成王

以子上救蔡之事。謂子上。而殺之。子晉謂其保曰。吾聞婦人之事。在于饋食之間而已。雖然心之所見。吾不能藏。夫昔者子上言太子之不可立也。太子怨之。謂而殺之。王不察。遂幸無罪。是白黑顛倒。上下錯謬也。王多寵子。皆欲得國。太子貪忍。恐失其所。王又不明。無以照之。庶嫡分爭。禍必興焉。後王又欲立公子職。職商臣庶弟也。子晉退而與其保言曰。吾聞信不見疑。今者王必將以職易太子。吾懼禍亂之作也。而言之于王。王不應。其以太子爲非。吾子疑吾謂之者乎。夫見疑而生。衆人孰知其不然。與其無義而生。不如死以明之。且王聞吾死。必寤太子之不可釋也。遂自殺。保母以其言通于王。是時太子知王之欲廢之也。遂與師作亂。圍王宮。王請食。熊蟠而死。不可得也。遂自經。君子曰。非至仁。孰能以身

に配す。商臣が亂を知つて、之を言ふこと甚だ強し。自ら子にあらざることを嫌ひ、以て身を殺して盟ふ。

- つきそひをんな
- 宮中婦人の居る所
- 宮中の婦人
- 首を傾けて仰ぎ見る
- まともによゝみゆく
- 許嫁を與へて高位に上せんと也
- あもきくちる
- 手あつき藤
- たゞしくやはらぎたるかんばせ
- 婦人としてのぎやうぞ
- まる一年
- 時の長官
- 成王年いまだ若くして愛する子運多ければ、商臣を太子とせば、他の公子達は怨望して必ず亂をなさん
- 孫忍酷薄平氣で不義を行ふの人なり
- 國の名
- 國言して
- 召使の婦人
- 食事
- 心に感ずること
- 善惡顛倒上下あやまる也
- むさぼりてあくを知らざること
- 鹿子嶋子互に分かれて争ひ
- 妾腹の弟
- 聴かざる也
- 商臣を所す也、一説に當に子職と作すべしと
- いくさ
- 熊掌に同じ、熊のたなご、その料理を食ふ間の醜像を求めしも得ず
- 樹死

試。詩曰。舍命不渝。此之謂也。頃曰。子晉先識。執節有常。與于不顧。卒配成王。知商臣亂。言

三 晉圍の懷嬴

懷嬴者秦穆公之女。晉惠公太子之妃也。圍質于秦。穆公以嬴妻之。六年圍將逃歸。謂嬴氏曰。吾去國數年。子父之接忘。而秦晉之友。不加親也。夫鳥飛反鄉。狐死首丘。我其首晉而死。子其與我行。

懷嬴は秦の穆公の女、晉の惠公の太子の妃なり。圍、秦に質たり。穆公、嬴を以て之を妻す。六年にして、圍、將に逃れ歸らんとす。嬴氏に謂つて曰く、吾れ國を去つて數年、子父の接忘れて、秦・晉の友、親を加へず。夫れ鳥飛んで郷に反り、狐死して丘を首にすと。我れ其れ晉に首して死なん、子其れ我と與に行かんや。嬴氏對へて曰く、子は晉の太子なり、秦に辱めらる。子の去らんと欲する、亦宜ならずや。然りと雖も寡君、婢子をして巾櫛を侍り執らしむるは、以て子を固くせんとなり。今吾れ以て子を結むに足らず、是れ吾が不肖なり。子に従つて歸らんは、是れ君を乗つるなり。子の謀を言はんは、是れ妻の義に負くなり。三者一も行ふべき無し。吾れ子に従はずと雖も、子行け。吾

乎。羸氏對曰。子晉太子也。辱于秦。子之欲去。不亦宜乎。雖然。寡君使婢子侍執巾櫛。以固子也。今吾不足

以結子。是吾不肖也。從子而歸。是棄君也。言子之謀。是負妻之義也。三者無一可也。行雖吾不從。子也。子行矣。吾不敢泄言。亦不泄言。操心甚平。不告所從。無所阿傾。以懷羸。圍將與逃。羸不肯聽。亦不泄言。操心甚平。不告所從。無所阿傾。

れ敢て言を泄らさじ、亦敢て從はじ、と。子圍、遂に逃れ歸る。君子謂ふ、懐羸、善く夫婦の間に處せり。

頌に曰く、晉の圍、秦に質たり、配するに懐羸を以てす。圍、將に與に逃れんとし、羸、肯て聽かず。亦言を泄らさず、心を操ること甚だ平かなり。從ふ所を告げず、阿り傾く所なし。

- 太子の名、質はひとじち也
- 我れ秦國に質となりし以來子と父とのよし絶えたるも、秦と晉と友國のし
- たし加はらぬと也
- 其の本を忘れざるにいふ
- 晉の國に歸りて死せんとも
- 質は囚にひとしければ辱めらるゝといふ也
- 我が父なれども國の主なれば寡君と云ふ、婢子は卑下して自ら稱す也
- 願の道具、妻として君に事へしむと也
- 此の國に留る心を固くせしめんとも
- 我が力にて君の心を結び付くことを得ず
- 國の主を指す
- 脱出の陰謀を告ぐる事
- むあはすこと
- 國のいひたること
- 吾が意志を曲げず正しきに從つて事をなす

四 楚昭の越姫

楚昭越姫の者。越王句踐の女。楚昭王之遊。蔡姬在左。親乘駟以馳逐。遂登附社之臺。以望雲夢之圃。觀士大夫逐者。既乃願謂二。二曰。樂乎。蔡姬對曰。樂。王曰。吾願與子生若此。死又若此。蔡姬曰。

楚昭の越姫は越王句踐の女、楚の昭王の姫なり。昭王、燕遊す、蔡姬左に在り、越姫右に參す。王、親ら駟に乗つて以て馳逐す。遂に附社の臺に登りて、以て雲夢の圃を望み、士大夫の逐ふ者を觀る。既に驩びて乃ち願みて二姫に謂つて曰く、樂しきか。蔡姬對へて曰く、樂し。王曰く、吾れ願はくは、子と與に生きて此の若くし、死して又此の若くせん。蔡姬曰く、昔、敝邑の寡君、固に衆の黎民の役を以て、君王の馬足に事ふ。故に婢子の身を以て、苞苴玩好と爲す。今乃ち妃嬪に比す。固に願はくは、生きて樂みを俱にし、死して時を同じうせんことを。王願みて史に謂つて之を書かしむ。蔡姬に孤に從つて死することを許すと。乃ち復た越姫に謂ふ。越姫對へて曰く、樂しきは則ち樂し、然れども久しうすべからず。王曰く、吾れ願はくは、子と與に生きて此の若くし、死して此の

昔敵邑寡君。固以衆黎民之役事君。王之馬足。故以二婢子之身。爲二苞。宜玩好。今乃比于記。積。固願生俱樂。死同時。王願謂史書之。蔡姬許從。孤死。矣。乃復謂越。姬。越姬對曰。樂則樂矣。然而不可久也。王曰。吾願與子生若此。死若此。其不可得乎。越姬對曰。昔者吾先

若くせん。其れ得べからざらんか。越姫對へて曰く、昔者、吾が先君莊王、淫樂すること三年、政事を聽かず。終にして能く改めて卒に天下に霸たり。妾、君王を以て、能く吾が先君に法り、將に斯の樂を改めて、政に勤めんとすと爲ししに、今則ち然らずして婢子に要するに死を以てす。其れ得べけんや。且つ君王、東帛乘馬を以て、婢子を弊邑の寡君に取り、之を太廟に受けて死を約せず。妾、之を諸姑に聞けり。婦人は死を以て君の善を彰し、君の寵を益すと。其の苟も其の闇死に從ふを以て榮となすことを聞かず。妾は敢て命を聞かず、と。是に于て王寤つて越姫の言を敬ふ。而も猶ほ蔡姫を親嬖す。居ること二十五年、王、陳を救ふとき二姫從ふ。王病みて軍中に在り。赤雲日を夾みて飛鳥の如くなるものあり。王、周史に問ふ。史曰く、是れ王の身に害あり、然も以て將相に移すべし。將相之を聞き、將に身を以て神に禱らんと請はんとす。王曰く、將相の孤に於ける、猶ほ股肱のごとし。今、禍を移すも、庸ぞ是の身を去ることを爲さん

君莊王。淫樂三年。不聽政事。終而能改卒。謂天下。妾以君王爲不能法。吾先君。將改。斯樂。而動於政也。今則不然。而要婢子。以死。其可得乎。且君王以東帛乘馬。取婢子于弊邑。寡君。受之。太廟也。不約死。妾聞之。諸姑。婦人以死。彰君之善。益君之寵。不聞其以苟從。其

やと。聽かず。越姫曰く、大なる哉、君王の徳、是を以て、妾、王に從ふことを願ふ。昔日の遊は燕樂なり、是の以に敢て許さず。君王、禮に復るに及んで、國人皆將に君王の爲に死せんとす。而るを況や妾に于てをや。請ふ願はくは、先づ狐狸を地下に驅らん。王曰く、昔の遊樂は吾れ戯れたるのみ。若し將に必ず死せんには、是れ孤の不徳を彰すなり。越姫曰く、昔日、妾、口に言はずと雖も、心に既に之を許しぬ。妾聞く、信ある者は其の心に負かず、義ある者は虚しく其の事を設けずと。妾、王の義に死すべくも、王の好みには死せじ、と。遂に自殺す。王の病甚し。位を三弟に讓る。三弟聽かず。王、軍中に薨す。蔡姫、竟に死する能はず。王の弟子間、子西・子期と與に謀つて曰く、母信ある者は其の子必ず仁なりと。乃ち師を伏し壁を閉ぢ、越姫の子熊章を迎へて立つ。是を惠王と爲す。然して後兵を罷めて歸り、昭王を葬る。君子謂ふ、越姫、信にして能く義に死す。詩に曰く、德音遠ふなくんば、爾と死を同じうせん、とは、越姫の謂なり。

閻死爲榮。妾不致聞命。于不致聞命。越姬之言。而猶親嬖蔡姬也。居二十五年。王救陳。二姬從。王病在軍中。有赤雲夾日。如飛鳥。王問周史。史曰。是害王身。然可移於將相。將相聞之。將請以身壽。

頌に曰く、楚昭の遊樂、姫の死に従はんことを要す。蔡姫、王に許し、越姫、禮を執る。終に獨り節に死し、群臣嘉美す。維れ斯の兩姫、其の徳比あらず。

- ① 姫は王妻の別名、或は蔡妾の體稱とも云ふ
- ② 宴して遊ぶこと
- ③ 蔡の國より來りたる姫
- ④ 侍坐す
- ⑤ 四面立の車
- ⑥ かける
- ⑦ 祭祀を行ふ處
- ⑧ 園は獸を畜ふ苑、雲夢は園の名
- ⑨ 獸を狩らんとてかけまはる
- ⑩ 蔡國の主を指す、乃ち姫の父なり
- ⑪ 諸民の如き賤しきつとめをして君王に御仕へ申す、謙辭也
- ⑫ 苞直はへいもつ、玩好はなぐさみもの
- ⑬ ささき
- ⑭ 記録を司る官
- ⑮ 王に蔡妃殉死を盟ふの意
- ⑯ 成程樂しけれど斯る樂は久しきを待ず
- ⑰ 先代の主
- ⑱ 共に死せんことを要求す
- ⑲ 布帛十反を東
- ⑳ ねたるもの
- ㉑ 越國の主、姫の父
- ㉒ 祖先のたまや
- ㉓ 側仕ふる多くの老婦人を指す
- ㉔ いぬじ
- ㉕ にといふにひとし
- ㉖ したしみあいすること
- ㉗ 國の名
- ㉘ 周の記録官
- ㉙ 王の害を將相に轉じ移す
- ㉚ ことを得べしと也
- ㉛ 人のも、ひじの如く我が爲にたよりとする意
- ㉜ あそびたのしむ
- ㉝ 王の心に從はぬ意
- ㉞ 妾、先ちて死して王の爲めに地下の狐狸を懼はん
- ㉟ 子閻・子西・子朔の三人
- ㊱ 軍隊を伏せ、とりでの出入りを止めて
- ㊲ 越姫の生める閻王の子也
- ㊳ 邲風谷風に出づ、前出

於神。王曰。將相之於孤。猶股肱也。今移禍焉。庸爲去是身乎。不聽。越姫曰。大哉。君王之徳。以是妾願從王矣。昔日之遊燕樂也。是以不致許。及君王復于禮。國人皆將爲君。王死。而況于妾乎。請願先驅。孤狸于地下。王曰。昔之遊樂。吾戲耳。若將必死。是彰孤之不徳也。越姫曰。昔日妾雖口不言。心既許之矣。妾聞信者。不負其心。義者不虛設其事。妾死。王之義不。死。王之好也。遂自殺。王病甚。讓位于三弟。三弟不徳。王薨于軍中。蔡姫竟不能死。王弟昭遊樂。要姫從死。蔡姫許王。越姫執禮。終獨死節。群臣嘉美。維斯兩姫。其徳不比。

五 蓋將の妻

蓋之偏將丘子之妻也。戎伐蓋。殺其君。令于蓋。群臣曰。敢有自殺者。妻子盡誅。丘子自殺。人救之不得死。既歸。其妻謂之曰。吾聞將節勇而不果。生。故士民盡力而不畏死。

蓋の偏將丘子の妻なり。戎、蓋を伐つて其の君を殺す。蓋の群臣に令して曰く、敢て自殺する者あらば、妻子盡く誅せんと。丘子自殺し、人之を救うて死するを得ず。既にして歸る。其の妻之に謂つて曰く、吾れ聞く、將節勇にして生を果さず、故に士民力を盡して死を畏れず。是の以に戦へば勝ち攻むれば取る、故に能く國を存し君を安んず。夫れ戦ひて勇を忘るゝは孝にあらず、君亡びて死せざるは忠にあらず。今、軍敗れ君死す。子獨り何ぞ生きん。忠孝身に忘る、何ぞ忍んで以て歸るや。丘子曰く、蓋は小にして我は大なり、吾れ力畢き能盡き、君不幸にして死す。吾れ固に自殺せり、救はるゝを以ての故に死するを得ざり

是以戰勝攻取。故能存國安君。夫戰而忘勇。非孝也。君亡不死。非忠也。今軍敗。君死。子獨何生。忠孝忘于身。何忍以歸。丘子曰。蓋小戎大。吾力畢能盡。君不幸而死。吾固自殺也。以救故不得死。其妻曰。曩日有救。今又何也。丘子曰。吾非愛身也。戎令曰。自殺者。誅及

き。其の妻曰く、曩日は救あり、今又何ぞや。丘子曰く、吾れ身を愛むにあらす。戎令して曰ふ、自殺する者は誅妻子に及ばんと。是を以て死せず、死するも又何ぞ君に益あらん。其の妻曰く、吾れ之を聞く、主憂ふれば臣辱められ、主辱めらるれば臣死すと。今、君死して子死せず、義と謂ふべけんや。多く士民を殺し、國を存すること能はずして、而も自ら活く、仁と謂ふべけんや。妻子を憂へて、仁義を忘れ、故君に背いて強暴に事ふ、忠と謂ふべけんや。人として忠臣の道、仁義の行なくんば、賢と謂ふべけんや。周書に曰ふ、君を先にして臣を後にす。父母を先にして兄弟を後にす。兄弟を先にして交友を後にす。交友を先にして妻子を後にすと。妻子は私愛なり、君に事ふるは公義なり。今子、妻子の故を以て、人臣の節を失ひ、君に事ふるの禮を無し、忠臣の公道を棄て、妻子の私愛を營み、生を偷みて苟も活く。妾等之を恥づ。況や子に于てをや。吾れ子と與に恥を蒙つて生くること能はず、と。遂に自殺す。戎の君之を賢とし、

妻子。是以不。死。死。又。何。益。子。君。其。妻。曰。吾。聞。之。主。憂。臣。辱。主。辱。臣。死。今。君。死。而。子。不。死。可。謂。義。乎。多。殺。士。民。不。能。存。國。而。自。活。可。謂。仁。乎。憂。妻。子。而。忘。仁。義。背。故。君。而。事。強。暴。可。謂。忠。乎。

祠るに大牢を以てし、而して將の禮を以て之を葬る。其の弟に金百鎰を賜ひ、以て卿と爲して、別に蓋を治めしむ。君子謂ふ、蓋將の妻、潔にして義を好み。詩に曰く、淑人君子、其の徳回ならず、とは、此の謂なり。頌に曰く、蓋將の妻、節に據つて銳情あり。戎既に蓋を滅して、丘子獨り生く。妻死せざるを恥ちて、五榮を陳設す。夫の爲に先づ死して、卒に顯名を遺す。

- ① 國の名、偏將は副將
- ② 生を果さずとは死を輕んじて生を全うせんことを期せざる意
- ③ 前の日也
- ④ 戎を指す
- ⑤ 大牢は牛羊家の稱、盛大なる式典を以て祭るをいふ
- ⑥ 朝廷の高官
- ⑦ 小雅北山既鑿窟に出づ
- ⑧ 而義を守り其の心情するどし
- ⑨ 臣としての五つのはまれ、蓋し前文の義・仁・忠・賢・禮を反しいふ也
- ⑩ あきらかなる意

魯義姑姊者魯野之婦人齊攻魯至郊望見一婦人抱一兒而行軍且及之棄其所抱抱其所隨而走山兒隨而啼婦人遂行不顧齊將問兒曰走者爾母耶曰是也母所抱者誰也曰不也齊將乃追之軍士引

六 魯の義姑姊

魯の義姑姊は魯野の婦人なり。齊、魯を攻む。郊に至つて、一婦人の一兒を抱き、一兒を携へて行くを望み見る。軍且に之に及ばんとするとき、其の抱く所を棄て、其の携ふる所を抱いて山に走る。兒随つて啼く。婦人遂に行きて顧みず。齊の將、兒に問うて曰く、走る者は爾が母なりや。曰く、是れなり。母の抱く所の者は誰ぞ。曰く、知らず、と。齊の將、乃ち之を追はしむ。軍士、弓を引いて將に之を射んとす。曰く、止め。止らずんば吾れ將に爾を射んとす、と。婦人乃ち還る。齊の將問ふ、抱く所の者は誰ぞ、棄つる所の者は誰ぞ。對へて曰く、抱く所の者は妾が兄の子、棄つる所の者は妾の子なり。軍の至るを見て、力兩ながら護ること能はず、故に妾の子を棄てたり。齊の將曰く、子の母に于る、其れ親愛なり、痛めること心に甚しからん。今之を釋つて反つて兄の子を抱くは

弓將射之。曰。止。不止。吾將射爾。婦人乃還。齊將問。所抱者誰也。對曰。所抱者妾兄之子也。所棄者誰也。對曰。所棄者妾之子也。見軍之至。力不能兩護。故棄妾之子。齊將曰。子之父母其親愛也。痛甚乎。心。今釋之。而反抱兄之子。何也。婦人曰。己之子私愛也。兄之子公義也。

何ぞや。婦人曰く、己の子は私愛なり、兄の子は公義なり。夫れ公義に背きて私愛に嚮ひ、兄の子を亡うて妾が子を存し、幸にして幸を得ば、則ち魯の君、吾を畜れじ、大夫、吾を養はじ、庶民國人、吾に與せじ。夫れ是の如くんば、則ち肩を脅して容るゝ所なく、足を累ねて履む所なけん。子痛しと雖も獨り義を何とか謂はん。故に忍んで子を棄てて義を行ふなり。義なくして魯國を視ること能はじ、と。是に于て齊の將、兵を按へて止り、人をして齊の君に言はしめて曰く、魯未だ伐つべからず。乃ち境に至るに、山澤の婦人のみ、猶ほ節を持ちし義を行ふことを知りて、私を以て公を害せず。而るを況や朝臣士大夫に于てをや。請ふ還らん、と。齊の君之を許す。魯の君之を聞きて、婦人に束帛百端を賜ひ、號して義姑姊と曰ふ。君子謂ふ、義姑姊、公正誠信にして義を行ふに果せり。夫れ義、其れ大なる哉、匹婦にありと雖も、國猶ほ之に頼る。況や禮義を以て國を治むるをや。詩に云く、覺なる徳行あれば、四國順ふ、とは、此の謂なり。

也。夫背公義。而私愛亡兄子。而存妾子。幸而得幸。則魯君不吾畜。大夫不吾養。庶民國人。不吾與也。夫如是。則魯無所容。而累足無所履也。子雖痛乎。獨謂義何。故忍棄子而行義。不能無義。而視魯國。子之齊將按兵而止。使三人言于齊君。曰。魯未可伐也。乃至于境。山澤之婦人耳。猶知持節行義。不以私害公。而況于朝臣士大夫乎。請還齊君許之。魯君聞之。賜婦人束帛百端。號曰義姑。婦人子謂義姑。公正誠信。果于行義。夫義其大哉。雖在匹婦。國猶賴之。況以禮義治國乎。詩云。有覺德行。四國順之。此之謂也。頃曰。齊君攻魯。義姑有節。見軍走山。棄子抱姪。齊將問之。賢其推理。號婦爲義。齊兵遂止。

頌に曰く、齊の君魯を攻む、義姑節あり。軍を見て山に走り、子を棄てて姪を抱く。齊の將之を問ひて、其の理を推すことを賢とす。婦を號して義と爲し、齊の兵遂に止む。

一説、本文に兄の子とあるに、より姑婦は當に姑妹の誤ならんと、想ふに姑婦は後人の歌稱にして強ち妹婦の別に上れるにあらざるか ② 城外のみなみ ③ 慈愛をいふ ④ 山澤の間に住める所の一婦人の少との意 ⑤ 原本「公正」の上の「君子謂義姑節」の六字、顧廣圻改訂の説によりて補ふ ⑥ 其の道理の有る所を推し闡めていふ

代趙夫人者。趙簡子之妻也。襄子之夫人也。簡子既葬。襄子未除服。聽登夏屋。誘代王。使三厨人持斗以食代王。及從者。行斟。陰令宰人各以一斗擊殺代王及從者。因舉兵。平代地。而迎其姊趙夫人。夫人曰。吾受先君之命。事代王。今十有餘年矣。代無大故。

七 代の趙夫人

代の趙夫人は趙簡子の女、襄子の夫人なり。簡子既に葬り、襄子未だ服を除かず。馳せて夏屋に登り、代王を誘ひ、厨人をして斗を持して以て代王と從者と共に食せしめて行斟し。陰かに宰人をして各一斗を以て代王と從者とを擊殺さしむ。因つて兵を擧げ、代の地を平けて其の姊趙夫人を迎ふ。夫人曰く、吾れ先君の命を受け、代王に事ふることに、今に十有餘年。代、大故なくして主君殘はれ、今代、已に亡びぬ。吾れ將た奚ぞ歸らん。且つ吾れ之を聞く、婦人義を執りて二夫なしと、吾れ豈に二夫あらんや、我を迎へて何にか之かんと欲する。弟を以てして夫を慢るは義にあらず、夫を以てして弟を怨むるは仁にあらず。吾れ敢て怨みず、然も亦歸らじと。遂に泣きて天に呼はり、磨笄の地に自殺す。代人皆之を懷ふ。君子謂ふ、趙夫人善く夫婦の間に處す。詩に云く、僭はず賊はざれば、則たらざる鮮し、とは、此の謂なり。

頌に曰く、惟れ趙襄子、代の夫人の弟代王を襲ひ滅して、其の姊を迎へ取ら

而主君殘之。今代已亡。吾將奚歸。且吾聞之。婦人執義無二夫。吾豈有二夫哉。欲迎我何之。以弟慢夫非義也。以夫怨弟非仁也。吾不敢怨。然亦不歸。遂泣而呼天。自殺于磨笄之地。代人皆懷之。君子謂趙夫人善處夫婦之間。詩云。不備不賊。鮮不爲則。此之謂也。頌曰。惟趙襄子。代夫人弟。製滅代王。迎取其姊。姊引義理。稱節禮。不歸不怨。遂留野死。

んとす。姊、義理を引き、節禮を稱説し、歸らず怨みず、遂に野に留つて死す。
● 代は國名 ● 喪服 ● 史記趙世家に「北登夏屋」に作る、趙は北の國なり、夏屋は山の名 ● 料理人
● ひしやく、酒器 ● 酌をする ● 製禮の者 ● 先代の王、父也 ● 重大なる事故 ● 史記に上れば筭を磨きて自殺せる故、後人其地を磨笄之山と稱せる也

八 齊の義繼母

齊義繼母者齊二子之母也。當宣王時。有入鬪死于道者。吏訊之。

齊の義繼母は齊の二子の母なり。宣王の時に當つて、人の道に鬪ひ死せる者あり。吏之を訊ふに、一劍を被り、二子兄弟其の傍に立つ。吏之に問ふ。兄弟、我れ之を殺せり。弟の曰く、兄にあらす、乃ち我れ之を殺せり、と。期年に

被一劍。二子兄弟立其傍。吏問之。兄曰。我殺之。弟曰。非兄也。乃我殺之。期年吏不能決。言之于相。相不能決。言之于王。王曰。今皆赦之。是縱有罪也。皆殺之。是誅無辜也。寡人度其母能知子善惡。試問其母。聽其所欲。殺活之。相召其母。問之曰。母之子殺誰。兄弟欲相

して吏決する能はず、之を相に言ふ。相決する能はず、之を王に言ふ。王曰く、今皆之を赦せ、是れ縱ひ罪あるも、皆之を殺さば、是れ辜なきを誅するなり。寡人度るに、其の母能く子の善惡を知らん。試みに其の母に問ひ、其の活殺せんと欲する所に聽かんと。相、其の母を召して、之に問うて曰く、母の子、人を殺す、兄弟、死に相代らんと欲す。吏決する能はず、之を王に言ふ。王、仁惠あり、故に問ふ。母、何れをか殺活せんと欲する所ぞ。其の母泣いて對へて曰く、其の少き者を殺さん。相、其の言を受け、因つて之に問うて曰く、夫れ少子は人の愛する所なり。今之を殺さんと欲するは何ぞや。其の母對へて曰く、少き者は妾の子なり。長ぜる者は前妻の子なり。其の父疾みて且に死せんとするの時、之を妾に屬して曰く、善く之を養視せよと。妾が曰く、諾と。今既に人の託を受け、人に許すに諾を以てす。豈に以て人の託を忘れて、其の諾と信にせざるべけんや。且つ兄を殺し弟と活かさば、此れ私愛を以て公義を廢つるなり。言を背き信を忘

代死。更不_レ能_レ決。言_二之于王_一。王有_二仁惠_一。故問。母何所_レ欲_二殺活_一。其母泣而對曰。殺_二其少者_一。相愛_二其言_一。因而問_レ之曰。夫少子者。人之所_レ愛也。今欲_レ殺_レ之。何也。其母對曰。少者妾之子也。長者前妻之子也。其父疾且_レ死之時。屬_二之于妾_一。曰。善養_二視_レ之_一。妾曰。諾。今既受_二人之託_一。許_レ人以_レ諾。豈可_レ以忘_二人之託_一。而不信_二其諾_一耶。且殺_レ兄活_レ弟。是以_二私愛_一廢_二公義_一也。背_レ此の謂なり。

頌に曰く、義繼、信誠にして、公正理を知る。親ら罪ありと假り、相讓つて已ます。吏決する能はず、王以て母に問ふ。信に據り義を行ひ、卒に二子を免れしむ。

- 義に強きまは、● 兄弟二人の子 ● 役人 ● 一個所のきず ● 一年 ● 宰相 ● 推しはかる
- に ● どちらの子を活かしどちらの子を殺さんと欲するかを問ひ、その考通りにせん ● わかき子 ●
- たのむ ● やしなひきだつ ● 道 ● 潔白にして謹謹 ● 大雅生民卷阿の篇

言忘_レ信。是欺_二死者_一也。夫言不_二約束_一。已諾不_レ分。何以居_二于世_一哉。子雖_レ痛乎。獨謂_二行何_一。泣下沾襟。相入言_二于王_一。王美_二其義_一。高_二其行_一。皆赦不_レ殺。而尊_二其母_一。號曰_二義母_一。君子謂_二義母_一信而好_レ義。潔而有_レ讓。詩曰。愷悌君子。四方爲_レ則。此之謂也。頌曰。義繼信誠。公正知_レ理。親假_レ有_レ罪。相讓不_レ已。吏不能_レ決。王以_レ問_レ母。據_レ信行_レ義。卒免_二二子_一。

九 魯の秋が潔婦

潔婦者魯秋胡子妻也。既納_レ之。五日去而宣_二于陳_一。五年乃歸。未_レ至家。見_二路傍婦人_一採_レ桑。秋胡子悅_レ之。下車謂_レ曰。若曝_レ採桑。吾行道遠。願_二託_レ桑蔭_一。下澆_レ下齋休焉。

潔婦は魯の秋胡子が妻なり。既に之を納れ、五日にして去つて陳に宣す。五年にして乃ち歸り、未だ家に至らず、路傍に婦人の桑を採るを見る。秋胡子之を悦び、車を下りて謂つて曰く、若く曝に桑を採る、吾れ道を行くこと遠し、願はくは桑蔭に託し、澆を下し齋を下して休せん。婦人、桑を採つて輟めず。秋胡子謂つて曰く、田を力むるは豊年に逢ふに如かず、桑を力むるは國卿に見ゆるに如かず。吾れ金あり、願はくは以て夫人に與へん。婦人曰く、嘻、夫れ桑を採つて力作し、紡績織紙して、以て衣食を供し、二親に奉じ、夫子を養ふ。吾

婦人探桑不
輟。秋胡子謂
曰。力田不如
逢三豐年。力桑
不如見三國卿。
吾有金。願以
與夫人。婦人
曰。嘻。夫探桑
力作。紡績織
紵。以供衣食。
奉三親。養三夫
子。吾不願金。
所願。卿無有
外意。妾亦無
淫佚之志。敢
子之齋。與三
金。秋胡子遂
去。至家。奉金
遺母。使人喚
婦至。乃向探

れ金を願はず、願ふ所は、卿に外意あることなく、妾亦淫佚の志なからんこととを。子の齋と笥金とを收めよ。秋胡子遂に去つて家に至り、金を奉じて母に遺る。人をして婦を喚んで至らしむ、乃ち向に桑を採れる者なり。秋胡子慙づ。婦曰く、子、束髪修身して親を辭し往いて仕ふ。五年にして乃ち還るを得て、當に親戚を見るに、欣悦馳驟し、塵を揚げて疾く至るべきに、今や乃ち路傍の婦人を悦び、子の装を下し金を以て之に予ふ。是れ母を忘れたるなり。母を忘るゝは不孝、色を好むは淫佚、是れ汚行なり。汚行は不義なり。夫れ親に事へて不孝なれば、則ち君に事へて不忠なり。家に處して不義なれば、則ち官を治めて不義なり。孝義並び亡へば必ず遂げじ。妾、子を見るに忍びず、改め娶れ。妾亦嫁せじ、と。遂に去つて東に走り、河に投じて死す。君子曰く、潔婦、善に精し。夫れ不孝は、其の親を愛せずして、其の人を愛するより大なるはなし。秋胡子これあり。君子曰く、善を見ては及ばざるが如くし、不善を見ては湯を探るが如く

桑者也。秋胡
子慙。婦曰。子
束髮修身。辭
親往仕。五年
乃得還。當見
親戚。欣悅馳
驟。揚塵疾至
今也。乃悅路
傍婦人。下子
之裝。以金予
之。是忘母也。
忘母不孝。好
色淫佚。是汚
行也。汚行不
義。夫事親不
孝。則事君不
忠。處家不義。
則治官不理。孝
義並亡。必不遂
矣。妾不忍見子
改娶矣。妾亦不
嫁。遂去而東走。
投河而死。君子
曰。見善如不及。
見不善如探湯。
秋胡子婦之謂
也。詩云。惟是
褊心。是以爲刺。
此之謂也。頌曰。
秋胡四

す、とは、秋胡子が婦の謂なり。詩に云く、惟れ是の褊心、是の以に刺を爲す、とは、此の謂なり。
頌に曰く、秋胡、西に仕へ、五年にして乃ち歸る。妻に遇うて識らず、心に淫思あり。妻、執つて二なし、歸つて相知る。夫の義なきを恥ぢ、遂に東して河に赴く。

● 潔白なるつまの義 ● めとる ● 仕官す ● 懸着する也 ● 桑の樹の蔭に身をよせて ● くひもの
● もちもの ● 止めず ● 田に農業をつとめる ● 桑採りにつとめる ● 國の上官 ● はたらくこ
と ● 紡績はつむぐこと織紵は織ること ● 着ると食ふと ● 且那樣にあだし心なく、わたくしにも亦み
だちなこゝろがしなからんことを願ふと也 ● もちものと笥のかね ● 修身の二字文選注の引文によりて
補ふ ● 「見親戚」の三字文選注により補ふ、欣悦「原本に「所悦」に作る、一氏の説により改む ● 原本「種」
に作る、亦文選注に従ふ ● 成し遂げがたし ● 改めて他より娶れ ● 不善を見ては熱湯を手探りする如
く、之に觸るゝを恐ると也

仕。五年乃歸。遇妻不識。心有淫思。妻執無二。歸而相知。恥夫無義。遂東赴河。

十 周の主が忠妾

周主忠妾者。周大夫妻之。媵妾也。大夫號主父。自衛仕于周。二年且歸。其妻淫于鄰人。恐主父覺。其淫者憂之。妻曰。無憂也。吾爲毒酒。封以待之。矣。三日主父至。其妻曰。吾爲子勞。封酒相待。使媵婢

周の主が忠妾は周の大夫の妻の媵妾なり。大夫は主父と號す。衛より周に仕ふ。二年にして且に歸らんとす。其の妻、鄰人に淫す、主父の覺らんことを恐れて、其の淫する者之を憂ふ。妻曰く、憂ふるなかれ。吾れ毒酒を爲り封して以て之を待たん。三日にして主父至る。其の妻曰く、吾れ子の爲に勞して酒を封して相待つと。媵婢をして酒を取つて之を進めしむ。媵婢心に其の毒酒なるを知る。計り念ふに、之を進めば則ち主父を殺して不義なり。之を言はば又主母を殺して不忠なりと。猶與す。因つて陽り僞れて酒を覆す。主大に怒りて之を答つ。既已にして妻、媵婢の之を言はんことを恐れ、因つて他の過を以て答ちて之を殺さんと欲す。媵、將に死せんとすることを知れども、終に言はず。主父

取酒而進之。媵婢心知其毒酒也。計念進之。則殺主父。不義。言之又殺主母。不忠。猶與。因陽僞覆酒。主大怒而答之。既已。妻恐媵婢過答欲殺之。終不。言。主父弟閉其事。具以告主父。主父驚乃免媵婢。而答殺其妻。使人陰問媵婢曰。汝知其

の弟、其の事を聞きて、具に以て主父に告ぐ。主父驚き乃ち媵婢を免して其の妻を答ち殺す。人をして陰に媵婢に問はしめて曰く、汝、其の事を知りながら、何が以に言はずして、反つて幾ど死せんとせしや、と。媵婢曰く、主を殺して以て自ら生きんには、又主を辱むるの名あり。吾れ死せば則ち死せんのみ、豈に之を言はんや、と。主父其の義を高しとし、其の意を貴みて、將に納れて以て妻と爲さんとす。媵婢辭して曰く、主辱められて死す、而して妾獨り生くるは、是れ禮なきなり。主の處に代るは、是れ禮に逆ふなり。禮を無し禮に逆ふこと、一あるも猶ほ愈ぎたり。今盡くこれ有り。以て生き難し、と。自殺せんと欲す。主之を聞きて、乃ち幣を厚うして之を嫁せんとす。四鄰、争ひて之を娶らんとす。君子謂ふ、忠妾、仁を爲すこと厚し。夫れ名、細しとして聞えざるはなく、行、隠るとして彰れざるはなし。詩に云く、言の醜いざるはなく、徳の報いざるはなし、とは、此の謂なり。

事何以不言。而反幾死乎。陵婢曰。殺主以自生。又有二辱主之名。吾死則死耳。豈言之哉。主父高其義。貴其

意。將納以爲妻。陵婢辭曰。主辱而死。而妾獨生。是無禮也。代主之處。是逆禮也。無禮逆禮。有一猶愈。今盡有之。難以生矣。欲自殺。主聞之。乃厚幣而嫁之。四鄰爭娶之。君子謂。忠妾爲仁厚。夫名無二。行無二。隱而不彰。詩云。無言不報。無德不報。此之謂也。頌曰。周主忠妾。慈惠有序。主妻淫僻。藥酒毒主。使妾奉進。僞以除賊。忠全其主。終蒙其福。

頌に曰く、周の主の忠妾、慈惠序あり。主妻、淫僻にして、藥酒、主に毒す。妾をして奉進せしむ、僞れて以て賊を除く。忠、其の主を全うし、終に其の福を蒙る。

- 忠義の婢
- つきそひの女
- 國家の人と義進す
- ためらふ
- 伴なり
- 妻ること
- 地位
- 禮を無みすると禮に逆ふと二者共にあり
- 禮物
- みだちにしてよこしま

十一 魏の節乳母

魏節乳母者 魏公子之乳母。秦攻魏破

魏の節乳母は魏の公子の乳母なり。秦、魏を攻めて之を破り、魏の主殿を殺し、諸公子を誅す。而して一公子得ず。魏國に令して曰く、公子を得ん者は金千鎰を

之。殺魏主殿。誅諸公子。而一公子不得。令魏國曰。得公子者。賜金千鎰。匿之者。罪至夷。節乳母與公子俱逃。魏之故臣見乳母而諷之曰。乳母無恙乎。乳母曰。嗟乎。吾奈公子何。故臣曰。今公子安在。吾聞秦令者。有能得公子者。賜金千鎰。匿之者。罪至夷。乳母僞言

賜はん。之を匿す者は、罪、夷に至らん、と。節乳母、公子と俱に逃る。魏の故臣、乳母を見て之を識りて曰く、乳母恙なきや。乳母曰く、嗟乎、吾れ公子を奈何せん。故臣曰く、今公子安にか在る。吾れ秦の令なる者を聞くに、能く公子を得ん者あらば金千鎰を賜はらん、之を匿す者は、罪、夷に至らんと。乳母僞し之を言はば則ち以て千金を得べし、知つて言はざれば則ち昆弟類なからんと。乳母曰く、吁、我れ公子の處を知らず。故臣曰く、我れ公子と乳母と俱に逃れたりと聞けり。母の曰く、吾れ之を知ると雖も、亦終に以て言ふべからず。故臣曰く、今魏國已に破亡し、族已に滅ぶ。子、之を匿して尙ほ誰が爲にせんや。母吁きて言つて曰く、夫れ利を見て上に反く者は逆なり。死を畏れて義を棄つる者は亂なり。今逆亂を持して以て利を求めんこと、吾は爲さざるなり。且夫れ凡そ人の爲に子を養ふ者は、之を生さんことを務む、之を殺さんが爲には非ず。豈に賞を利し誅を畏るゝの故に、正義を廢てて逆節を行ふべけんや。妾生きて公子をして擒

之。則可以得千金。知而不肯。則昆弟無類矣。乳母曰。吁。我不知公子之處。故臣曰。我聞下公子與乳母俱逃。母曰。吾雖知之。亦終不可。以言。故臣曰。今魏國已破。亡族已滅。子匿之。尚誰爲乎。母呼而言曰。夫見利而反。上者逆也。畏死而棄義者。亂也。今持逆亂而以求

たらしむる能はず、と。遂に公子を抱きて深澤の中に逃る。故臣以て秦の軍に告ぐ。秦軍追ひ見て、争うて之を射る。乳母、身を以て公子の蔽と爲り、矢身に著く者數十、公子と俱に死す。秦王之を聞き、其の忠を守り義に死するを貴しとし、乃ち卿の禮を以て之を葬り、祠るに大牢を以てす。其の兄を寵して五大夫と爲し、金百鎰を賜ふ。君子謂ふ、節乳母、慈惠敦厚にして、義を重んじ財を輕んず。禮に、孺子の室を宮に爲り、諸母と阿者とを擇び、必ず其の寛仁慈惠温良恭敬、慎みて言寡き者を求めて、子の師たらしむ。次を慈母と爲し、次を保母と爲す。皆子の室に居て以て之を養ひ全うす。他人事無ければ往くことを得ず。夫れ慈なるが故に能く愛す。乳狗、人を搏ち、伏雞、狸を搏つ。恩、中心に出づればなり。詩に云く、行に死せる人あれば、尚ほ之を埋むること或り、とは、此の謂なり。頌に曰く、秦既に魏を滅し、其の子孫を購ふ。公子の乳母、與に俱に逃遁

利。吾不爲也。且夫凡爲人養子者。務生之。非爲殺之也。豈可利賞長誅之故。廢正義而行逆節哉。妾不能生而令公子擄也。遂抱公子逃于深澤之中。故臣以告秦軍。秦軍追見。爭射之。乳母以身爲公子蔽。矢著身者數十。與公子俱死。秦王聞之。貴其守忠死義。乃以卿禮葬之。祠以五大牢。寵其兄爲五大夫。賜金百鎰。君子謂節乳母慈惠敦厚。重義輕財。禮爲孺子室。于宮擇諸母及阿者。必求其寬仁慈惠温良恭敬。慎而寡言者。使爲子師。次爲慈母。次爲保母。皆居子室。以養全之。他人無事不得往。夫慈故能愛。乳狗搏人。伏雞搏狸。恩出于中心也。詩云。行有死人。尚或殮之。此之謂也。頌曰。秦既滅魏。購其子孫。公子乳母。與俱逃遁。守節執事。不爲利違。遂死不顧。名號顯遺。

す。節を守りて事を執り、利の爲に違はず。遂に死して顧みず、名號顯に遺る。

- 節を守る乳母の義 ● 一人の公子 ● 前に出づ ● 三族皆勇誠せると也。論語外傳には「十族」に作る ● もとのけりらひ ● きまうだいことごとく詳せられて一類盡きん ● 滅亡すること ● 魏主の一族滅びて亡し ● ふかきさほの中 ● 亂射す ● おはひ ● 上官の稱 ● 牛羊豕を備へて祭る、非常に節重の禮也 ● 五大夫の爵を加ふる也 ● いづくしみなきけふかきこと ● たから ● わちはべのへやを宮殿につくり ● 諸母は老いたるつげびと、阿者は諸母より身分低き傳母の稱 ● 寛仁はゆるやかにしてなざり心のある、慈惠はいつくしみめぐむ、温良にすなはなる、恭敬はうやうやくしくつゝしむ ● 兒に乳をのませ育ててゐる犬 ● 懸を抱いて伏せる雞は、疑をねらつて竊ひ密れる狸を搏つ ● なまけ ● 賞金を懸けて魏の子孫を得んとするがゆゑ ● なま

梁節姑姊者。梁之婦人也。因失火。兄子與其已子在火中。欲取其子。獨不得。兄子。火盛。不得復入。婦人將自趣火。其人止之曰。子本欲取兄之子。惶恐卒。悞得爾子。中心謂何。何至自赴火。婦人曰。梁國豈可。戶告人

十二 梁の節姑姊

梁の節姑姊は梁の婦人なり。失火に因つて、兄の子と其の己の子と火中に在り。兄の子を取らんと欲して、輒ち其の子を得たり。獨り兄の子を得ず。火盛にして復た入ることを得ず。婦人將に自ら火に趣かん。其の人之を止めて曰く、子、本と兄の子を取らんと欲す。惶恐卒に悞つて爾の子を得たり。中心何をか謂はん。何ぞ自ら火に赴くに至らんや。婦人曰く、梁國豈に戸々に告げ人々に曉すべけんや。不義の名を被らば、何の面目あつて以て兄弟國人に見えんや。吾れ復た吾子を投ぜんと欲す。母の恩を失ふが爲に、吾は勢以て生くべからず、と。遂に火に赴きて死す。君子謂ふ、節姑姊、潔にして汚れず。詩に曰く、彼の其の子、命に舍ること渝らず、とは、此の謂なり。頌に曰く、梁の節姑姊、義に據つて理を執る。子姪、内を同じうし、火大に

曉也。被不義之名。何面目以見兄弟國人哉。吾欲復投吾子。爲失母之恩。吾勢不可。以生。遂赴火而死。君子謂。節姑姊。潔而不汚。詩曰。彼其之子。舍命不渝。此之謂也。頌曰。梁節姑姊。據義執理。子姪同内。火大發起。欲出其姪。輒得厥子。火盛自投。明不私己。

發起す。其の姪を出さんと欲して、輒ち厥の子を得たり。火盛にして自ら投じ、己に私せざるを明かにす。

● 節姑姊も亦善の義姑姊と同じく後人の敬稱と見て可なりんか、尙ほ梁の義姑姊の條を見るべし ● 家人。考證本は友に作る ● ちそれちそれの餘、卒爾に謂つて自分の子を得たるなれば、中心に何事をかやましく思はんと也 ● 梁の國中一戸々々聲明して歩く譯には行かず ● 我が子とをひ

十三 珠崖の二義

二義者珠崖令之後妻及前妻之女也。女名初。年十三。珠崖多珠。繼母連大珠。

二義は珠崖の令の後妻と前妻の女となり。女、名は初、年十三。珠崖に珠多し。繼母、大珠を連ねて以て繫臂と爲す。令、死するに及んで、喪を送るに當る。法、珠を内れて關に入る者は死すと。繼母其の繫臂の珠を棄つ。其の子男年九歳、好みて之を取り之を母の鏡奩の中に置く。皆之を知る莫し。遂に喪を奉じ

以爲繫臂。及令死。當送。法內珠入。于關者死。繼母塞其繫臂珠。其子男年九歲。好而取之。置之。母鏡奩中。皆莫之知。途奉喪歸。至海關。關候士吏搜索得珠十枚。于繼母鏡奩中。吏曰。嗚。此值法。無可奈何。誰當坐者。初在左。右。顧心恐。母云。置鏡奩中。乃曰。初當坐。

歸つて海關に至る。關候士吏、搜索して珠十枚を繼母の鏡奩の中に得たり。吏曰く、嗚、此れ法に値る、奈何ともすべき無し。誰か當に坐すべき者ぞ。初、左右に在り。顧みて心に母が鏡奩中に置きしと云はんことを恐れ、乃ち曰く、初、當に之に坐すべし。吏曰く、其の狀何如。對へて曰く、君不幸あるや、夫人、繫臂を解きて之を棄てたり。初、心に之を惜み、取つて夫人の鏡奩の中に置く。夫人は知らざるなり、と。繼母之を聞き、遽疾行きて初に問ふ、初曰く、夫人棄つる所の珠、初、復た之を取り、夫人の奩中に置く。初、當に之に坐すべし、と。母の意亦初を以て實に然りと爲し之を憐む。乃ち因つて吏に謂つて曰く、願はくは且く待て、幸に兒を赦することなけれ、兒は誠に知らざるなり。此の珠は妾の繫臂なり、君不幸あり、妾、之を解き去りて奩中に置く。喪を奉じ道遠きに迫りて、弱小と俱にし忽然之を忘る。妾、當に之に坐すべし。初固く曰ふ、實に初之を取れり。繼母又曰く、兒は但だ讓るのみ、實に妾之を取れるなりと。因つて

之。吏曰。其狀何如。對曰。君不幸。夫人解繫臂。棄之。初心惜之。取而置之。夫人鏡奩中。夫人不知也。繼母聞之。遽疾行問初。初曰。夫人所棄珠。初復取之。置之。夫人奩中。初當坐之。母意亦以初爲實然。憐之。乃因謂吏曰。願且待。幸無効。兒見誠不之知也。此珠妾之繫臂也。君

涕泣して自ら禁する能はず。女亦曰く、夫人、初の孤なるを哀んで、強ひて初が身を活さんと欲す。夫人は實に知らざるなりと。又因つて哭泣し、泣下つて頸に交る。葬を送る者、盡く哭して哀慟す。傍人爲に酸鼻して涕を揮はざるはなし。關吏、筆を執りて劾を書するに、一字を就す能はず。關候、泣を垂れ、終日忍んで決すること能はず。乃ち曰く、母子義あること此の如し、吾れ寧ろ之に坐するも、文を加ふるに忍びず。且つ又相讓る。安んぞ孰か是なるを知らん、と。遂に珠を棄てて之を遣る。既に去つて後乃ち男獨り之を取りしことを知れり。君子謂ふ、二義慈孝なり。論語に曰ふ、父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す。直きこと其の中に在り、と。繼母と假女との若き、推讓、死を争ひ、哀み傍人を感ず。直しと謂つべきのみ。

頌に曰く、珠崖の夫人、甚だ母恩あり。假繼相讓り、維れ女亦賢なり。珠を關に納れて、各々伏愬するあり。二義此の如し、世の傳ふる所と爲る。

不幸。妾解去之。而置中。迫率喪道。遠與弱小俱。忽然忘之。妾當坐之。初固曰。實初取之。繼母又曰。兒但讓耳。實妾取之。因涕泣不能自禁。女亦曰。夫人哀初之孤。欲強活初身。夫人實不知也。又因哭泣。泣下交頸。送葬者盡。哭哀慟。傍人莫不為酸鼻。揮涕。關吏執筆書劾。不能就一字。關侯垂泣。終日不能忍。決乃曰。母子有義。如此。吾寧坐之。不忍加文。且又相讓。安知孰是。遂棄珠而遣之。既去。後乃知男獨取之也。君子謂。二義慈孝。論語曰。父為子隱。子為父隱。直在其中矣。若繼母與假女。推讓爭死。哀感傍人。可謂直耳。頌曰。珠崖夫人。甚有母恩。假繼相讓。維女亦賢。納珠于關。各有伏愆。二義如此。為二世所傳。

- 郡の名
- まは
- ひぢかけのかざり
- ひつぎ、都
- かみばこ
- 海邊の關所
- 關
- 守と下役
- 法律に觸るゝをいふ
- つみせらるべき
- 母の側居る
- 氣遣ふ也
- 父の死をいふ
- 命の君といふにひとし
- あわてふためきて行き
- 小供たちをいふ
- たちまち
- 母の罪を兒が引受くる也
- なみだをながしなく
- みなしこ
- なげきなく
- かなしみなげく
- 側居る人たちもすゝりなきして
- 罪狀刑罰を書す
- 罪罰を記すに忍びずと也
- 放ち遣る也
- 慈愛と孝行
- まゝ子
- 互に己の罪せられんことを言立て、おしゆづる也
- 母のなきけ
- 假女と繼母と
- つみに伏す

友姊者部陽邑任延壽之

十四 部陽の友姊

友姊は部陽邑の任延壽の妻なり。字は季兒、三子あり。季兒が兄季宗、延壽

妻也。字季兒。有三子。季兒兄季宗。與延壽爭葬父事。延壽與其友田建陰殺季宗。建獨坐死。延壽會赦。乃以告季兒。季兒曰。嘻。獨今乃語我乎。遂振衣欲去。問曰。所與共殺吾兄者為誰。延壽曰。田建。田建已死。獨我當坐之。汝殺我而已。季兒曰。殺夫不義。事兄之讐。

と父を葬るの事を争ふ。延壽、其の友田建と陰に季宗を殺す。建、獨り坐して死し、延壽は赦に會ふ。乃ち以て季兒に告ぐ、季兒曰く、儂、獨り今乃我に語らんや、と。遂に衣を振ひて去らんと欲す。問うて曰く、與共に吾が兄を殺す所の者は誰とか為す。延壽曰く、田建なり。田建已に死す、獨り我れ當に之に坐すべし。汝、我を殺さんのみ。季兒曰く、夫を殺さんは不義なり。兄の讐に事へんも亦不義なり。延壽曰く、吾れ敢て汝を留めじ、願はくは車馬と家中の財物とを以て盡く以て汝に送り、汝が之く所に聽せん。季兒曰く、吾れ當に安くにか之くべき。兄死して讐執はれず、子と枕席を同じうして、吾兄を殺さしむ。内、夫家を和する能はず、又兄の讐を縦さば、何の面目あつて以て生きて天を戴き地を履まんや。延壽慙ちて去り、敢て季兒を見ず。季兒乃ち其の大女に告げて曰く、汝が父、吾が兄を殺す。義以て留るべからず、又終に復び嫁せじ。吾れ汝を去てて死なん、善く汝が兩弟を視よ、と。遂に縊を以て自ら經れて死す。馮翊の王

亦不義。延壽曰。吾不敢留汝。願以車馬及家中財物。盡以送汝。聽汝所之。季兒曰。吾當安之。兄死而讐不執。與子同枕席。而使殺吾兄。內不能和。夫家。又縱兄之讐。何面目以生。而戴天履地乎。延壽慙而去。不敢見季兒。季兒乃告其大女。曰。汝父殺吾兄。義不可留。又終不復嫁矣。吾去汝而死。善視汝兩弟。遂以自經而死。馮翊王讓聞之。大其義。令縣復其二子。而表其墓。君子謂友姊善復兄讐。詩曰。不借不賊。鮮不爲則。季兒可以爲則矣。頌曰。季兒樹義。夫殺其兄。欲復兄讐。義不可行。不留不去。遂以自殃。馮翊表墓。嘉其義明。

讓之を聞きて、其の義を大なりとし、縣に令して、其の三子を復し、其の墓を表す。君子謂ふ、友姊善く兄の讐を復す。詩に曰く、借はず賊はず、則たらざるは鮮し、と。季兒以て則と爲すべし。

- 地名なり
- 戴天
- 夫種たるをいふ
- 長女
- 二人の弟を善ひ視よと也
- せちひかび
- 地名
- 租税衙役を除くこと
- 大難傷の印の節、前にも出づ

京師の節女は長安大昌里人の妻なり。其の夫、讐人あり。其の夫に報いんと欲するも而も道なし。徑に其の妻の仁孝にして義あるを聞き、乃ち其の妻の父を劫し、其の女を要して中誦を爲さしむ。父、其の女を呼びて之を告ぐ。女、計り念ふに、之を聴かざれば則ち父を殺して不孝なり。之を聴けば則ち夫を殺して不義なり。不孝不義ならば、生くと雖も以て世に行ふべからず。身を以て之に當らんと欲し、乃ち且く許諾して曰く、且日樓上に在つて、新に沐し東首して臥するもの則ち是なり。妾請ふ、戸牖を開きて之を待たんと。其の家に還りて、乃ち其の夫に告げて他所に臥せしむ。因つて自ら沐し、樓上に居て東首し、戸牖を開きて臥す。夜半に讐家果して至り、頭を断ちて持し去る。明けて之を視れば、乃ち其の妻の頭なり。讐人之を哀痛して、以て義ありと爲す。遂に釋して

十五 京師の節女

京師節女者長安大昌里人之妻也。其夫有讐人。欲報其夫而無道。徑聞其妻之仁孝有義。乃劫其妻之父。使要其女。爲中誦。父呼其女告之。女計念不聽之。則殺父不孝。聽之則殺夫不義。不孝不義。雖生不可。以行于世。欲

京師の節女は長安大昌里人の妻なり。其の夫、讐人あり。其の夫に報いんと欲するも而も道なし。徑に其の妻の仁孝にして義あるを聞き、乃ち其の妻の父を劫し、其の女を要して中誦を爲さしむ。父、其の女を呼びて之を告ぐ。女、計り念ふに、之を聴かざれば則ち父を殺して不孝なり。之を聴けば則ち夫を殺して不義なり。不孝不義ならば、生くと雖も以て世に行ふべからず。身を以て之に當らんと欲し、乃ち且く許諾して曰く、且日樓上に在つて、新に沐し東首して臥するもの則ち是なり。妾請ふ、戸牖を開きて之を待たんと。其の家に還りて、乃ち其の夫に告げて他所に臥せしむ。因つて自ら沐し、樓上に居て東首し、戸牖を開きて臥す。夜半に讐家果して至り、頭を断ちて持し去る。明けて之を視れば、乃ち其の妻の頭なり。讐人之を哀痛して、以て義ありと爲す。遂に釋して

以身當之。乃且許諾曰。且日在樓上。新沐東首臥。則是矣。妾請開戶。願待之。還其家。乃告其夫。使臥他所。因自沐。居樓上。東首。開戶。願而臥。夜半。響家果至。斷頭持去。明而視之。乃其妻之頭也。響人哀痛之。以爲有義。遂釋不殺。其夫君子謂。節女仁孝。厚於恩義也。夫重仁義。輕死亡。行之高者也。論語曰。君子殺身以成仁。無求生以害仁。此之謂也。頌曰。京師節女。夫響劫父。要女問之。不取不許。期處既成。乃易其所。殺身成仁。義冠天下。

其の夫を殺さず。君子謂ふ、節女、仁孝にして恩義に厚し。夫れ仁義を重んじて死亡を輕んずるは、行の高き者なり。論語に曰く、君子は身を殺して以て仁を成し、生を求めて以て仁を害することなし、とは、此の謂なり。
頌に曰く、京師の節女、夫の響、父を劫し。女を要して之を問とす、敢て許さずんばあらず。期處既に成り、乃ち其の所を易ふ。身を殺して仁を成す、義天下に冠たり。

● 郡の地名 ● 其夫をあだとしてつけ殺す人 ● てだて ● 反問。蓋し申明に作るべき限ならん ● 明日 ● 新にかみあらひし、ひがしむきに臥す ● まどの戸 ● 響人 ● かなしみいたむ ● 其夫に對する怨をさしゆるして ● 反問 ● いづこでといふ約束

卷之六

辯通傳

一 齊管の妾媵

妾媵者齊相管仲之妾也。齊威欲見桓公。道無從。乃爲二人僕。將車宿齊東門之外。桓公因出。齊威擊牛角。而商歌甚悲。桓公異之。使管仲迎之。齊威稱曰。浩浩

妾媵は齊の相管仲の妾なり。齊威、桓公に見えんと欲するも、道の從るなし。乃ち二人の僕と爲り、車を將るて齊の東門の外に宿す。桓公出づるに因つて、齊威、牛角を撃つて商歌すること甚だ悲し。桓公之を異とし、管仲をして之を迎へしむ。齊威稱へて曰く、浩浩乎たる白水と。管仲所謂を知らず。朝せざることに五日にして憂ふる色あり。其の妾媵、進んで曰く、今君、朝せざることに五日にして憂ふる色あり。敢て問ふ、國家の事なるや、君の謀なるや。管仲曰く、汝が知る所にあらず。媵曰く、妾之を聞く、老いたるを老いたりとする毋れ、賤し

乎白水。管仲不知所謂。不朝五日。而有憂色。其妾婧進曰。今君不朝五日。而有憂色。敢問國家之事。耶。君之謀也。管仲曰。非汝所知也。婧曰。妾聞之也。毋老。少。毋弱。弱。少。仲曰。何謂也。婧曰。昔者太公望年七十。屠牛于朝歌。市八十。為天子師。九十。而

きを賤しとする母れ、少きを少しとする母れ、弱きを弱しとする母れ、と。管仲曰く、何の謂ぞや。婧曰く、昔者、太公望、年七十にして牛を朝歌の市に屠り、八十にして天子の師と爲り、九十にして齊に封ぜらる。是に由つて之を觀れば、老いたるを老いたりとすべけんや。夫の伊尹は有婁氏の媵臣なり、湯、立てて以て三公と爲し、天下の治太平なり。是に由つて之を觀れば、賤しきを賤しとすべけんや。擧子生れて五歳にして禹を贊く。是に由つて之を觀れば、少しとすべけんや。馱隄生れて七日にして其の母に超えたり。是に由つて之を觀れば、弱きを弱しとすべけんや。是に于て管仲乃ち席を下つて謝して曰く、吾れ請ふ、子に其の故を語らん。昔日、公、我をして寤威を迎へしむ。寤威が曰く、浩浩乎たる白水と。吾れ其の所謂を知らず、是の故に之を憂ふるなり。其妾笑つて曰く、人已に君に語る。君、知識せざるなり。古、白水の詩あり。詩に云はすや、浩浩たる白水、儵儵たる魚。君來つて我を召べ、我將に安居せんとす。國

封于齊。由是觀之。老可老耶。夫伊尹有娶氏之媵臣也。湯立以爲三公。天下之治太平。由是觀之。賤可賤耶。擧子生五歲而贊禹。由是觀之。少可少耶。馱隄生七日而超其母。由是觀之。弱可弱耶。于弱可弱耶。于席而謝曰。吾請語子其故。昔日公使我迎寤威。寤威

家未だ定まらず、我に従ふ焉んぞ如かんと。此れ寤威の國家に仕へんことを得んと欲するなりと。管仲大に悦び、以て桓公に報す。桓公乃ち官府を修め、齊戒すること五日にして寤威を見る。因つて以て佐と爲し、齊國以て治れり。君子、妾婧を謂つて與に謀るべしと爲す。詩に云く、先民言へることあり、藹藹に詢る、とは、此の謂なり。
頌に曰く、桓、寤威に遇ひ、管に命じて之を迎へしむ。寤、白水を稱へ、管仲、憂へ疑ふ。妾進んで焉を問ひ、爲に其の詩を説く。管嘉んで公に報じ、齊以て治るを得たり。

- 衛の人 ● 齊の君 ● 歌の略に曰く「南山新白石湖、中有鯉魚長尺半、生不達與舞舞、桓桓軍衣履至軒、從魯飯半至夜半、長夜漫々何時且」 ● 姓は呂、名は尚、周の文王の師 ● 地名 ● 殷の人、湯の妃有婁氏の媵に前に出づ ● 魯陶の子伯益なりといふ ● 長馬の稱、一説に馬の雄に鬚の鬚の仔 ● 先日と同義 ● 宿々はひるしくしたる貌、極は極本字、たちまちに來り去る魚のさま、一に青黒色の魚とも ● 役所 ● ものいみ ● 輔佐 ● 大雅生民板に出づ、先民は古の賢者、藹藹は草列り研探る賤人

曰。浩浩乎白水。吾不知其所謂。是故憂之。其妾笑曰。人已語君矣。君不知識之矣。古有白水之詩。詩不云乎。浩浩白水。鱣鱣之魚。君來召我。我將安居。國家未定。從我焉如。此寧戚之欲得仕國家也。管仲大悅。以報桓公。桓公乃修官府。齊戒五日。見寧子。因以爲佐。齊國以治。君子謂妾。靖爲可與謀。詩云。先民有言。詢于芻蕘。此之謂也。頃曰。桓遇寧戚。命管仲迎之。寧稱白水。管仲憂疑。妾進問焉。爲說其詩。管嘉報公。齊得治。

二 楚の江乙が母

楚大夫江乙之母也。當王之時。乙爲鄢大夫。有入王宮中盜者。令尹以罪乙。請于王而細之。處家無幾。何。其母亡布八尋。乃往言于王曰。妾夜

楚の大夫江乙の母なり。恭王の時に當り、乙、鄢の大夫と爲る。王の宮中に入りて盜する者有り。令尹以て乙を罪し、王に請うて之を細く。家に處る幾何もなくして、其の母、布八尋を亡ふ。乃ち往きて王に言つて曰く、妾夜、布八尋を亡ふ。令尹之れを盜めりと。王、方に小曲の臺に在り、令尹焉に待す。王、母に謂つて曰く、令尹信に之を盜みたらんには、寡人、其の富貴の爲にして法を行はずんばあらず。若し盜まざるに而も之を誣ひんには、楚國常法あり。母曰く、令尹身ら之を盜まず、乃ち人をして之を盜ましめたり。王曰く、其の人を

亡布八尋。令尹盜之。王方在小曲之臺。令尹侍焉。王謂母曰。令尹信盜之。寡人不爲其富貴而不行法焉。若不盜而誣之。楚國有常法。母曰。令尹不身盜之也。乃使人盜之。王曰。其使人盜奈何。對曰。昔孫叔敖之爲令尹也。道不拾遺。門不閉關。而盜賊自息。今令尹

して盜ましめたりとは奈何。對へて曰く、昔、孫叔敖の令尹たりしとき、道、遺ちたるを拾はず、門、關を閉さずして盜賊自ら息む。今、令尹の治むるや、耳目明かならず、盜賊公行す。是の故に盜をして妾の布を盜むことを得しむ。是れ人をして盜ましむると何を以てか異ならん。王曰く、令尹は上に在り、竊盜は下に在り。令尹知らず、何の罪かあらん。母曰く、呀、何ぞ大王の言過てるや。昔日、妾の子、鄢の大夫と爲れり。王の宮中の物を盜める者あり、妾が子、坐して細けらる。妾が子亦豈に之を知らんや。然も終に之に坐す。令尹獨り何人にして、是を以て過と爲さざるや。昔者、周の武王言へるあり、曰く、百姓過あらば、予一人に罪ありと。上、明かならざれば則ち下治らず。相、賢ならざれば則ち國寧からず。所謂、國に人無しとは、人無きにあらず、人を理むる者なきなり。王其れ之を察せよ。王曰く、善し。徒に令尹を譏るのみに非ず、又寡人を譏ると。吏に命じて母の布を償はしめ、因つて金千緡を賜ふ。母、金布を讓

之治也。耳目不明。盜賊公行。是故使盜得盜。妾之布。是與使人盜。何以異也。王曰。令尹在下。令尹不知。有何罪焉。母曰。吁。何大王之言過也。昔日妾之子爲鄆大夫。有盜王宮中之物者。妾

子坐而緝。妾亦豈知之哉。然終坐之。令尹獨何人而不以是爲過也。昔者周武王有言。曰。百姓有過。罪予一人。上不明明。則下不治。相不賢。則國不寧。所謂國無人者。非無人也。無

りて曰く、妾豈に貨を貪りて大王を失ち、令尹の治を怨まんや、と。遂に去つて肯て受けず。王曰く、母の智此の若し、其の子必ず愚ならじ、と。乃ち復た江乙を召して之を用ふ。君子謂ふ、乙が母、善く以て微くに諭す。詩に云く、猷未だ遠からず、是を用つて大に諫む、とは、此の謂なり。

頌に曰く、江乙、位を失し、乙が母、心を動かす。既に家庭に歸つて、布八尋を亡ふ。指して令尹を責め、辭甚だ度あり。王復た乙を用ひ、母に金布を賜ふ。

楚の都 鄭和 等はひる、八尺の長さ 無きことを有るといつはりいふ 定まれるべき 周の人、楚莊王の相 盜賊 罪に問はるゝこと 辭すること 王の徳をきずつくる意

失位。乙母動心。既歸家庭。亡布八尋。指責令尹。辭甚有度。王復用乙。賜母金布。

三 晉の弓工の妻

弓工妻者晉繁人之女也。當平公之時。使其夫爲弓。三年乃成。平公引弓而射。不穿一札。平公怒將殺弓人。弓人之妻請見曰。繁人之子。弓人之妻也。願有諷于君。平公見之。妻曰。君聞昔者公劉之

弓工の妻は晉の繁人の女なり。平公の時に當り、其の夫をして弓を爲らしめ、三年にして成る。平公、弓を引いて射るに、一札をも穿たず。平公怒つて將に弓人を殺さんとす。弓人の妻、見んことを請うて曰く、繁人の子、弓人の妻なり。願はくは君に諷すること有らんと。平公之を見る。妻曰く、君、昔者公劉の行を聞か、羊牛、葭葦を踐むとき、惻然として民の爲に之を痛む。恩、草木に及ぶ、豈に辜あらざる者を殺すを欲せんや。秦の穆公、其の驥馬の肉を盗み食ふものあり、反つて之に飲ましむるに酒を以てす。楚の莊王の臣、其の夫人の衣を援いて、纓を絶つて與に飲み大に樂む。此の三君は、仁、天下に著れ、卒に其の報を享け、名垂れて今に至る。昔、帝堯、茅茨剪らず、采椽斲らず、土階三等。猶ほ

行一乎。羊牛踐二
藪葦。惻然爲
民痛之。恩及
草木。豈欲殺
不辜者一乎。秦
穆公有盜食
其駿馬之肉。
反飲之。以酒。
楚莊王臣援
其夫人之衣。
而絕纒。與飲
大樂。此三君
者仁著于天
下。卒享其報。
名垂至今。昔
帝堯茅茨不
剪。采椽不斲。
士階三等。猶
以爲爲之者
勞。居之者逸

以爲らく、之を爲る者は勞し、之に居る者は逸すと。今妾の夫、此の弓を治め造
れり、其の之を爲ること亦勞せり。其の幹、太山の阿に生ず、一日に三たび陰を
靚、三たび陽を靚、傳くるに燕牛の角を以てし、纏ふに荆櫟の筋を以てし、糊つ
くるに阿魚の膠を以てす。此の四の者は、皆天下の妙選なり。而も君、以て一札
を穿つ能はざるは、是れ君の射る能はざるなり。而るを反つて妾の夫を殺さんと
欲する、亦謬らすや。妾聞く、射の道、左手は拒ぐが如くし、右手は枝に附くが
如くす。右手之を發ちて左手知らず、此れ蓋し射の道なり、と。平公、其の言を
以て射て七札を穿つ。繁人の夫立どころに出づるを得て、金三鎰を賜ふ。君子謂
ふ、弓工の妻、與に難に處すべし。詩に曰く、敦弓既に堅し、矢を舍つこと既に
鈍し、とは、射に法有るを言ふなり。
頌に曰く、晉平、弓を作り、三年にして乃ち成る。公、弓工を怒り、將に加
ふるに刑を以てせんとす。妻、往いて公に説き、其の幹材を陳べ、其の勞苦を

列ねて、公遂に之を釋す。

● 魏子外傳に「繁人の子」となす ● よるひのさね ● 殷代の人なり、夏后氏の政衰へ、祖父官を失ひて戎狄
の間に奔る、公劉或狄の地に在りて能く后稷の業を修む、民其の慶に頌る。羊牛はひつじとらし、藪はよし葦はあ
し ● いたむ説 ● 棠棠「楚莊絶纒」の條参照 ● 茅茨はかやいばら ● 采は採也、木より伐り出したるま
まのたるき ● 土階はつちをもりて築きたるきだはし ● 泰山 ● 燕國の牛 ● 荆州の鹿 ● 一に
「河魚」に作る、魚の白脰を以て作れる膠 ● 敦弓既に堅し、矢を舍つこと既に鈍し、とは、射に法有るを言ふなり
如斷短杖、となす ● 敦は難に同じ、えがきかざれる弓

也。今妾之夫
治二造此弓。其
爲之亦勞。其
幹生二于太山
之阿。一日三
靚。陰。三靚。陽。
傳以二燕牛之
角。纏以二荆櫟
之筋。糊以二阿
魚之膠。此四者皆天下之妙選也。而君不能射也。而反欲殺妾之夫。
不亦謬乎。妾聞射之道。左手如拒。右手如附。枝。右手發之。左手不知。此蓋射之道也。平公
以其言而射穿七札。繁人之夫立得而出。而賜金三鎰。君子謂弓工妻可與處難。詩曰。敦弓
既堅。舍矢既鈞。言射有法也。頌曰。晉平作弓。三年乃成。公怒弓工。將加以刑。妻往説公。陳
其幹材。列其勞苦。公遂釋之。

四 齊の傷槐の女

齊傷槐女者

齊の傷槐の女は傷槐衍の女なり。名は婧。景公、愛する所の槐有り、人

傷槐衍之女也。名婧。景公有三所愛。槐。使人守之。植木懸之。下令曰。犯槐者刑。傷槐者死。于是衍醉而傷槐。景公聞之曰。是先犯我令。使吏拘之。且加罪焉。婧懼乃造于相晏子之門。曰。賤妾不勝其欲。願得備數于下。晏子聞之笑曰。嬰有淫色乎。何為老而見奔。殆有

をして之を守らしめ、木を植て之に懸け、令を下して曰く、槐を犯す者は刑せんと、槐を傷くる者は死せん、と。是に于て衍、酔うて槐を傷く。景公之を聞きて曰く、是れ先づ我が令を犯せりと。吏をして之を拘へしめ、且に罪を加へんとす。婧、懼れて乃ち相晏子の門に造りて曰く、賤妾其の欲に勝へず、願はくは數に下に備ふことを得ん。晏子之を聞き、笑つて曰く、嬰に淫色あるか、何為ぞ老いて奔を見ん。殆らくは説あらん、之を内れて至らしめん、と。既に門に入る、晏子之を望み見て曰く、怪いかな、深き憂あり、と。進んで問ふ。對へて曰く、妾が父衍、幸に城郭に充ち公の民と爲るを得たり。陰陽調はず、風雨時ならず、五穀滋らざるを見るが故に、名山の神女に禱祠して、麴蘗の味に勝へず。先づ君の令を犯し、酔うて此に至る、罪固に死に當る。妾聞く、明君の國に菴むや、祿を損して刑を加へず。又私恚を以て公法を害せず、六畜の爲に民人を傷らず、野草の爲に禾苗を傷らずと。昔者宋の景公の時、大旱にして三年雨らず、太

説。内之至哉。既入門。晏子望見之。曰。怪哉。有深憂。進而問焉。對曰。妾父衍幸得下充城郭。爲公民。見陰陽不調。風雨不時。五穀不滋。之故。禱祠于名山神女。不勝麴蘗之味。先犯君令。醉至于此。罪固當死。妾聞明君之菴國也。不損祿而加刑。又不以私恚害公法。不爲

トを召して之をトはしむ。曰く、當に人を以て之を祀るべしと。景公乃ち堂を降り、北面稽首して曰く、吾が雨を請ふ所以の者は、乃ち吾が民の爲なり。今必ず當に人を以て祀るべくんば、寡人請ふ自ら之に當らんと。言未だ卒らざるに、天大に雨ること方千里。然る所以の者は何ぞや、能く天に順ひて民を慈むを以てなり。今吾が君、槐を樹ゑて、令すらく、犯す者は死せんと。槐の故を以て婧の父を殺し、妾の身を孤にせんと欲す。妾恐らくは、執政の法を傷りて明君の義を害せんことを。鄰國之を聞かば皆謂はん、君、樹を愛して人を賤むと。其れ可ならんや。晏子惕然として悟る。明日朝して景公に謂つて曰く、嬰之を聞く、民の財力を窮むる、之を暴と謂ふ。玩好を崇み、威令を嚴にす、之を逆と謂ふ。刑殺正しからざる、之を賊と謂ふ。夫れ三の者は、國を守るの大殃なり。今君、民の財力を窮めて、以て飲食の具を美にし、鐘鼓の樂を繁くし、宮室の觀を極む、暴を行ふの大なる者なり。玩好を崇び威令を嚴にす、是れ民を逆する

六畜一傷民人。不爲二野草一傷中禾苗。昔者宋景公之時。大旱三年不雨。召二太卜一而卜之。曰。當二以一人視之。景公乃降堂。北面稽首曰。吾所以請雨者。乃爲二吾民一也。今必當二以一人視之。寡人請自當之。言未卒。天大雨方千里。所以然者何也。以能順天。慈民也。今吾君樹槐。令犯者

の明なる者なり。槐を犯す者は刑し、槐を傷くる者は死す、刑殺正しからざる、是れ民を賊するの深き者なり。公曰く、寡人敬んで命を受く、と。晏子出づ。景公、即時に命じて槐を守るの役を罷め、植懸の木を抜き、槐を傷るの法を廢し、槐を犯すの囚を出す。君子曰く、傷槐の女、能く辭を以て免る。詩に云く、是れ究め是れ圖る、直に其れ然らん乎、とは、此の謂なり。

頌に曰く、景公、槐を愛し、民、酔うて折傷す。景公將に殺さんとし、其の女悼惶す。奔つて晏子に告げ、先王を稱説す。晏子爲に言ひて、遂に父の殃を免れしむ。

- 齊の君 ● 女子自らの諱稱 ● 淫欲に克ち得ざるをいふ ● 下妾の數に加へられんと乞ふ也 ● 晏子の名 ● 弄女ある筈なし、何か仔細あるん、引入れよと也 ● 至は室の字の圖畫かともいふ ● 城下に在住して酒をいふ ● 減ずること ● わたくしのいきどほり ● 家畜の牛馬羊雞犬家 ● 穀物の莖苗 ● 大なるひでり ● 卜占の官 ● 臣位に立ちて奔する也 ● おそる、貌 ● 財産のありたけ ● てもまじもの ● 王の命令 ● 刑罰 ● 大なるわざはひ ● 音楽 ● 令を懸くる爲にたてたる木 ● めしうど ● いたかみもれる ● 先王の徳をとよめる

死。欲二以槐之故一殺二嬖之父一。孤妾之身。妾恐傷二執政之法一。而害二明君之義一也。鄰國聞之。皆謂君愛樹而賤人。其可乎。晏子惕然而悟。明日朝。謂景公曰。嬰聞之。窮民財力。謂之暴。崇二玩好二。嚴二威令二。謂之逆。刑殺不正。謂之賊。夫三者守國之大殃也。今君窮民財力。以美二飲食之具一。繁二鐘鼓之樂一。極二宮室之觀一。行二暴之大者一也。崇二玩好二。嚴二威令二。是逆民之明者也。犯槐者刑。傷槐者死。刑殺不正。是賊民之深者也。公曰。寡人敬受命。晏子出。景公即時命罷二守槐之役一。拔二植懸之木一。廢二傷槐之法一。出二犯槐之囚一。君子曰。傷槐女能以辭免。詩云。是究是圖。直其然乎。此之謂也。頌曰。景公愛槐。民醉折傷。景公將殺。其女悼惶。奔告晏子。稱説先王。晏子爲言。遂免父殃。

五 楚野の辯女

楚野の辯女は昭氏の妻なり。鄭の簡公、大夫をして荆に聘せしむ。狹路に至つて、一婦人の車に乗れるあり。大夫の轂と撃つて、大夫の車軸を折りたり。大夫怒つて將に執へて之を鞭たんとす。婦人曰く、君子は怒を遷さず、過を貳たびせずと。今狹路の中に于て、妾已に極れり。而して子大夫の僕、肯て少しも引かず。是の以に子大夫の車を敗る。而るに反つて妾を執ふ。豈に怒を遷すならず

大夫怒將執而鞭之。婦人曰。君子不遷怒。不貳過。今子狹路之中。妾已極矣。而子大夫之僕。不肯少引。是以敗子大夫之車。而反執妾。豈不遷怒哉。既。不怒。僕而反怒。妾豈不貳過哉。周書曰。無侮寡。而長高明。今子列大夫。而不爲之喪。而遷怒。貳過。釋僕。執妾。鞭

や。既に僕を怒らすして反つて妾を怨む。豈に過を貳たびするならずや。周書に曰ふ、鰥寡をも侮るなかれ、而して高明を畏れよと。今子、大夫に列し、而して之が表と爲らずして、怒を遷し、過を貳たびし、僕を釋し妾を執へ、其の微弱を鞭たんとす。豈に鰥寡をも侮らすと謂ふべけんや。吾れ鞭たるれば則ち鞭たれんのみ。子大夫の善を喪ふことを惜む、と。大夫慙ちて以て應ふるなし。遂に之を釋して之に問ふ。對へて曰く、妾は楚野の鄙人なり。大夫曰く、蓋ぞ我に鄭に從はざるや。對へて曰く、既に狂夫昭氏の内に有るあり、と。遂に去る。君子曰く、辯女、能く辭を以て免る。詩に云く、惟れ號はる斯の言、倫あり春あり、とは、此の謂なり。

楚のみなか 楚の國に晋物を持行きて訪はしむる也 さまき路 車のこしき 兩方より車が

其微弱。豈可謂不侮鰥寡乎。吾鞭則鞭耳。惜子大夫之喪善也。大夫慙而無以應。遂釋之而問之。對曰。妾楚野之鄙人也。大夫曰。蓋從我于鄭乎。對曰。既有狂夫昭氏在內矣。遂去。君子曰。辯女能以辭免。詩云。惟號斯言。有倫有脊。此之謂也。頌曰。辯女獨乘。遇鄭使者。鄭使折軸。執女忿怒。女陳其寃。亦有其序。鄭使慙去。不敢談語。

進み行きて行きつまれり しもべ 老いて妻なきものと夫なきもの 有位の尊顯者 儀禮表、てはん かのわき女子を鞭ち懲らしめんとす みなかびと 隨從して鄭國に行く方可ならずや 良人の昭氏家により従ふこと能はず 倫は序なり、吾は理なり いきどほる 無實の罪

六 阿谷の處女

阿谷の處女は阿谷の隧の浣者なり。孔子、南遊して阿谷の隧を過り、處子の填を珮びて浣くを見る。孔子、子貢に謂ひて曰く、彼の浣く者其れ與に言ふべけんか、と。觴を抽いて以て子貢に授けて曰く、之が辭を爲して以て其の志を觀よ。子貢曰く、我は北鄙の人なり。北より南に徂き、將に楚に行かんと欲

浣者其可與言乎。抽觴以授子貢曰。爲之辭。以觀其志。子貢曰。我北鄙之人也。自北徂南。將欲之楚。逢天澤。願乞一飲。以伏我心。處子曰。阿谷之隈。隱曲之汜。其水一清一濁。流入于海。欲飲則飲。何問乎婢子。授子貢觴。迎流而挹之。從流而

す。天の暑きに逢ひ、我が思潭潭たり。願はくは一飲を乞うて以て我が心を伏せん。處子曰く、阿谷の隈は隱曲の汜なり。其の水一清一濁、流れて海に入る。飲まんと欲せば則ち飲め、何ぞ婢子に問はん、と。子貢が觴を授け、流を迎へて之を抱み、投じて之を棄て、流に従つて之を抱み、満つて之を溢らし、跪いて沙上に置いて曰く、禮、親ら授けず、と。子貢、還つて其の辭を報す。孔子曰く、丘已に之を知れり、と。琴を抽いて其の軫を去て、以て子貢に授けて曰く、之が辭を爲せ。子貢往いて曰く、嚮者、子の言を聞き、穆として清風の如し。拂はず寤らず、私に我が心を復す。琴あり軫なし。願はくは子を借りて其の音を調べん。處子曰く、我は鄙野の人なり、陋固にして心なし。五音知らず、安んぞ能く琴を調べんや。子貢、以て孔子に報す。孔子曰く、丘已に之を知れり。賢を過ぎれば則ち賓す、と。稀裕五兩を抽きて、以て子貢に授けて曰く、之が辭を爲せ。子貢往いて曰く、吾は北鄙の人なり。北より南に徂き將に楚に之かんと欲

挹之。滿而溢之。跪置沙上。曰。禮不親授。子貢還報其辭。孔子曰。丘已知之矣。抽琴去其軫。以授子貢曰。爲之辭。子貢往曰。嚮者聞子之言。穆如清風。不拂不寤。和暢我心。有琴無軫。願借子調其音。處子曰。我鄙野之人也。陋固無心。五音不知。安能調琴。子貢以報孔子

す。稀裕五兩あり、敢て以て子の身に當つるにあらず。願はくは之を水旁に注がんと。處子曰く、行客の人嗟然たること永久なり。其の資財を分つて野鄙に乗つ。妾、年甚だ少し、何ぞ敢て子に受けん。子、早く命ぜずんば、切に狂夫の名あるの者あり。と、子貢、以て孔子に告ぐ。孔子曰く、丘已に之を知れり。斯の婦人、人情に達して禮を知れり、と。詩に云く、南に喬木あり、休息ふべからず。漢に遊女あり、求むべからず、とは、此の謂なり。頌に曰く、孔子出でて遊ぶ、阿谷の南。其の處子を異とし、其の風を觀んと欲す。子貢三たび反つて、女の辭、辯深し。子曰く、情に達し、禮を知りて淫ならずと。

● 阿谷は地名、隈は地を横に穿ちたる道路、浣は洗濯する ● をとめ、處女 ● 一種の玉 ● 姓は端木、孔子の門人 ● 此の觴を以て何とかうまくいひより彼が答ふる所に聽きて彼が志氣を試みよ ● 北方のみなか ● 思ひよかき脱、暑熱のために心煩ましと也。原本圖に作る、禮詩外傳により改む ● 谷かげの落合也。記原本「地」に作る、禮詩外傳により改む ● 處子の謙稱 ● 受也 ● 男女親ら授受せず ● 孔子の名

子。孔子曰。丘已知之矣。過賢則賓。抽緇綈五兩。以授子貢。曰。爲之辭。子貢往。曰。吾北鄙之人也。自北徂南。將欲之楚。有緇綈五兩。非敢以當子之身也。注。之水旁。處子曰。行客之人。嗟然永久。分其資財。棄于野鄙。妾年甚少。何敢受子。子不早命。切有狂夫之名者。子貢以告孔子。孔子曰。丘已知之矣。斯婦人達于人情。而知禮。詩云。南有喬木。不可休息。漢有遊女。不可求思。此之謂也。頌曰。孔子出遊。阿谷之南。異其處。子欲觀其風。子貢三反。女辭辯深。子曰。達情知禮。不淫。

經の下にあつて絛を轉ずる用をなすもの。レブかにやはらげる貌。 魏詩外傳「和暢我心」に作る。 細き葛布とあちき葛布、兩は匹に同じ。 魏詩外傳「水滸」に作る。 魏詩外傳には「子不早去。初有狂夫守之者」に作る。 周南漢廣の篇に出づ、徳化普くよく禮を守りて犯すべからざるをいふ、婦は出遊の女。

趙津女娟者。趙河津之女。趙簡子之夫人也。初簡子南擊楚。與津

七 趙津の女娟

趙津の女娟は趙の河津の女、趙簡子の夫人なり。初め簡子、南のかた楚を撃ち、津の吏と期す。簡子、津に至るに、吏、醉臥して渡ること能はず。簡子之を殺さんと欲す。娟、懼れて楫を持ちて走る。簡子曰く、女子走るは何の爲ぞ。對へて

吏。期。簡子至。津。吏醉臥不。能渡。簡子欲殺之。娟懼持楫而走。簡子曰。女子走何爲。對曰。津吏息女。妾父閉主君來渡。不測之水。恐風波之起。水神動駭。故藉祠九江三淮之神。供具備禮。御釐受福。不勝主觀杯酌餘。漣。醉至于此。君欲殺之。妾願以部軀。易父之死。簡

曰く、津の吏の息女なり。妾が父、主君の來つて不測の水を渡るを聞き、風波の起り、水神の動駭せんことを恐る。故に九江三淮の神に禱祠して、供具禮を備ふ。釐を御め福を受け、主祝杯酌の餘漣に勝へずして、酔うて此に至る。君之を殺さんと欲す、妾願はくは部軀を以て父の死に易らん。簡子曰く、女子の罪にあらざるなり。娟曰く、主君、其の酔へるに因つて之を殺さんと欲す。妾、恐るらくは、其の身の痛きことを知らずして、心に罪を知らざらんことを。若し罪を知らざるに之を殺さんは、是れ辜あらざるを殺すなり。願はくは醒めて之を殺し、其の罪を知らしめよ。簡子曰く、善し、と。遂に釋して誅せず。簡子將に渡らんとす。楫を用ふる者一人を少く。娟、攘卷して楫を操つて請うて曰く、妾、願はくは父の楫を持つに備らん。簡子曰く、不穀將に行かんとするや、士大夫を選びて齋戒沐浴す。義、婦人と與に舟を同じうして渡られず。娟對へて曰く、妾聞く、昔者、湯の夏を伐つや、左に牝驪を驂にし、右に牝驪を驂にす。而も遂

子曰。非女子之罪也。娟曰。主君欲因其醉而殺之。妾恐其身之不知罪也。若不知罪殺之。是殺不辜也。願醒而殺之。使知其罪。簡子曰。善。遂釋不用。娥者少一人。娟攜卷操。而請曰。妾願備父持。簡子曰。不殺。將行。選士大夫。齋戒沐浴。

に架を放てり。武王の般を伐つや、左に牝驥を驂にし、右に牝驥を驂にす。而も終に紂に克ちて、華山の陽に至ると。主君渡ることを欲せずんば則ち己みなん。妾と舟を同じうすとも又何ぞ傷まんや。簡子悦び遂に與に渡る。中流にして簡子の爲に河激の歌を發す。其の辭に曰く、彼の阿に升つて面のあたり清きを觀る、水波を揚げ杳として冥冥たり。禱つて福を求め、酔ひて醒めず。誅將に加はらんとし、妾が心驚く。罰既に釋されて瀆乃ち清し。妾、櫂を持ち、其の維を操る。蛟龍助けて、主將に歸らんとす。呼來擢き行きて疑ふこと勿かれ。簡子大に悦びて曰く、昔者不殺、妻を娶ると夢みしは、豈に此の女ならんか、と。將に人をして祝祓せしめ、以て夫人と爲さんとす。娟乃ち再拜して辭して曰く、夫れ婦人の禮、媒にあらざれば嫁せず。嚴親、内に在り、敢て命を聞かず、と。遂に辭して去る。簡子歸つて、乃ち幣を父母に納れて、立てて以て夫人と爲す。君子曰ふ、女娟、通達にして辭あり。詩に云く、來り遊び來り歌ふ、以て其

義不與婦人同舟而渡上。娟對曰。婦人昔者湯伐夏。左驂牝驥。右驂牝驥。而遂克紂。至子華山之陽。主君不欲渡。則已。與妾同舟。又何傷乎。簡子悅。遂與渡。中流爲簡子發河激之歌。其辭曰。升彼阿兮。面觀清。水揚波兮。杳冥冥。禱求福兮。醉不醒。誅將加妾。心驚。罰既釋兮。瀆乃清。妾持櫂兮。操其維。蛟龍助兮。主將歸。呼來擢兮。行勿疑。簡子大悅。曰。昔者不殺。夢娶妻。豈此女乎。將使人祝祓。以爲夫人。娟乃再拜而辭。曰。夫婦人之禮。非媒不嫁。嚴親在

の音を矢ぬ、とは、此の謂なり。

頌に曰く、趙簡、河を渡る、津吏、醉荒す。將に誅を加へんと欲して、女娟恐怖す。櫂を操つて進み説く、父喪せざるを得たり。惟れ久しく蔽ひ難し、終に遂に發揚す。

- 渡津の吏の子、この話は趙簡子の夫人にならぬ別的事也
- 姓は趙、名は秋
- 約す
- 子女
- 爾るべからざる河を渡らんとす
- うごきあどるく
- 九江、三淮、皆水の名
- 祈禱をかくること
- 聲は福肝、ひもろぎ、福は福酒、祭餘の酒、福を受くるの意也
- 神主、はふり
- いやしき身
- 一人不足す
- うてまくりして
- 趙簡子自ら呼ぶ
- 道理として
- めすのくろうま
- そへうま
- めすのなれしか、驂は驂の通用又は其訓
- めすのくろみどりのこま
- めすのしろかげうま
- うたふ
- ひろくしてくらしき説
- 神前にてはらひなすること
- なかだち、媒約
- 父母、又は父
- 物
- ゆきとやくこと
- 酔ひたふれる
- 死せざる

内。不_レ敢_レ開_レ命。遂辭而去。簡子歸。乃納_二幣于父母。而立以爲_二夫人。君子曰。女媚通達而有辭。詩云。來遊來歌。以矢_二其音。此之謂也。頌曰。趙簡渡_レ河。津吏醉_レ荒。將欲_レ加_レ誅。女媚恐_レ惶。操_レ礮進說。父得_レ不_レ喪。維久難_レ蔽。終遂發揚。

八 趙の佛胥が母

趙佛胥母者。趙之中牟宰佛胥之母也。佛胥以_二中牟_一畔。趙之法。以_レ城畔者。身死家收。佛胥之母將_レ論。自言曰。我死不當。士長問_二其故_一。母曰。爲_レ我通_二于主君。乃言不通。則老婦

趙の佛胥が母は趙の中牟の宰佛胥の母なり。佛胥、中牟を以て畔く。趙の法、城を以て畔く者は、身死し家收めらる。佛胥の母、將に論ぜられんとす。自ら言つて曰く、我が死は當らじと。士の長、其の故を問ふ。母曰く、我が爲に主君に通ぜよ、乃ち言通ぜずんば、則ち老婦死せんのみと。士長之が爲に襄子に言ふ。襄子其の故を問はしむ。母曰く、主君に見ゆることを得ずんば則ち言はじと。是に于て襄子見て之に問うて曰く、死に當らずとは何ぞや。母曰く、妾の死に當るとは亦何ぞや。襄子曰く、而が子反けり。母曰く、子の反けるに、母、何爲れぞ死に當らん。襄子曰く、母、子を教ふること能はず、故に反くに至らしむるなり。母何

死而已。士長爲_レ之。言_二于襄子_一。襄子使_レ問_二其故_一。母曰。不_レ得_レ見_二主君_一。則_レ不_レ言_二于_レ是_一。襄子曰。不_レ當_レ死_二而問_レ之_一。曰。不_レ當_レ死_二而問_レ之_一。也。母曰。妾之_レ當_レ死_二亦何_レ也。襄子曰。而子_レ反_二母_一。曰。子_レ反_二母_一。何_レ爲_レ當_レ死_二。襄子曰。母不_レ能_レ教_二子_一。故使_二至_二于_レ反_二母_一。何_レ爲_レ不_レ當_レ死_二也。母曰。吁。以_二主君_一殺_レ妾。爲_レ有_レ說也。乃以_二母

爲れぞ死に當らざらん。母曰く、吁、主君、妾を殺すを以て、説ありと爲すや。乃ち以て母、教ふること無からんや、妾の職盡せること久し、此れ乃ち主君に在るなり。妾聞く、子少うして慢る者は母の罪なり。長じて使ふ能はざる者は父の罪なり。今妾の子、少うして慢らず、長じて又能く使ふ、妾、何をか負くや。妾之を聞く、子少ければ則ち子となし、長ずれば則ち友となし、夫、死しては子に從ふ。妾、能く君の爲に子を長せり、君自ら擇びて以て臣と爲す。妾の子、與に論中に在り、此れ君の臣にして妾の子にあらず。君に暴臣ありとも妾に暴子なし。是の以に言ふ、妾、罪なしと。襄子曰く、善し。夫の佛胥が反けるは寡人の罪なり、と。遂に之を釋す。君子曰ふ、佛胥の母、一言にして襄子の意を發き、怒を遷さざるの徳を行はしめ、以て其の身を免る。詩に云く、既に君子を見れば、我が心寫りぬ、とは、此の謂なり。

頌に曰く、佛胥、既に叛く、其の母、理に任す。將に論に就かんとし、自ら

襄子に言ふ。母の職を陳列し、子長じては君に在りと。襄子之を説びて、遂に釋して論ぜず。

● 或は非刑に作る ● 地名 ● 子の罪に坐して論ぜらるゝ也 ● 裁判官の長 ● 有理の意見となすかとの意 ● 罪主君に在るにとの意 ● 義務にそむくやとの意 ● 暴逆の臣 ● 暴逆の子

無教耶。妾之職盡久矣。此乃在子主君。妾聞。子少而慢者。母之罪也。長而不能使者。父之罪也。今妾之子少而不慢。長又能使。妾何負哉。妾聞之。子少則爲子。長則爲女。夫死從子。妾能爲君長子。君自擇以爲臣。妾之子與在論中。此君之臣。非妾之子。君有暴臣。妾無暴子。是以言妾無罪也。襄子曰。善。夫佛臍之反。寡人之罪也。遂釋之。君子曰。佛臍之母。一言而發。襄子之意。使行不遷。怒之德。以免其身。詩云。既見君子。我心寫兮。此之謂也。頃曰。佛臍既叛。其母任理。將就于論。自言襄子。陳列母職。子長在君。襄子說之。遂釋不諭。

九 齊威の虞姫

虞姫者名媚之。齊威王之姫也。威王即

虞姫は名媚之、齊の威王之姫なり。威王、位に即きて九年治めずして、政を大臣に委ぬ。佞臣周破胡、權を専らにし、勢を擅にし、賢を嫉み能を妬む。

位九年不治。委政大臣。佞臣周破胡。專權擅勢。嫉賢妬能。即墨大夫賢。而日毀之。阿大夫不肖。反日譽之。虞姫謂王曰。破胡讒諛之臣也。不可不退。齊有北郭先生者。賢明有道。可置左右。破胡聞之。乃惡虞姫曰。其幼弱在子。閭巷之時。嘗與北郭先生通。王疑之。乃

即墨の大夫賢なり、而るに日々に之を毀る。阿の大夫不肖なり、反つて日々に之を譽む。虞姫、王に謂つて曰く、破胡は讒諛の臣なり、退けざるべからず。齊に北郭先生なる者あり、賢明にして道あり。左右に置くべし、と。破胡之を聞き、乃ち虞姫を惡んで曰く、其の幼弱にして閭巷に在るの時、嘗て北郭先生と通ず、と。王之を疑ひ、乃ち虞姫を九層の臺に閉して、有司をして即窮驗問せしむ。破胡事を執る者に賂して、其の罪を竟めしむ。事を執る者、其の詞を誣ひて之を上る。王、其の詞を視るに意に合はず、乃ち虞姫を召して自ら問ふ。虞姫對へて曰く、妾媚之、幸に先人の遺體を蒙りて、天壤の間に生ずることを得たり。蓬廬の下を去つて、明王之讒に侍し、王者に昵附して、床を薦き席を蔽ひ、掃除を執るに供し、湯沐を奉るを掌る。今に至るまで十餘年。捲捲の心冀くは幸に一言を補はんとし、而して邪臣の爲に擠れられ、百重の下に溼られぬ。意はざりき、大王乃ち復た見て之と語りたまはんとは。妾聞く、玉石、

閉_レ虞_レ姬_レ于_レ九層之臺_レ而使_レ有司_レ即_レ窮_レ驗問_レ破_レ胡_レ略_レ執事_レ者_レ使_レ竟_レ其罪_レ執_レ事_レ者_レ誣_レ其詞_レ而_レ上_レ之_レ王_レ視_レ其_レ詞_レ不_レ合_レ于_レ意_レ乃_レ召_レ虞_レ姬_レ而_レ自_レ問焉_レ虞_レ姬_レ對_レ曰_レ妾_レ媼_レ之_レ幸_レ得_レ蒙_レ先_レ人_レ之_レ遺體_レ生_レ于_レ天_レ壤之間_レ去_レ蓬_レ廬之下_レ侍_レ明_レ王之_レ燕_レ昵_レ附_レ王者_レ薦_レ床_レ蔽_レ席_レ供_レ執_レ掃_レ除_レ掌_レ奉_レ湯_レ沐_レ至_レ今

泥に墜つるも汗れたりと爲さず。柳下、寒女を覆ふも亂れたりとなさず。之を素雅に積む、故に疑はれざるなり。瓜田を經るには履を躡みいれず、李園を過ぐるには冠を正さずと。妾、此を避けざりし罪一なり。既に卿中に陥り、有司、賂を受けて邪人に聽用し、卒に覆冒せられて、自ら明かにする能はず。妾聞く、寡婦城に哭して、城之が爲に崩れ、亡士市に嘆じて、市之が爲に罷むと。誠信内に發して城市を感動す。妾の冤、白日よりも明かなり。獨り九層の内に號ぶと雖も、而も衆人、毫釐も爲す莫し。此れ妾の罪二なり。既に汚名ありて此の二罪を加ふ。義固に以て生くべからず。生くる所以のものは、妾の汚名を白すること莫きが爲なり。且つ古より之れ有り、伯奇は野に放たれ、申生は患を被る。孝順至つて明かにして、反つて以て殘はる。妾既に死に當れり。復た重ねて陳せし。然れども願はくは大王を戒めん。羣臣、邪を爲す、破胡最も甚だし。王、政を執らず、國殆ど危し、と。是に于て王大に寤り、虞姫を出して、之

十餘年矣。惟懼之心。冀幸補一言。而爲邪臣所擠。運于百重之下。不意大王乃復見與之語。妾聞玉石墜泥。不爲汗。柳下覆寒女。不爲亂。積之于素雅。故不見疑也。經瓜田。不躡履。過李園。不正冠。妾不避此罪一也。既陷難中。有司受賂。聽用邪人。卒見覆冒。不能自

を朝市に顯し、即墨の大夫を封するに萬戸を以てし、阿の大夫と周破胡とを烹る。遂に兵を起して故の侵地を收め、齊國震ひ懼る。人、阿の大夫を烹るを知りて、敢て非を飾らず、務めて其の職を盡し、齊國大に治る。君子謂ふ、虞姫、善を好めり。詩に云く、既に君子を見る、我が心則ち降す、とは、此の謂なり。頌に曰く、齊威、政を情り、治めざることを九年。虞姫、譏刺し、反つて其の身を害す。姫、其の事を列ね、上、皇天を指す。威王覺め寤つて、卒に強秦を距ぐ。

● 姫の朝前に出づ ● 即墨・阿、共に齊の地名 ● 備を賜し、上にへつらふ ● 君の側近の意 ● 若年のをり村里にあり、北郭先生と稱せりと、威姫を王に薦す ● 高き處におしこめて ● 殺人 ● きびしく取調べて白状せしめんとす ● 賄賂を以て冤罪を構へ、誣ひて罪狀を上申す ● 罪にちぢぬ也 ● 先人とは父母を指していふ ● 天地 ● よもぎよのいはり ● さかもりの藤 ● ちかづくこと ● 王に近侍して日常の御世話申し上げること十年餘の長き間なり ● つゝしむ貌 ● 前に見えたる事即ち隠居の爲めに因はれし事實を指す ● 玉になる石 ● 柳下惠不違問の女を避めてやりしも、國人は其を亂なる行ひといはず ● 平素よりの正しき行 ● 瓜田に履を入れず、李下に冠を正さずといふは、他の疑ひを避くるをいふ ● 板

明。妾聞。寡婦
哭。城。城。爲。之。
崩。亡。士。嘆。市。
市。爲。之。罷。誠。信。發。內。感。動。城。市。妾。之。寃。明。于。白。日。雖。獨。號。于。九。層。之。內。而。衆。人。莫。爲。毫。釐。
此。妾。之。罪。二。也。既。有。汚。名。而。加。此。二。罪。義。固。不。可。以。生。所。以。生。者。爲。莫。自。妾。之。汚。名。也。且。
自。古。有。之。伯。奇。放。野。申。生。被。患。孝。順。至。明。反。以。爲。殘。妾。既。當。死。不。復。重。陳。然。願。戒。大。王。羣。
臣。爲。邪。破。胡。最。甚。王。不。執。政。國。殆。危。矣。于。是。王。大。寤。出。虞。姬。顧。之。于。朝。市。封。卽。墨。大。夫。以。
萬。戶。烹。阿。大。夫。與。周。破。胡。遂。起。兵。收。故。侵。地。齊。國。震。懼。人。知。烹。阿。大。夫。不。敢。飾。非。務。盡。其。
職。齊。國。大。治。君。子。謂。虞。姬。好。善。詩。云。既。見。君。子。我。心。則。降。此。之。謂。也。頃。曰。齊。威。情。政。不。治。
九。年。虞。姬。譏。刺。反。害。其。身。姬。列。其。事。上。指。皇。天。威。王。覺。寤。卒。距。強。秦。

人に寃罪を被せられて 貞順傳、杞姫が妻の事也 衆人何等爲すことなし、これ我が國の至らざる也との
意 けがれたる名 伯奇・申生共に孝子にして禍ありし人 刑に入れず 殺された地

十 齊の鍾離春

鍾離春は齊の無鹽邑の女、宣王の正后なり。其の人となり極醜無雙、白頭深
目、長指大節、印鼻結喉、肥項少髮、折腰出胸、皮膚漆の若し。行年四十、
容入する所なく、街嫁すれども售れず。流棄執るもの莫し。是に于て乃ち短褐

深目。長指大
節。印鼻結喉。
肥項少髮。折
腰出胸。皮膚
漆。行年四十。
十無所容入。
街嫁不售。流
棄莫執。于是
乃拂拭短褐。
自詣宣王。謂
謁者曰。妾齊
之不售女也。
聞君王之聖
德。願備後宮
之掃除。願首
司馬門外。唯
王幸許之。謁
者以聞。宣王
方置酒于漸
臺。左右聞之。

を拂拭し、自ら宣王に詣りて、謁者に謂つて曰く、妾は齊の售れざる女なり。
君王の聖徳を聞き、願はくは後宮の掃除に備らん。司馬門外に頓首す。唯王、
幸に之を許せ。謁者以聞す。宣王方に漸臺に置酒す。左右之を聞きて、口を掩
うて大笑せざるなし。曰く、此れ天下の強顔女子なり、豈に異ならずやと。是に
于て宣王乃ち召して之を見、謂つて曰く、昔者先王、寡人の爲に妃匹を娶る、皆
已に備つて列位有り。今女子、郷里に容れられず、布衣にして萬乗の主に干めん
と欲す。亦何の奇能ありや。鍾離春對へて曰く、有ることなし。特に竊かに大王
の美義を慕ふのみ。王曰く、然りと雖も何をか喜む。良久しうして曰く、竊かに營
て隠を喜めり。宣王曰く、隠は固に寡人の願ふ所なり。試みに一たび之を行
へ。言未だ卒らざるに、忽然として見えす。宣王大に驚く。立どころに隠書を
發いて之を読み、退いて之を推す。又未だ得る能はず。明日又更に召して之を
問ふ。隠を以て對へず。但だ目を揚げ齒を銜み、手を舉げ膝を拊つて曰く、殆い

莫不掩口大笑曰此天下強顏女子也。豈不異哉。于是宣王乃召見之。謂曰昔者先王爲寡人娶妃匹。皆已備有。列位矣。今女子不。容于鄉里。布衣而欲干。萬乘之主。亦有。何奇能哉。鍾離春對曰。無。有。特竊慕大王之美義耳。王曰。雖然。何喜。良久曰。竊嘗喜。隱。宣王

かな、殆いかなと。此の如き者四。宣王曰く、願はくは遂に命を聞かん。鍾離春對へて曰く、今、大王の國に君たるや、西に衡秦の患あり、南に強楚の讎あり。外に二國の難ありて、内に奸臣を聚め、衆人附かず。春秋四十にして壯男立たず、衆子を務めずして衆婦を務め、好む所を尊び恃む所を忽にす。一旦山陵崩弛せば社稷定らじ。此れ一の殆きなり。漸臺五重、黄金白玉、琅玕、龍疏、翡翠珠璣、幕絡連飾し、萬民罷極す。此れ二の殆きなり。賢者は山林に匿れ、諂諛は左右より強ひ、邪僞、本朝に立ち、諫者、通入するを得ず。此れ三の殆きなり。酒を飲みて沈湎し、夜を以て日に繼ぐ、女樂、俳優、縱橫大笑す。外は諸侯の禮を修めず、内は國家の治を秉らず。此れ四の殆きなり。故に曰ふ、殆きかな、殆きかなと。是に于て宣王、喟然として嘆じて曰く、痛しきかな、無鹽君の言や。乃ち今一たび聞くと。是に于て漸臺を折ち、女樂を罷め、諂諛を退け、雕琢を去り、兵馬を選みて、府庫に實つ。四に公門を辟き、直言を招き進

曰。隱。爾寡人之所願也。試一行之。言未卒。忽然不見。宣王大驚。立發。隱書而讀之。退而推之。又未能得。明日。又更召而問之。不以隱對。但揚目銜齒。舉手拊膝曰。殆哉。殆哉。如此者四。宣王曰。願遂聞命。鍾離春對曰。今大王之君國也。西有衡秦之患。南有強楚之讎。

め、延いて側陋に及ぶ。トして吉日を擇び太子を立て慈母を進め、無鹽君を拜して后と爲す。而して齊國大に安き者は、醜女の力なり。君子謂ふ、鍾離春、正にして辭あり。詩に云く、既に君子を見つ、我が心則ち喜ぶ、とは、此の謂なり。

頌に曰く、無鹽の女、齊宣に干説し、四殆を分別して、國の亂煩を稱す。宣王之に従つて、四に公門を辟き、遂に太子を立てて、無鹽君を拜す。

● 纏めて醜き女、其の容貌はうすのごとき顔、おちくぼみたる目、ながき指に大きな爪ふし、あをのける鼻、つまりたる喉、こえたるうなじ、すくなき髪のみ、をれまがりたる腰、はとむね、はだへの黒きこと漆の如し。● わかへいる、● とつがんとすれどめとる人なし、傳は賣なり。● 打話して誰も見かへらず。● あらぬのにて作りたるみじかき眼。● 取次の官人。● 後宮の一人に加へられんことを希ふといふ意の諂諛。● 王に言上すること。● 貞順傳にも見ゆ、水に臨める高臺の脚と髣。● さかもりすること。● あつかましき女。● 随分變つてゐるではないか。● 先代の王、自分の爲に后宫を備へて已に缺くるなし。● 布衣は無位無官の義、萬乘は君王の義。● めづらしき技能。● なしとの意。● 大王の威徳。● 本文前後の隱にては隱形の術即ち忍術と解すべし、但一説には隱は隱語即ちなぞの類にて忍術に非ず、從つて「言未卒忽然不見」七字四りありと爲す。● 隱術の書。● 其の理を推測す。● 宣王未だ解し得ざる也。● 深く痛嘆するの状也。● しまひ迄隠説を伺ひたし。● 連術の祖主たる樂。● 樂くの公子には目をかけず、樂くの婦人に目をか

外有二國之
難。內聚奸臣。
衆人不附。春
秋四十。壯男
不立。不務衆

子而務衆。婦尊所好。忽所恃。一旦山陵崩弛。社稷不定。此一殆也。漸臺五重。黃金白玉。琅玕龍疏。翡翠珠璣。幕絡連飾。萬民罷極。此二殆也。賢者匿于山林。諛強于左右。邪僞立于本朝。諫者不得通入。此三殆也。飲酒沈湎。以夜繼日。女樂俳優。縱橫大笑。外不修諸侯之禮。內不秉國家之治。此四殆也。故曰。殆哉。殆哉。子。是宜王喟然而嘆曰。痛哉。無鹽君之言。乃今一聞。于是折漸臺。罷女樂。退諂諛。去雕琢。選兵馬。實府庫。四辟公門。招進直言。延及側陋。卜擇吉日。立太子。進慈母。拜無鹽君爲后。而齊國大安。者醜女之力也。君子謂。鍾離存正。而有辭。詩云。既見君子。我心則喜。此之謂也。頃曰。無鹽之女。于說齊宣。分別四殆。稱國亂煩。宣王從之。四辟公門。遂立太子。拜無鹽君。

① 陛下萬一崩御。あらば國家安んじらじ。 ② 前比出づ。 ③ 白玉以下。みな珠玉の稱。 ④ あはひまとも。 ⑤ つかれはつ。 ⑥ おもねりへつち。 ⑦ 臣。 ⑧ よこしまにしていつはるや。かちが朝にはびこる。 ⑨ 取らぬ。 ⑩ 嘖息する貌。 ⑪ 美玉などの奢侈の具。 ⑫ 直言の士。 ⑬ 鬼魅の人。 ⑭ 即ち何能あるに疑しき。を問はざるをいふ。

宿瘤女者齊
東郭探桑之
女。閔王之后

宿瘤女は齊の東郭探桑の女、閔王の后なり。項に大なる瘤あり、故に號して宿瘤と曰ふ。初め閔王出でて遊び東郭に至る。百姓盡く觀る。宿瘤、桑を採

十一 齊の宿瘤女

也。項有大瘤。
故號曰宿瘤。
初閔王出遊。
至東郭。百姓
盡觀。宿瘤探
桑如故。王怪
之。召問曰。寡
人出遊。車騎
甚衆。百姓無
少長。皆棄事
來觀。汝探桑
道旁。曾不一
視。何也。對曰。
妾受父母教。
探桑不受教。
觀大王。王曰。
此奇女也。惜
哉。宿瘤女曰。
婢妾之職。屬
之不二。予之

ること故の如し。王、之を怪みて召して問うて曰く、寡人出でて遊ぶ、車騎甚だ衆し。百姓、少長となく皆事を棄てて來り觀る。汝、桑を道旁に採り、曾て一たびも視ざるは何ぞや。對へて曰く、妾、父母の教を受けて桑を採る、教を大王を觀んことに受けず。王曰く、此れ奇女なり。惜しいかな宿瘤あり。女曰く、婢妾の職、之を不二に屬す。予の中心に忘れずんば何をか謂はん。宿瘤何ぞ傷まんや。王大に之を悦びて曰く、此れ賢女なりと。後乘に命じて之を載せしむ。女曰く、大王の力に頼りて、父母内に在り、妾をして父母の教を受けずして大王に隨はしめんか、是れ奔女なり。大王又安んぞ之を用ひん、と。王大に慙ぢて曰く、寡人失せり。又曰く、貞女は一禮備らざれば、死すと雖も從はず、と。是に於て王遣り歸し、使者をして金百鎰を以て往いて聘して之を迎へしむ。父母驚き惶れ、洗沐して衣裳を加へしめんと欲す。女曰く、是の如くにして王に見えんには、則ち容を變じ服を更めて見識られざらん。請ふ死すとも往

不_レ忘_二中心_一謂_レ何_レ宿瘤何_レ傷_レ王大悅_レ之曰_レ此賢女也命_二後乘_一載_レ之_レ女曰_レ輒_二大王_一之力_レ父母在_レ內使_レ妾不_レ受_二父母之教_一而隨_二大王_一是奔女也大王又安用_レ之_レ王大慙曰_レ寡人失_レ之_レ又曰_レ貞女一禮不_レ備_レ雖_レ死不_レ從_レ於_レ是王遣_レ歸_レ使_レ使者以_二金百鎰_一往_レ聘_レ迎_レ之_レ父母驚_レ惶_レ欲_レ洗_レ沐

かじ、と。是に于て故の如くにして使者に隨ふ。閔王、歸つて諸夫人を見て告けて曰く、今日出でて遊び、一の聖女を得たり。今至らば汝屬を斥けん、と。諸夫人皆之を恠み、盛服して衛り、其の至るを遅つ。宿瘤駭く。宮中の諸夫人皆口を掩うて笑ひ、左右貌を失して、自ら止ること能はず。王大に慙ちて曰く、且く笑ふなかれ、飾らざるのみ。夫れ飾ると飾らざると固に相去ること十百なり。女曰く、夫れ飾ると飾らざると相去ること千萬尙ほ言ふに足らず、何ぞ獨り十百ならんや。王曰く、何を以てか之を言ふ。對へて曰く、性、相近く、習、相遠し。昔者、堯、舜、桀、紂は俱に天子なり。堯、舜、自ら飾るに仁義を以てし、天子たりと雖も節儉に安んず。桀、紂、自ら飾るに仁義を以てし、天子たりと雖も節儉に安んず。采椽斲らず。後宮、衣は采を重ねず、食は味を重ねず。然れども垂拱して治り、萬方協和す。今に至るまで數千歳、天下善に歸す。桀、紂、自ら飾るに仁義を以てせず、習ひて苛文を爲り、高臺深池を造爲し、後宮、綺縠を蹈み、珠玉を弄す。意、饜く時あるにあらず。身

加_二衣裳_一。女曰_レ如_レ是_レ見_レ王_一。則變_レ容_レ更_レ服_レ不_レ見_レ識_レ也。請_レ死_レ不_レ往_レ。于是_レ如_レ故_レ隨_レ使_レ者_一。閔王歸_レ見_レ諸_レ夫人_一告_レ曰_レ今日出遊_レ得_レ一_レ聖女_一。今至_レ斥_レ汝_一屬_レ矣_レ。諸_レ夫人皆_レ恠_レ之_レ。盛服而衛_レ。遲_レ其_レ至_レ也_一。宿瘤駭_レ。宮中諸夫人皆掩_レ口_レ而笑_レ。左右失_レ貌_レ。不_レ能_レ自_レ止_レ。王大慙_レ。曰_レ且_レ無_レ笑_レ。不_レ飾_レ耳_レ。夫飾與_レ

死して國亡び、天下の笑と爲る。今に至るまで千餘歳、天下惡に歸す。是に由つて之を觀れば、飾ると飾らざると相去ること千萬尙ほ言ふに足らず、何ぞ獨り十百ならんや。是に于て諸夫人皆大に慙つ。閔王大に感じ、瘤女を立てて以て后と爲し、令を出して宮室を卑うし、池澤を填め、膳を損し樂を減じ、後宮は采を重ぬるを得ざらしむ。期月の間に、化、鄰國に行はれ、諸侯之に朝す。三晉を侵し、秦楚を懼れしめ、一たび帝號を立つ。閔王の此に至れるは、宿瘤女、力あり。女死するの後に及び、燕遂に齊を屠り、閔王、逃亡して外に弑せられ死す。君子謂ふ、宿瘤女、通にして禮あり。詩に云く、菁菁たるは我、彼の中阿に在り。既に君子を見れば、樂且つ儀あり、とは、此の謂なり。頌に曰く、齊女宿瘤、東郭に桑を採る。閔王出でて遊ぶ、爲に常を變せず。王召して與に語る、諫辭甚だ明かなり。卒に后位に升つて、名聲光榮なり。

● 東方のまちそとにて盛装をつみ取りてみし女子 ● 儀仗の盛なるをいふ ● 仕事をうち棄てて王の行列を見

不飾。固相去。夫飾不飾相。去千萬。尙不足言。何獨十百也。王曰。何以言之。封曰。性相近。習相遠也。昔者堯舜桀紂俱天子也。堯舜自飾以仁義。雖爲天子。安于節儉。茅茨不剪。采椽不斲。後宮衣不重采。食不重味。然垂拱而治。萬方協和。至今數千歲。天下歸善焉。桀紂不自飾。以仁義習爲苛文。造爲高臺深池。後宮蹈綺縠。弄珠玉。意非有。時也。身死國亡。爲天下笑。至今千餘歲。天下歸惡焉。由是觀之。飾與不飾。相去千萬。尙不足言。何獨十百也。于是諸夫人皆大慙。閔王大感。立嫡女。以爲后。出令卑宮室。填池澤。損膳減樂。後宮不得重采。期月之間。化行鄰國。諸侯朝之。侵三晉。懼秦楚。一立帝號。閔王至此也。宿瘤女有力焉。及女死之後。燕遂屠齊。閔王逃亡。而獄死于外。君子謂宿瘤女通而有禮。詩云。菁菁者莪。在彼中阿。既見君子。樂且有儀。此之謂也。頌曰。齊女宿瘤。東郭採桑。閔王出遊。不爲變常。王召與語。諫辭甚明。卒升后位。名聲光榮。

る 父母の命令によりて、珍らしき女子 女子としての務めは貞一のみ、我が中心に之を忘れずば何をか謂はん、宿瘤の如き固より傷むに足らざる 大王の御蔭にて父母家に在りて唯に安んず 父母の許しなくして行くは、出奔せるなり 身を洗ひ髪を洗ふこと 見ちがへられん 立派なる女子 貴族して王の方側に侍侍す 夫人たちは袖もて口のあたりをみはひてくすくすと笑ふ 左右の侍臣たちは容儀をくづして可笑しさに堪へず 十歩と百歩との差なり 千歩萬歩と言はんも尙ほあたらずと也 宮中の質村を状す、前に出づ 手をこまぬきて、他のなすがまゝにすること、即ち無爲にして治する意 きびしき法文 一ケ年 王道の化 小雅に出づ、管々は繁茂の觀、中阿は中のチカ

十二 齊の孤逐女

孤逐女者齊即墨之女也。齊相之妻也。初逐女孤無父。母狀甚醜。三逐于鄉。五逐于里。過時無所容。齊相婦死。逐女造裏王之門。而見三逐者。曰。妾三逐于鄉。五逐于里。孤無父母。積棄於野。無所容。止願當君王之盛類。盡其愚辭。

孤逐女者齊の即墨の女、齊の相の妻なり。初め逐女、孤にして父母なく、狀甚だ醜し。三たび郷に逐はれ、五たび里に逐はれ、時を過ぎて容れらるゝなし。齊の相の婦、死す。逐女、裏王の門に造りて、謁者に見えて曰く、妾三たび郷に逐はれ、五たび里に逐はれ、孤にして父母なく。野に積棄せられて容れらるゝなし。止願はくは君王の盛顔に當つて、其愚辭を盡さん。左右王に復す。王、食を輟め嘔を吐きて起つ。左右曰く、三たび郷に逐はるゝ者は、忠ならざればなり。五たび里に逐はるゝ者は、禮少けたればなり。忠ならず禮少けたる人、王何爲ぞ遽しき。王曰く、子識らずや。夫れ牛鳴きて馬應せざるは、牛の聲を聞かざるにあらす、類を異にするが故なり。此の人必ずや人と異なる者あらん、と。遂に見て之と聽ること三日。始の一日に曰く、大王は國の柱を知れりや。王曰

左右復於王。王輟食吐哺而起。左右曰。三逐於鄉者不忠也。五逐于里者少禮也。不忠少禮之人。王何爲選。王曰。子不識也。夫牛鳴而馬不應。非不聞牛聲也。此異類故也。此人必有與。人異者矣。遂見與之。謂三日。始一日曰。大王知國之柱。手。王曰。不知。逐女曰。柱相

く、知らず。逐女曰く、柱とは相國是れなり。夫れ柱正しからざれば則ち棟安からず。棟安からざれば則ち椳椳墮つ。椳椳墮つれば則ち屋幾ど覆る。王は則ち棟なり、庶民は椳椳なり、國家は屋なり。夫れ屋の堅きと堅からざるとは柱に在り。國家の安きと安からざるとは相に在り。今大王既に明哲有り、而も國相審かならざるべからず。王曰く、諾。其の二日に、王曰く、吾が國相は奚若ぞや。對へて曰く、王の國相は比目の魚なり。外比し内比して然る後能く其の事を成し、其の功を就す。王曰く、何の謂ぞや。逐女對へて曰く、其の左右を明かにし、其の夫妻を賢にす。是れ外比し内比するなり、と。其の三日に、王曰く、吾が相、其れ易ふべきか。逐女對へて曰く、中才なり、之を求めて未だ得べからず。若し之に過ぐる者あらば何爲ぞ不可ならん。今則ち未だあらず。妾聞く、明王の人を用ふるや、一を推して之を用ふ。故に楚は虞丘子を用ひて、孫叔敖を得、燕は郭隗を用ひて樂毅を得たり。大王、誠に能く之を厲まば、則ち此れ用ふべ

國是也。夫柱不正則棟不安。棟不安則椳椳墮。椳椳墮則屋幾覆矣。王則棟矣。庶民椳椳也。國家屋也。夫屋堅與不堅。在乎柱。國家安與不安。在乎相。今大王既明哲。而國相不可不審也。王曰。諾。其二日。王曰。吾國相奚若。對曰。王之國相比目之魚也。外比内比。

けん。王曰く、吾れ之を用ふること奈何。逐女對へて曰く、昔者齊の桓公、九九の人を尊みて、有道の士之に歸し、越王、螳螂の怒を敬みて、勇士之に死す。葉公、龍を好みて龍爲に暴下す。物の徴する所、固に頌を須たす。王曰く、善し、と。遂に相を尊みて敬して之に事へ、逐女を以て之に妻す。齊國以て治れり。詩に云く、既に君子に見え、並び坐して瑟を鼓す、とは、此の謂なり。頌に曰く、齊の孤逐女、襄王の門に造る。女、五たび逐はると雖も、王猶ほ焉を見る。國の政を譚りて、亦甚だ文あり。輿に語ること三日、遂に相君に配す。

- 地名 ● 齊の國主 ● 取次の官 ● すてられ ● 君王に拜謁して ● 側近の臣、王に言上す ● 王食事半に起つ、哺はふくみたる口中の食物 ● 宰相 ● たるき、屋の椳 ● いへ ● 聰明なること
- 二匹用ひて其目始めて見るべしといふ魚 ● 上才と下才との間の人、即ち中才也 ● 楚の相、仁智
- 孫叔敖が母の後にし ● 燕の昭王の臣、王に招賢の法を説いて自ら薦む、樂毅等風を聞きて到る ● 算
- 法に通じたる士、薄能の士を擧りたるをいふ ● 螳螂は、かまきり。自己の微力をはからずしてみだりに勳に
- 向ふをいふ ● すべて其の行ふ所によつてそれに應ずる勳は立ちどころに至る

然後能成其事。就其功。王曰。何謂也。逐女對曰。明其左右。賢其夫妻。是外比內比也。其三日。王曰。吾相其可易乎。逐女對曰。中才也。求之未可得也。如有過之者。何為不可也。今則未有。妾聞明王之用人也。推一而用之。故楚用虞丘子。而得孫叔敖。燕用郭隗。而得樂毅。大王誠能厲之。則此可用矣。王曰。吾用之奈何。逐女對曰。昔者齊桓公。尊九之人。而有道之士。歸之。越王敬。蠶娘之怒。而勇士死之。葉公好龍。而龍為暴下。物之所徵。固不須頃。王曰。善。遂尊相敬。而事之。以逐女妻之。齊國以治。詩云。既見君子。並坐鼓瑟。此之謂也。頃曰。齊孤逐女。造襄王門。女雖五逐。王猶見焉。譚國之政。亦甚有文。與語三日。遂配相君。

十三 楚の處莊姪

楚處莊姪者。楚頃襄王之夫人。縣邑之女也。初頃襄王好臺榭。出入不時。行年四十。不立太子。諫者蔽塞。

楚の處莊姪は楚の頃襄王の夫人、縣邑の女なり。初め頃襄王、臺榭を好み、出入時ならず。行年四十にして太子を立てず、諫者蔽塞し、屈原放逐せられ、國既に殆し。秦、其の國を襲はんと欲し、乃ち張儀をして之を間せしめ、其の左右をして王に謂はしめて曰く、南のかた、唐に遊ぶこと五百里、樂ありと。王將に往かんとす。是の時莊姪、年十二、其の母に謂つて曰く、王、淫樂を好み、

屈原放逐。國既殆矣。秦欲襲其國。乃使張儀問之。使其左右謂王曰。南遊於唐五百里。有樂焉。王將往。是時莊姪年十二。謂其母曰。王好淫樂。出入不時。春秋既盛。不立太子。今秦又使人重賂左右。以惑我王。使遊五百里外。以觀其勢。王已出。姪必倚敵國而發。

出入時ならず。春秋既に盛にして太子を立てず。今秦又人をして賂を左右に重うして以て我が王を惑はさしめ、五百里の外に遊ばしめて、以て其の勢を観る。王已に出づ、姪必すや敵國に倚りて謀を發せん。王必す國に反ることを得じ。姪、願はくは往いて之を諫めん。其の母曰く、汝は嬰兒なり、安んぞ諫むることを知らんと。遣らず。姪乃ち逃れて、繩竿を以て幟と爲し、幟を持して南郊の道旁に伏す。王の車至る。姪其の幟を舉ぐ。王之を見て止り、人をして往いて之を問はしむ。使者報じて曰く、一の女童あり、幟の下に伏す。願はくは王に謁するあらんと。王曰く、之を召べ。姪至る。王曰く、女、何爲る者ぞ。姪對へて曰く、妾は縣邑の女なり。隱事を王に言はんと欲す。恐るらくは塞閣蔽塞して見ゆることを得ざらんを。大王の出でて遊ぶ五百里と聞き、因つて幟を以て見ゆ。王曰く、子、何を以てか寡人を戒む。姪對へて曰く、大魚水を失ふ、龍あり尾なし。牆内に崩れんと欲して王視す。王曰く、知らず。姪對へて曰

謀。王必不得。反。國。姪。願。往。諫。之。其。母。曰。汝。嬰。兒。也。安。知。諫。不。遣。姪。乃。逃。以。提。竿。爲。幟。姪。持。幟。伏。南。郊。道。旁。王。車。至。姪。舉。其。幟。王。見。之。而。止。使。人。往。問。之。使。者。報。曰。有。一。女。童。伏。於。幟。下。願。有。謁。于。王。王。曰。召。之。姪。至。王。曰。女。何。爲。者。也。姪。對。曰。妾。縣。邑。之。女。也。欲。言。隱。事。

く、大魚水を失ふとは、王、國を離る、五百里なるをいふなり。之を前に樂みて、禍の後に起るを思はざるなり。龍ありて尾なしとは、年既に四十にして太子なきをいふなり。國に強輔なし、必ず且に殆からんとするなり。牆内に崩れんと欲して王視すとは、禍亂且に成らんとして、王改めざるなり。王曰く、何の謂ぞや。姪曰く、王、臺榭を好みて衆庶を恤まず。出入時ならず、耳目聰明ならず、春秋四十にして太子を立てず、國に強輔なく、内外壤を崩し、強秦、人をして内に間せしめ、王の左右、王をして改めざらしめ、滋々日に以て甚し。今、禍且に構へんとし、王、五百里の外に遊ぶ。王必ず遂に往かば、國は王の國にあらじ。王曰く、何ぞや。姪曰く、王の此の三の難を致すや、五患を以てせり。王曰く、何をか五患と謂ふ。姪曰く、宮室相望み、城郭闊達なり。一の患なり。宮垣、繡を衣、民人、褐なし。二の患なり。奢侈度なく、國且に虚竭せんとす。三の患なり。百姓飢餓して、馬には餘秣あり。四の患なり。邪臣、

子王。恐。壘。闕。蔽。塞。而。不。得。見。閉。大。王。出。遊。五。百。里。因。以。幟。見。王。曰。子。何。以。戒。寡。人。姪。對。曰。大。魚。失。水。有。龍。無。尾。墻。欲。內。崩。而。王。不。視。王。曰。不。知。也。姪。對。曰。大。魚。失。水。者。王。離。國。五。百。里。也。樂。之。於。前。不。思。禍。之。起。于。後。也。有。龍。無。尾。者。年。既。四。十。無。太。子。也。國。無。強。輔。必。

側に在り、賢者達せず。五の患なり。王五の患あり、故に三の難に及ぶ。王曰く、善し、と。後車に命じて之を載せしめ、立ちて還り反る。國門已に閉ち、反者已に定る。王乃ち郟郟の師を發して、以て之を撃ち、僅かに能く之に勝つ。乃ち姪を立てて夫人と爲す。立つて鄭子袖の右に在り、王の爲に節儉愛民の事を陳ぶ。楚國復た強し。君子謂ふ、莊姪、禮に違ふと雖も、而も終に守るに正を以てす。詩に云く、北風其れ喙たり、雨雪霏霏たり。惠みて我を好せば、手を携へて同じく歸らん、とは、此の謂なり。

頌に曰く、楚の處莊姪、女童たりと雖も、幟を以て王に見え、國の禍凶を陳べ、王の三難を設け、五患累重す。王載せて以て歸り、終に辛に功あり。

● 臺はうてな、榭は屋 ● 時を定めず後宮を出入す ● 奸佞の徒朝に満ちて、諛言を進むる者をふたぐ ● 屈平字は原、楚の忠臣王にちはれつひに汨羅に投じて死す ● 遊説の士、秦の相、問は反問なり ● 近臣 ● 高唐の地 ● 年輪 ● をさなきもの ● あかいろのきぬをつけたるを ● はたじらし ● 南の野道 ● 後にいへる隱語と其内容を指していふ ● 奸人等のために、ふさぎさへざられて王に謁することを得じ

且殆也。墻欲內崩而王不視者。禍亂且成。而王不改也。王曰。何謂也。姪曰。王好塞樹。不恤衆庶。出入不時。耳目不聰明。春秋四十不立太子。國無強輔。外內崩壞。強秦使人內間。王左右使王不政。滋日以甚。今禍且構。王遊於五百里之外。王必遂往。國非王之國也。王曰。何也。姪曰。王之致此三難也。以五患。王曰。何謂五患。姪曰。宮室相望。城郭調遠。一患也。宮垣衣繡。民人無褐。二患也。奢侈無度。國且虛竭。三患也。百姓飢餓。馬有餘秣。四患也。邪臣在側。賢者不達。五患也。王有五患。故及三難。王曰。善。命後車載之。立還反國。門已閉。反者已定。王乃發鄒郢之師。以擊之。僅能勝之。乃立姪爲夫人。立鄒子袖之右。爲王陳節儉愛民之事。楚國復強。君子謂莊姪雖遠於禮。而終守以正。詩云。北風其嘒。雨雪霏霏。惠而好我。携手同歸。此之謂也。頃曰。楚處莊姪。雖爲女童。以織見王。陳國禍凶。設三難。五患。累重。王載以歸。終卒有功。

十四 齊女徐吾

齊女徐吾者。齊東海上貧婦人也。與鄰婦李吾之屬。會燭。相從夜績。徐吾最貧。而燭數不屬。李吾與其屬曰。徐吾燭數不屬。請無與。夜也。徐吾曰。是何言與。妾以貧燭不屬之故。起常先。息常後。灑掃陳席。以待來者。自與蔽薄。坐常處下。凡爲貧燭不屬故也。夫一室

齊女徐吾は齊の東海の上の貧婦人なり。鄰婦、李吾の屬と燭を會し、相從つて夜績む。徐吾最も貧にして、燭數、屬せず。李吾其の屬と曰く、徐吾の燭數、屬せず、請ふ夜を與にするなからん。徐吾曰く、是れ何の言ぞや。妾貧しうして燭、屬せざるの故を以て、起つときは常に先ち、息むときは常に後れ、灑掃して席を陳べ、以て來る者を待ち、自ら與ふる蔽薄、坐すこと常に下に處る。凡て貧しうして燭、屬せざるが爲の故なり。夫れ一室の中、一人を益すも燭爲に暗からず、一人を損すも燭爲に明かならず。何ぞ東壁の餘光を愛みて、妾をして哀まるゝの恩を蒙ることを得しめざる。長く妾役の事を爲し、諸君をして常に惠あつて妾に施さしめんには、亦可ならずや。李吾能く應ふること莫し。遂に復び夜を與にし、終に後言なし。君子曰ふ、婦人辭を以て隣に棄てられず、則ち辭は安んぞ以て已むべけんや。詩に云く、辭之れ輯ゆるは、民之れ協はん、とは、此の謂なり。

之中益一人。燭不爲暗。損一人。燭不爲明。何愛東壁之餘光。不使貧妾得蒙見哀之恩。長爲妾役之事。使諸君常有惠施於妾。不亦可乎。李吾莫能應。遂復與夜。終無後言。君子曰。婦人以辭不見棄于隣。則辭安可以已乎哉。詩云。辭之輯矣。民之協矣。此之謂也。頌曰。齊女徐吾。會績獨貧。夜託燭明。李吾絕爲。徐吾自列。辭語甚分。卒得容入。終沒後言。

齊太倉女者
漢太倉令淳
于公之少女

十五 齊の太倉女

齊の太倉女は漢の太倉の令淳于公の少女なり。名は緹縈。淳于公、男なく女五人あり。孝文皇帝時。淳于公有罪。當刑。是時肉刑尙在。詔獄繫長安。當行會逮。公罵其女曰。生子不生男。緩急非有益。緹縈自悲泣。而隨其父至。長安。上書曰。妾父爲吏。齊中皆稱廉平。今坐法當刑。妾傷夫死者。不可復生。刑者不可復屬也。名緹縈。淳于公無男。有女五人。孝文皇帝時。淳于公有罪。當刑。是時肉刑尙在。詔獄繫長安。當行會逮。公罵其女曰。生子不生男。緩急非有益。緹縈自悲泣。而隨其父至。長安。上書曰。妾父爲吏。齊中皆稱廉平。今坐法當刑。妾傷夫死者。不可復生。刑者不可復屬也。

也。名緹縈。淳于公無男。有女五人。孝文皇帝時。淳于公有罪。當刑。是時肉刑尙在。詔獄繫長安。當行會逮。公罵其女曰。生子不生男。緩急非有益。緹縈自悲泣。而隨其父至。長安。上書曰。妾父爲吏。齊中皆稱廉平。今坐法當刑。妾傷夫死者。不可復生。刑者不可復屬也。

頌に曰く、齊女徐吾、會績獨り貧し。夜燭明に託し、李吾焉を絶たんとす。徐吾自ら列ねて、辭語甚だ分なり。卒に容入を得て、終に後言没し。

- となりにに住む婦人
- あかりの料を持ち寄りて夜糸をつむぐ
- 食しきために時々燭料が續かず
- 夜葉仲間からはぶかん
- 仕事を始むるときは人よりも先に、終るときは人よりも後れ、拭き掃除してむしろを引伸べ皆々の来るを待受くる
- 文章未だ致へず、或は故は敵の通用、己の身を持するに敵薄を以てするの謂か
- 國家の塵より漏るゝ光の意、餘光を惜しみてといふ意也
- 貧乏なる女
- 轉妾の役目

て獄に長安に繫ふ。行きて逮に會するに當り、公、其の女を罵りて曰く、子を生むも、男を生まずんば、緩急益あるにあらず、と。緹縈自ら悲泣して、其の父に隨ひ長安に至り、上書して曰く、妾が父、吏と爲つて、齊中皆廉平を稱す。今、法に坐して刑に當る。妾傷むらくは、夫の死者は復び生くべからず、刑者は復び屬すべからざることを。過を改め自ら其の道を新にせんと欲すと雖も由なきなり。妾願はくは身を入れて官婢となり、以て父の罪を贖ひ、自ら新にすることを得しめんと。書奏す。天子其の意を憐悲し、乃ち詔を下して曰く、蓋し聞く、有虞の時、衣冠に畫き、章服を異にし、以て戮と爲す。而して民犯さず。何となれば其れ至つて治ればなり。今の法に肉刑五ありて而も姦止まず、其の咎安にか在る。朕が徳薄くして教の明かならざるにあらざるか、吾れ甚だ自ら媿づ。夫れ訓道、純ならずして愚民陷る。詩に云ふ、愷悌の君子は民の父母なりと。今人、過あり、教未だ施かれずして刑已に加ふ。或は行を改

雖欲改過自新其道無由也。妾願入身爲官婢以贖父罪。使得自新。書奏天子。憐其意。乃下詔曰。蓋聞有虞之時。畫衣冠。異章服。以爲戮。而民不犯。何其至治也。今法有肉刑。五刑而姦不止。其咎安在。非朕德薄而教之不。明歟。吾甚自媿。夫訓道不純。而愚民陷焉。

め善を爲さんと欲するも、而も其の道、繚なし。朕甚だ之を憐む。夫れ刑は支體を斷ち、肌膚を刻んで、身を終ふるまで息まざるに至る。何ぞ其れ痛しくして不徳なる、豈に民の父母たるの意の稱はんや。其れ肉刑を除け。是より後、鑿頭の者は斃し、抽脅の者は答し、刖足の者は鉗せよ、と。淳于公遂に免るゝことを得たり。君子謂ふ、緹縈、一言にして聖主の意を發く、事の宜しきを得たりと謂つべし。詩に云く、辭の憚るは、民之れ莫らん、とは、此の謂なり。

頌に曰く、緹縈、父を訟ふ、亦孔だ識有り。誠を推して上書し、文雅甚だ備れり。小女の言、乃ち聖意を感ぜしめ、終に肉刑を除き、以て父の事を免す。

● 淳于是婦、名は意、臨淄の人 ● 肉を傷けて刑す ● 都の名 ● 地名 ● 事變に際し ● 天子に書を上る ● 清廉にして公平 ● 法律に照されて刑に就かんとす ● 其肉をもとの如く續ぐ處、其他詭説あり ● 王宮のはしため ● 舜の時代には姦に目するしをつけしるしのある服を分ちて著せしめ ● 刑戮 ● 滿の五刑は跋、劓、斷趾、斷舌、鼻首是れなり ● 罪惡 ● をしへのみち ● かちだ ● はだへ ●

詩云愷悌君子。民之父母。

今人有過。教未施。而刑已加焉。或欲改行爲善。而其道無繚。朕甚憐之。夫刑者至斷支體。刻肌膚。終身不息。何其痛而不德也。豈稱爲民父母之意哉。其除肉刑。自是之後。鑿頭者斃。抽脅者答。刖足者鉗。淳于公遂得免焉。君子謂緹縈一言發聖主之意。可謂得事之宜矣。詩云。辭之懌矣。民之莫矣。此之謂也。頌曰。緹縈訟父。亦孔有識。推誠上書。文雅甚備。小女之言。乃感聖意。終除肉刑。以免父事。

民の父母たる王の本意にかまはず ● 顔に別鑿して斃する也 ● 髪を剃ること ● あばらのすぢをひきぬく也 ● ちちうつこと ● 足を截る也 ● くびかせすること ●

卷之七

孽嬖傳

一 夏桀の末喜

末喜者夏桀之妃也。美于色。薄于德。亂孽無道。女子行丈夫心。佩劍帶冠。桀既棄禮義。淫于婦人。求美女。積之於後宮。收倡優侏儒。狎徒能爲奇偉戲者。聚之

末喜は夏の桀の妃なり。色に美にして、徳に薄く、亂孽無道なり。女子にして丈夫の心を行ひ、劍を佩し冠を帶ぶ。桀、既に禮義を棄てて婦人に淫し、美女を求めて之を後宮に積め、倡優侏儒狎徒の能く奇偉の戲を爲す者を收めて、之を旁に聚む。爛漫の樂を造り、日夜末喜及び宮女と與に酒を飲んで休む時あることなし。末喜を膝上に置きて、其の言を聽用し、昏亂道を失し、驕奢自恣なり。酒池を爲り、以て舟を運らすべし。一鼓して牛飲する者三千人、其の頭に編して之を酒池に飲ましむ。酔うて溺死すれば、末喜之を笑ひて以て樂

于旁。造爛漫之樂。日夜與末喜及宮女飲酒。無有休時。置末喜于膝上。聽用其言。昏亂失道。驕奢自恣。爲酒池。可以運舟。一鼓而牛飲者三千人。編其頭而飲之于酒池。醉而溺死者。末喜笑之。以爲樂。龍逢進諫曰。君無道。必亡矣。桀曰。日有亡乎。日亡而我亡。不聽。

と爲す。龍逢、進んで諫めて曰く、君、無道なれば必ず亡ぶ、と。桀曰く、日、亡ぶありや、日亡びて我れ亡びん、と。聽かず。以て妖言と爲して之を殺す。瓊室瑤臺を造りて以て雲雨を臨む。財を殫し幣を盡して、意尙ほ暨かず。湯を召して之を夏臺に囚へ、已にして之を釋す。諸侯大に叛く。是に于て湯、命を受けて之を伐つ、鳴條に戰ふ。桀が師戰はず、湯、遂に桀を放ち、末喜、嬖妾と與に、舟を同じうして海に流れ、南巢の山に死す。詩に曰く、懿きかな、厥の哲婦。臬と爲り鴟と爲る、とは、此の謂なり。

頌に曰はく、末喜、桀に配し、維れ亂、驕揚す。桀既に無道なり、又其の荒を重ぬ。姦究是れ用ひ、法常を恤まず。夏后の國、遂に反つて商と爲る。

● 龍逢無道なり ● 男子の如き心を持ち男子の如き行をなし ● 借使はわざと、侏儒は一寸法師、狎徒はたいこもの類 ● 奇怪なるあそびごと ● はれやかに、比ぎはしき ● 上るひる ● 言ふことをきくも ● ちよる ● あざりたかぶり、わがまゝなるふるまひする ● 酒をたゞへたる寵愛者のまを鼓す ● 牛の水を飲むが如く、はらばひて無作法に飲む ● 牛のまねして頭に編紐の類を纏ふ也 ● 上ひつぶれて酒池にお

以爲二妖言二而殺之。造二瓊室瑤臺。以臨二雲雨。殫二財盡二幣。意尙不娶。召湯囚之於夏臺。已而釋之。諸侯大叛。于是湯受命而伐之。戰于鳴條。桀師不戰。湯遂放桀。桀與末喜嬖妾。同舟流于海。死於南巢之山。詩曰。懿厥哲婦。爲梟爲鴟。此之謂也。頌曰。末喜配桀。維亂驕揚。桀既無道。又重其荒。姦究是用。不恤二法常。夏后之國。遂反爲商。

ばれ死す 忠臣の名 自身を水久不變なる木樹に比して亡ぶる期なきをいふ 他をまどはずあやしのことば たまのへや、たまのうてな、美しく飾れる建物 飽き足らず 商の湯王 追放すること 愛せし女子 さかしき女 むごりたかぶる よこしまなるみち 法則、常道 夏后氏の國家 殷に同じ、湯王の國號

二 殷紂の姐己

姐己者殷紂之妃也。嬖幸于紂。紂材力過人。手格二種獸。智足以距二諫。辯足以飾二非。矜人臣以能。高天下以。姐己は殷の紂の妃なり。紂に嬖幸せらる。紂、材力人に過ぎ、手、猛獸を格つ。智は以て諫を距くに足り、辯は以て非を飾るに足る。人臣に矜るに能を以てし、天下に高ぶるに聲を以てす。以爲らく、人皆己の下に出づと。酒を好んで淫樂し、姐己を離たす。姐己の譽むる所は之を貴うし、姐己の憎む所は之を誅す。新淫の聲、北部の舞、靡靡の樂を作り、珍物を收めて之を後宮に積み、諛

聲。以爲人皆出己之下。好酒淫樂。不離二姐己。姐己之所譽賞之。姐己之所憎誅之。作二新淫之聲。北部之舞。靡靡之樂。收珍物。積之。于後宮。諛臣羣女。咸獲所欲。積糟爲丘。流酒爲池。懸肉爲林。使人裸形。相逐其間。爲長夜之飲。姐己好之。百姓怨望。諸侯有畔者。紂乃臣羣女咸欲する所を獲。糟を積んで丘と爲し、酒を流して池と爲し、肉を懸けて林と爲し、人をして形を裸にして其の間に相逐はしめ、長夜の飲を爲す。姐己之を好み、百姓怨望す。諸侯畔く者あり。紂乃ち炮烙の法を爲り、銅柱に膏し、之を炭に加へ、罪ある者をして其上を行かしめ、輒ち炭中に墮つれば、姐己乃ち笑ふ。比干、諫めて曰はく、先王の典法を修めずして婦の言を用ひば、禍至るに日なからん、と。紂怒つて以て妖言と爲す。姐己曰く、吾れ聞く、聖人の心に七竅ありと。是に于て心を剖いて之を觀る。箕子を囚へ、微子去る。武王、遂に命を受け、師を興して紂を伐ち、牧野に戰ふ。紂が師、戈を倒にす。紂乃ち靡臺に登り、寶玉の衣を衣て自殺す。是に于て武王、遂に天の罰を致し、姐己が頭を斬つて、小白の旗に懸く。以爲らく、紂を亡す者は是の女なりと。書に曰く、牝雞晨するなかれ、牝雞の晨するは、惟れ家の索るなり。詩に云く、君子盜を信すれば、亂是れ用つて暴し。其の共を止むるに匪ずして、維

爲二炮烙之法。膏二銅柱。加之炭。令有罪者行其上。輒墮。炭中。姐已乃笑。比干諫曰。不修先王之典法。而用二婦言。禍至無日。紂怒。以爲二妖言。姐已曰。吾聞聖人之心。有七竅。于是剖心而觀之。

因箕子。微子去之。武王遂受命。與師伐紂。戰于牧野。紂師倒戈。紂乃登二鹿臺。衣二寶玉衣。而自殺。于是武王遂致二天之罰。斬二姐已。頭二懸于小白旗。以爲亡紂者是女也。書曰。牝雞無晨。牝雞之晨。惟家之索。詩云。君子信盜。亂是用暴。匪其止共。維王之耶。此之謂也。頌曰。姐已配紂。惑亂是修。紂既無道。又重相謬。指笑二炮炙。諫士劓囚。遂敗二牧野。反商爲周。

れ王の耶せり、とは此の謂なり。

頌に曰く、姐已、紂に配し、惑亂是れ修む。紂既に無道なり、又重ねて相謬る。指して炮炙を笑ひ、諫士劓き囚はる。遂に牧野に敗れ、商を反して周と爲す。

- 爾愛 ● オとカと ● 自慢すること ● はたらき ● 名譽 ● あたらしきみだらなるうたふし ● 北方部里のみひ ● みだらなる音楽なり ● めづらしきもの ● へつらひ多き臣 ● 晝夜の別なき酒宴
- うちめしく思ふ ● 刑の名、火あよりの刑 ● 諫臣の名 ● ちきり、のり ● 人をまよはすこと
- 胸に七つの穴あり ● 敵に向はずして却つて味方に向ふをいふ ● 牝雞の時をつくる事、婦人の口出しすること、口へて成む ● 小雅巧言に出づ、盜とは闇者をいふ ● 官廳に務めをなふること ● 病也、疾也

三 周幽の褒姒

褒姒者童妾之女。周幽王之后也。初夏之衰也。褒人之神化爲二龍。伺於王庭。而言曰。余褒之二君也。夏后卜殺之。與去莫吉。卜請其際。藏之。而吉。乃布幣焉。龍忽不見。而藏際櫃中。乃置之郊。至周莫之敢發也。

褒姒は童妾の女、周の幽王の后なり。初め夏の衰ふるや、褒人の神化して二龍と爲り、王庭に伺うて言つて曰く、余は褒の二君なり、と。夏后、之を殺さんと去てんとを卜するに、吉なるなし。其の際を請けて之を藏めんことを卜するに而も吉なり。乃ち幣を布く。龍忽ち見えす。而して際を櫃中に藏め、乃ち之を郊に置く。周に至るまで敢て發くものなし。周の厲王の末に及んで、發いて之を觀る。際、庭に流れて除ふべからず。王、婦人をして裸にして之に諫かむれば、化して玄蜃となりて後宮に入れり。宮の童妾未だ毀かすして之に遭ふあり、既に筭して孕み、宣王の時に當つて産めり。夫なくして乳す。懼れて之を棄つ。是より先、童謠あり。曰く、檠の弧、箕の服、寔に周國を亡さんと。宣王之を聞ける後に、人の夫妻して檠の弧、箕の服の器を賣れる者あり。

及周厲王之末。發而觀之。蔡流於庭。不可除也。王使婦人裸而諷之。化爲玄妖。入後宮。宮之童妾未毀而遭之。既笄而孕。當宣王之時。產無夫而乳。懼而棄之。先是有童謠曰。歷孤箕服。塞亡周國。宣王聞之後。有下人夫妻賣藥。孤箕服之器。者王使執而戮之。夫妻夜

り。王執へて之を戮せしめんとす。夫妻夜逃れ、童妾に棄てられて夜號哀するものあるを聞きて之を取り、遂に褒に竄る。長じて美好なり。褒の人媼、獄あり、之を獄じて以て贖ふ。幽王受けて之を嬖し、遂に褒媼を釋す。故に號して褒媼と曰ふ。既にして子伯服を生む。幽王乃ち後の申侯の女を廢して、褒媼を立てて后と爲し、太子宜臼を廢して、伯服を立てて太子と爲す。幽王、褒媼に惑ひ、出入之と與に同じ乗る。國事を恤まず、驅馳弋獵時ならず、以て褒媼の意に適へ、飲酒沈湎、倡優前に在り、夜を以て晝に繼ぐ。褒媼笑はず。幽王乃ち其の笑はんことを欲して、萬端すれども故に笑はず。幽王、燧燧、太鼓を爲り、寇の至るあれば則ち擧ぐ。諸侯悉く至るも而も寢なし。褒媼乃ち大に笑ふ。幽王之を悦ばしめんと欲し、數々爲に燧火を擧ぐ。其の後は信ぜられず、諸侯至らず。忠諫の者誅せられ、唯褒媼が言是れ從はる。上下相諛ひ、百姓乖離る。申侯乃ち繪西夷、犬戎と共に幽王を攻む。幽王燧燧を擧げて兵を徵すも至るな

逃。閉童妾遺棄而夜號哀。而取之。遂寢于褒。長而美好。褒人媼有獄。獻之以贖。幽王受而嬖之。遂釋褒媼。故號曰褒媼。既生子伯服。幽王乃廢后。申侯之女。而立褒媼爲后。廢太子宜臼。而立伯服爲太子。幽王惑于褒媼。出入與之同乘。不恤國事。驅馳弋獵不時。以

し。遂に幽王を驪山の下に殺し、褒媼を虜にし、盡く周の賂を取つて去る。是に于て諸侯乃ち申侯に即いて、共に故の太子宜臼を立つ、是を平王と爲す。是より後、周、諸侯と異なるなし。詩に云く、赫赫たる宗周、褒媼之を滅せり、とは、此の謂なり。

頌に曰く、褒神龍變じ、寔に褒媼を生む。興つて幽王に配し、后と太子とを廢す。烽を擧げて兵を致し、寇の至らざるを笑ふ。申侯周を伐ち、果して其の祀を滅す。

- 夏后の國 ● 夏の君 ● 二鬮の吐くところのあわ ● 幣白をしきつらぬ ● ひつのうち ● 庭中
- 婦人を裸にして鬮の吐きたる祭に向つてさわざ呼ばしむ。蓋し不浄を以てして厭ひ去らしめんとせしなり
- 史記・漢書等には玄童とあり。くさき蜥蜴 ● 乳齒の未だ脱せざる幼女、即ち七八歳頃の女 ● 十五 ● 子をうみ、乳いづる ● 死罪に行ふ ● 前出の重妻を指す ● 悲しげに泣く ● うつたへられてつかせらる ● 女を獄じて罪をあがなふ也 ● 申侯の女の已に后として立てるものを廢する也 ● 國の政治向ふことは少しも心にかげず遊戯などに耽る ● ふけりあはる、 ● さまじくにてだてをめぐらす也 ● のろし ● 明狄の名 ● 周室は褒へて諸侯と同様の状態となれり

適_レ褒_レ姒_レ之意。飲_レ酒_レ沈_レ湏。倡_レ優_レ在_レ前。以_レ夜_レ繼_レ晝。褒_レ姒_レ不_レ笑。幽_レ王_レ乃_レ欲_レ其_レ笑。萬_レ端_レ故_レ不_レ笑。幽_レ王_レ爲_レ二_レ縫_レ燧_レ太_レ鼓。有_レ二_レ冠_レ至_レ。則_レ舉_レ。諸_レ侯_レ悉_レ至。而_レ無_レ寇。褒_レ姒_レ乃_レ大_レ笑。幽_レ王_レ欲_レ悅_レ之。數_レ爲_レ舉_レ二_レ燧_レ火。其_レ後_レ不_レ信。諸_レ侯_レ不_レ至。忠_レ諫_レ者_レ誅_レ。唯_レ褒_レ姒_レ言_レ是_レ從。上_レ下_レ相_レ諛。百_レ姓_レ垂_レ離。申_レ侯_レ乃_レ與_レ二_レ增_レ西_レ夷_レ犬_レ戎_レ一_レ共_レ攻_レ幽_レ王_レ。幽_レ王_レ舉_レ二_レ縫_レ燧_レ徵_レ兵。英_レ至_レ。遂_レ殺_レ幽_レ王_レ于_レ麗_レ山_レ之_レ下。虜_レ褒_レ姒_レ。盡_レ取_レ二_レ周_レ賂_レ而_レ去_レ。于_レ是_レ諸_レ侯_レ乃_レ即_レ申_レ侯_レ而_レ共_レ立_レ故_レ太子_レ宜_レ臼_レ。是_レ爲_レ二_レ平_レ王_レ。自_レ是_レ之_レ後。周_レ與_レ諸_レ侯_レ無_レ異_レ。詩_レ云_レ。赫_レ赫_レ宗_レ周_レ。褒_レ姒_レ滅_レ之。此_レ之_レ謂_レ也。頌_レ曰_レ。褒_レ神_レ龍_レ變_レ。寔_レ生_レ二_レ褒_レ姒_レ。與_レ配_レ幽_レ王_レ。廢_レ后_レ太子_レ。舉_レ烽_レ致_レ兵。笑_レ寇_レ不_レ至_レ。申_レ侯_レ伐_レ周_レ。果_レ滅_レ其_レ祀_レ。

四 衛宣公姜

宣姜者齊侯之女。衛宣公之夫人也。初宣公夫人夷姜生伋子。以爲太子。又娶于齊。曰宣姜。生壽及朔。夷

宣姜は齊侯の女、衛の宣公の夫人なり。初め宣公の夫人夷姜、伋子を生む、以て太子と爲す。又齊に娶るを宣姜と曰ひ、壽及朔を生む。夷姜既に死す。宣姜壽を立てんと欲し、乃ち壽が弟の朔と與に謀りて伋子を構ふ。公、伋子をして齊に之かしまむ。宣姜乃ち陰かに力士をして、之を界上に待ちて殺さしめんとす。曰く、四馬白旄の至る者あらば、必ず要して之を殺せと。壽之を聞き以て太子

姜既死、宣姜欲立壽。乃與壽弟朔謀、構伋子。公使伋子之齊。宣姜乃陰使力士待之界上。而殺之。曰。有四馬白旄至者。必要殺之。壽聞之。以告太子。太子其避之。伋子曰。不可。夫棄父之命。則惡用子也。壽度太子必行。乃與太子飲。奪之。施而行。盜殺之。伋子醒求

に告げて曰く、太子其れ之を避けよ。伋子曰く、不可なり。夫れ父の命を棄てんには則ち悪んぞ子を用ひんや、と。壽、太子の必ず行かんことを度り、乃ち太子と與に飲みて、之が旄を奪ひて行く。盜之を殺せり。伋子、醒めて旄を求むれども得ず、遽かに往いて之を追ふ。壽已に死す。伋子、壽の己が爲に死せるを以て、乃ち盜に謂つて曰く、殺さんと欲する所の者は乃ち我なり。此れ何の罪かある、請ふ我を殺せ、と。盜又之を殺せり。二子既に死す、朔遂に立つて太子と爲る。宣公薨じて朔立つ。是を惠公と爲す。竟に終に後なし。亂、五世に及び、戴公に至つて後寧し。詩に云く、乃ち之の如き人、德音良きこと無し、とは、此の謂なり。

頌に曰く、衛の宣姜、太子を危くせんと謀り、子壽を立てんと欲し、陰かに力士を設く。壽乃ち俱に死し、衛果して危殆なり。五世寧からず、亂、姜に由つて起る。

旄不得。連往追之。壽已死矣。倂子以壽爲己死。乃謂盜曰。所欲殺者乃我也。此何罪。請殺我。盜又殺之。二子既死。朔遂立爲太子。宣公薨。朔立。是爲惠公。竟終無後。亂及五世。至戴公。而後寧。詩云。乃如之人。德音無良。此之謂也。頌曰。衛之宣姜。謀危太子。欲立子壽。陰設力士。壽乃俱死。衛果危殆。五世不寧。亂由姜起。

- 倂子を殺さんとして事をたくらむ
- 倂子を國境に持ち去りて
- 旄十の尾を竿頭に附けたる故
- ちよせして
- 共に酒を飲みて酔はしめて
- 壽に何等つみなし
- 二子も皆死し後嗣結局也
- 五代かくの如く不徳なる人には善き名譽あることなしとは宣姜の如き人をさしていふなり
- 國のみだれたるもとは宣姜にあり

五 魯桓文姜

文姜者齊侯之女。魯桓公之夫人也。內亂其兄齊襄公。桓公將伐鄭。納厲公。既行。與夫人俱將如齊也。申文姜者齊侯之女。魯桓公之夫人也。内亂其兄齊襄公。桓公將伐鄭。納厲公。既行。與夫人俱將如齊也。申文姜は齊侯の女。魯の桓公の夫人なり。内其の兄齊の襄公に亂る。桓公將に鄭を伐ちて厲公を納れんとす。既に行くに、夫人と俱に將に齊に如かんとす。申繻曰く、不可なり。女に家あり、男に室あり、相瀆することなし。之を有禮と謂ふ。此を易へば必ず敗れん。且つ禮に、婦人大故なければ則ち歸らすと。桓公聽かず、遂に與に齊に如く。文姜、襄公と通す。桓公怒つて之を禁すれども止まず。

文姜、以て襄公に告ぐ。襄公、桓公に酒を享して之を醉はしめ、公子彭生をして抱いて之を乗せ、因つて其の脅を拉いで之を殺さしむ。遂に車に死す。魯人、彭生を求めて以て恥を除かんとす。齊人、彭生を殺せり。詩に曰く、亂は天より降るにあらず、婦人より生る、とは、此の謂なり。

頌に曰く、文姜、淫亂にして、魯の桓公に配す。與に俱に齊に歸り、齊襄淫通す。厥の彭生をして、幹を摧き脅を拉がしむ。維れ女亂を爲し、卒に禍凶を成す。

- 兄の齊の襄公と醜關係あり
- 魯の大夫
- 女は夫の家を守り、夫は妻の室に安するが禮なり、これに違へば瀆れとなりて福生じ必ず敗れを招かん
- 重大なる事故
- 齊家へ歸らざるをいふ
- 變する也
- 車に乗せるに託して害する也
- 復讐せんと企つる也

繻曰。不可。女有家。男有室。無相瀆也。謂之有禮。易此必敗。且禮。婦人無大故。則不歸。桓公不聽。遂與如齊。文姜與襄公通。桓公怒。禁之不止。文姜以告襄公。襄公享桓公酒。醉之。使公子彭生抱而乘之。因拉其脅而殺之。遂死。于車。魯人求彭生。以除恥。齊人殺彭生。詩曰。亂匪降自天。生自婦人。此之謂也。頌曰。文姜淫亂。配魯桓公。與俱歸齊。齊襄淫通。俾厥彭生。摧幹拉脅。維女爲亂。卒成禍凶。

六 魯莊の哀姜

哀姜者齊侯之女。莊公之夫人也。初哀姜未入時。公數如齊。與哀姜淫。既入。與其弟叔姜俱。公使大夫宗婦用幣見。大夫夏甫不忌曰。婦贊不禮也。男贊不禮也。男贊不禮也。男贊不禮也。今婦贊用幣。是男

哀姜は齊侯の女、莊公の夫人なり。初め哀姜未だ入らざるの時、公、數々齊に如き、哀姜と淫す。既に入るや其の弟叔姜と俱にせり。公、大夫宗婦をして幣を用つて見えしむ。大夫夏甫不忌曰く、婦の贊は禮栗に過ぎず、以て禮を致すなり。男の贊は玉帛禽鳥に過ぎず、以て物を彰すなり。今、婦の贊に幣を用ふ、是れ男女別なきなり。男女の別は國の大節なり。無乃不可ならんか。公聽かず、又其の父桓公の廟宮の楹に丹し、其の桷に刻して、以て哀姜に夸る。哀姜、驕淫にして二叔公子慶父・公子牙に通ず。哀姜、慶父を立てんと欲す、莊公薨じて子般立つ。慶父、哀姜と與に謀つて、遂に子般を黨氏に殺し、叔姜の子を立て。是を閔公と爲す。閔公既に立つて、慶父、哀姜と淫すること益々甚し。又慶父と閔公を殺して立たんことを謀り、慶父遂に卜辭をして襲うて閔公を武闈に

女無別也。男女之別。國之大節也。無乃不可乎。公不聽。又丹其父桓公廟宮之楹。對其桷。以夸哀姜。哀姜驕淫。通於二叔公子慶父。公子牙。哀姜欲立慶父。莊公薨。子般立。慶父與哀姜謀。遂殺子般。于黨氏。立叔姜之子。是爲閔公。閔公既立。慶父與哀姜淫益甚。又與慶父謀殺閔公。而立。魯人謀之。慶父恐奔莒。齊桓公立。倍公。聞哀姜與慶父通。以危魯。乃召哀姜。酖而殺之。魯遂殺慶父。詩云。嘷其泣矣。何嗟及矣。此之謂也。頌曰。哀姜好邪。

弑せしめ、將に自ら立たんとす。魯人之を謀る。慶父恐れて莒に奔り、哀姜邾に奔る。齊の桓公、倍公を立てて以て魯を危くすと聞き、乃ち哀姜を召き酖して之を殺す。魯は遂に慶父を殺せり。詩に云く、嘷として其れ泣くとも、何の嗟か及ばん、とは、此の謂なり。

頌に曰く、哀姜、邪を好み、魯莊に淫す。延いて二叔に及び、驕妬縱横なり。慶父是れ依り、國適以て亡びんとす。齊桓征伐し、酖して哀姜を殺す。

- 魯の莊公に嫁せざる前
- 私に通ずる也
- 女弟、いもうと
- 同姓の位高き婦人
- 金のつかひも
- 禮物、にへ
- なつめとくり、果物の類の意
- たまときぬと、とり
- 大なるおきて
- たまの柱をにぬりにし
- 驕淫にして淫亂
- こじうと
- 腹心の將
- 宮中の小門
- 魯人慶父を仰みて殺さんとばかりる也
- 名は甲、莊公の子
- 毒酒をすゝむること
- 嘷り泣く貌
- 國の福流

淫于魯莊。延及二叔。駟妬縱橫。慶父是依。國適以亡。齊桓征伐。敵殺哀姜。

七 晉獻の驪姫

驪姫者。驪戎之女。晉獻公之夫人也。初。獻公娶于齊。生秦穆夫人。及太子申生。又娶二女子。戎生公子重耳。夷吾。獻公伐驪戎。克之。獲驪姫以歸。生奚齊。卓子。驪姫嬖于獻公。齊姜先死。公乃立驪姫。

驪姫は驪戎の女、晉の獻公の夫人なり。初め獻公、齊に娶つて、秦の穆夫人及太子申生を生む。又二女を戎に娶つて、公子重耳・夷吾を生む。獻公、驪戎を伐つて之に克ち、驪姫を獲て以て歸り、奚齊・卓子を生む。驪姫、獻公に嬖せらるや、齊姜先ちて死す。公乃ち驪姫を立てて以て夫人と爲す。驪姫、奚齊を立てんと欲し、乃ち弟と謀つて曰く、一朝朝せざれば、其の間に刀を容れ、太子と二公子とを逐うて間すべし、と。是に于て驪姫乃ち公に説いて曰く、曲沃は君の宗邑なり、蒲と二屈とは君の境なり、以て主なかるべからず。宗邑に主なければ則ち民畏れず、邊境に主なければ則ち寇心を開かん。夫れ寇其の心を生じ、民其の政を慢らんは、國の患なり。若し太子をして曲沃に主たらしめ、二公子を

以爲夫人。驪姫欲立奚齊。乃與弟謀曰。一朝不朝。其間容刀。逐太子與二公子。而可間也。于是驪姫乃説公曰。曲沃君之宗邑也。蒲與二屈君之境也。不可無主。宗邑無主。則民不長。邊境無主。則開寇心。夫寇生其心。民慢其政。國之患也。若使太子主曲沃。二公

蒲と二屈とに主たらしめば、則ち以て民を威して寇を懼れしむべし、と。遂に太子をして曲沃に居らしめ、重耳を蒲に居らしめ、夷吾を二屈に居らしむ。晉獻驪姫既に太子を遠け、乃ち夜泣く。公其の故を問ふ。對へて曰く、吾れ聞く、申生、人となり甚だ仁を好みて強く、甚だ寬惠にして民に慈みあり。今謂へらく、君我に惑うて、必ず國を亂さんと。無乃國民の故を以て、強を君に行はんか、君未だ命を終へずして歿せん。君其れ奈何せん、胡ぞ我を殺さざる。一妾を以て百姓を亂ることなけれ。公曰く、其の民を惠みて其の父を惠まざるものあらんや。驪姫曰く、民の爲にすると、父の爲にすると異なり。夫れ君を殺して民を利せば、民孰か戴かざらん。苟も父利して寵を得、亂を除いて衆説ぶこと、妾欲せざらんや。其れ君を愛すと雖も、勝へざらんと欲す。若し紂に良子あらば、而も先づ紂を殺して、其の惡を彰すことなからん。鈞しく死なんには、必ずしも手を武王に假りて、以て其の祀を廢することなからん。吾が先君武公、翼を兼ねてより

子主蒲與二風則可以威民而懼寇矣。遂使太子居曲沃重耳居蒲夷吾居二風晉獻驪姬既遠太子乃夜泣公問其故對曰吾聞申生爲人甚好仁而強甚寬惠而慈于民今謂君惑于我必亂國無乃以國民之故行強于君君未終命而歿君其奈何胡不殺我。

して、楚穆、成を弑す、此れ皆民の爲にして親を顧みざるなり。君早く圖らずんば、禍且に及ばんとす。公懼れて曰く、奈何して可ならん。驪姫曰く、君何ぞ老して之に政を授けざる。彼れ政を得て之を治めば、殆ど將に君を釋さんか。公曰く、不可なり。吾れ將に之を圖らんとす、と。此よりして太子を疑へり。驪姫乃ち人をして、公の命を以てし、太子に告げしめて曰く、君夢に齊姜を見たり、亟かに往いて祀れと。申生、曲沃に祭し、福を絳に歸る。公田して在らず、驪姫、福を受けて、乃ち鳩を酒に置き、毒を肺に施す。公至つて申生の將せる昨を召す。驪姫曰く、食外より來る、試みざるべからず。と、酒を地に覆すに、地墳てり。申生恐れて出づ。驪姫、犬に與ふるに犬死せり。小臣に飲ましむるに小臣死せり。驪姫乃ち天を仰ぎ心を叩いて泣き、申生を見て哭して曰く、嗟乎、國は子の國なり、子何ぞ遲しとなす。君は父の恩あるだにも忍べり。況や國人をや。父を弑し以て利を求むるとも、人孰か之を利せん。獻公人をして太子

無以二一妾二亂中百姓公曰惠二其民而不惠二其父乎驪姫曰爲民與爲父異夫殺君利民孰不戴荷父利而得寵除亂而衆說妾不欲焉雖其愛君欲不勝也若紂有良子而先殺紂母彰其惡鈞死也母必假手於武王以廢其祀自晉先君武公兼翼而楚穆弑成此

に謂はしめて曰く、爾其れ之を圖れと。太傅里克曰く、太子入りて自ら明かにせば以て生くべし。不んば則ち以て生くべからず。太子曰く、吾が君老いたり。若し入りて自ら明かにせば、則ち驪姫死せん、吾が君安からじ、と。遂に自ら新城の廟に經る。公遂に少傅杜原款を殺し、闕楚をして重耳を刺さしめんとす。重耳狄に奔る。賈華をして夷吾を刺さしめんとす。夷吾梁に奔る。盡く羣公子を逐ひ、乃ち奚齊を立つ。獻公卒して奚齊立つ、里克之を殺す。卓子立つ、又之を殺す。乃ち驪姫を戮し鞭つて殺す。是に于て秦、夷吾を立つ、是を惠公と爲す。惠公死して子圉立つ、是を懷公と爲す。晉人、懷公を高梁に殺して重耳を立つ、是を文公と爲す。亂五世に及び然して後定る。詩に曰く、婦の長舌あるは、惟れ厲の階なり。又曰く、哲婦は城を傾く、とは、此の謂なり。頌に曰く、驪姫繼母、晉獻を惑亂し、謀つて太子を誣し、毒酒權を爲す。果して申生を殺し、公子出奔す。身又幸に伏し、五世亂昏す。

皆爲民而不願親。君不且及矣。公懼曰。奈何。而可。驪姬曰。君何不三老而授之政。彼得政而治之。殆將釋君乎。公曰。不可。吾將圖之。由此疑二

- 戎狄の名
- 備せらるゝこと
- 妻媵夫人と太子申生の母
- 女弟也、一に女弟卓子を生むと云ふ
- 腰刀にあらば、手段を用ひて、太子と二公子を逐ひ斥けて、公とへだつべしと也。容刀一に用刀に作る
- 曲沃は舊都の地、宗邑は本國と同義
- 晉獻の二字誤衍か
- ゆるやかにしてめぐみあること
- 強硬手段
- 天壽
- 慶の封王の事を引く
- 周の武王の事を引く
- 晉の武公の事を引く
- 隱避して
- 太子申生の母
- 祭の供物
- 獻公の在る地
- 田獵
- 青鳥の名
- はじ、祭肉として用ひたるもの也
- 祭の肉
- 高く起る、うごもつ
- 小もの
- 自ら處決せよ
- 太子宮中に至りて自ら聲明せよと也
- 太子自ら聲明せば、驪姬の罪顯れて死すべし、姫死せば老年の父安きことを得ざらんとの意
- 死罪に行ふこと
- 辯舌巧なるは
- 亂れのごとち
- 利口なる女
- まは、
- 讒言
- 毒酒を以て謀略を施す
- 五代の間みだれくらむ

太子。驪姬乃使人以公命告太子曰。君夢見齊姜。亟往祀焉。申生祭于曲沃。歸福于絳。公田不在。驪姬受福。乃置鴆于酒。施毒于傭。公至。召申生將酢。驪姬曰。食自外來。不可不試也。覆酒于地。墳申生。恐而出。驪姬與犬。犬死。飲小臣。小臣死。之。驪姬乃仰天叩心而泣。見申生。哭曰。嗟乎國子之國。子何遲爲。君有父恩。忍之。況國人乎。弑父以求利。人孰利之。獻公使人謂太子曰。爾其圖之。太傅里克曰。太子入自明。可生。不則不可。太子曰。吾君老矣。若入而自明。則驪姬死。吾君不安。遂自經于新城。崩。公遂殺少傅杜原款。使楚刺重耳。重耳奔狄。使賈華刺夷吾。夷吾奔梁。盡逐羣公子。乃立奚齊。獻公卒。奚齊立。里克殺之。卓子立。又殺之。乃戮驪姬。鞭而殺之。于是秦立夷吾。是爲惠公。惠公死。子圉立。是爲懷公。晉人殺懷公于高梁。立重耳。是爲文公。亂及五世。然後定。詩曰。婦有長舌。惟厲之階。又曰。哲婦傾城。此之謂也。頃曰。驪姬繼母。惑亂晉獻。謀害太子。毒酒爲權。果弑申生。公子出奔。身又伏辜。五世亂昏。

階。又曰。哲婦傾城。此之謂也。頃曰。驪姬繼母。惑亂晉獻。謀害太子。毒酒爲權。果弑申生。公子出奔。身又伏辜。五世亂昏。

八 魯宣の繆姜

繆姜者齊侯之女。魯宣公之夫人。成公之母也。聰慧而行亂。故諺曰。繆姜通于叔孫宜伯。名喬如。喬如與繆姜謀。去季孟而擅魯國。晉楚戰于鄆。陵。公出佐晉。將繆姜は齊侯の女、魯の宣公の夫人にして、成公の母なり。聰慧にして行亂る。故に諺して繆姜と曰ふなり。初め成公幼きとき、繆姜、叔孫宜伯名は喬如なるものに通ず。喬如、繆姜と謀り、季孟を去つて魯の國を擅にせんとす。晉・楚、鄆陵に戦ふ。公出でて晉を佐け、將に行かんとす。姜、公に告げていふ、必ず季孟を逐へ、是れ君に背けり。公辭するに晉の難を以てし、請ふ反つて命を聽かんといふ。又晉の大夫に負して、季孫行父を執へて之を止めしめ、仲孫蔑を殺し、魯を以て晉に士へ内臣と爲らんことを許す。魯の人、喬如に順はず、盟うて之を逐ふ。喬如齊に奔る。魯、繆姜を東宮に逐擯す。始め往くとき、繆姜之

行。姜告公。必逐季孟。是背君也。公辭以晉難。請反聽命。又貨晉大夫。使執季孫行父。而止之。許殺仲孫蔑。以晉士晉爲內臣。晉人不順。喬如盟。而逐之。喬如奔齊。魯逐。縵縵姜于東宮。始往。縵姜使筮之。遇艮之八。史曰。是謂艮之隨。隨其出也。君必速出。姜曰。亡是。于

を策せしめて、艮の八に之くに遇へり。史曰く、是を艮の隨に之くと謂ふ。隨は其れ出づるなり、君必ず速かに出でん。姜曰く、是れ亡し。周易に曰ふ、隨は元亨利貞咎なしと。元は善の長なり、亨は嘉の會なり、利は義の和なり、貞は事の幹なり。然る故に誣ふべからず、是の以に隨なりと雖も咎なし。今、我れ婦人にして亂に與れり、固に下位に在つて不仁あり、元と謂ふべからず。國家を靖めず、亨と謂ふべからず。作りて身を害す、利と謂ふべからず。位を棄てて放なり、貞と謂ふべからず。四徳ある者は隨にして而も咎なけん。我皆これなし、豈に隨ならんや。我は則ち惡を取れり、能く咎なからんや。必ず此に死なん。出づることを得じ、と。卒に東宮に薨す。君子曰く、惜しいかな、縵姜、聰慧の質ありと雖も、終に其の淫亂の罪を掩ふことを得ず。詩に曰く、士の耽るは猶ほ説くべし、女の耽るは説くべからず、とは、此の謂なり。

頌に曰く、縵姜、淫佚、宣伯是れ阻む。季孟を逐はんことを謀り、魯を專

周易曰。隨元亨利貞無咎。亨嘉之會也。利義之和也。貞事之幹也。然故不可誣也。是以雖隨無咎。今我婦人而與于亂。固在下位。而有二不仁。不可謂元。不靖國家。不可謂亨。作而害身。不可謂利。棄位而放。不可謂貞。有四徳者。隨而無咎。我皆無之。豈隨也哉。我則取惡。能無咎乎。必死于此。不得出矣。卒薨於東宮。君子曰。惜哉。縵姜。雖有聰慧之質。終不得掩其淫亂之罪。詩曰。士之耽兮。猶可説也。女之耽兮。不可説也。此之謂也。頌曰。縵姜淫佚。宣伯是阻。謀逐季孟。欲使專魯。既廢見摺。心意摧下。後雖善言。終不能補。

にせしめんと欲す。既に廢して擯けられ、心意摧下す。後、善言すと雖も、終に補ふ能はず。

● さとくかしこかりしが内行をさまらず ● 今晉の國難に出會ひたれば、難より返つて後汝の言に従はん ● 魯國を賣る也 ● ちひしりぞけおしこめる ● うらなはず ● 卦の名 ● 同上 ● すてに夫人の位置を失ひ其の野心をれ下りて逐げられず

陳女夏姬者大夫夏徵舒之母也其狀

陳女夏姬は大夫夏徵舒の母なり。其の狀、美好匹なし。内技術を挾む、蓋し老いて復た壯なる者なり。三たび王后と爲り、七たび夫人と爲る。公侯之を

九 陳女夏姬

美好無匹。內挾技術。蓋老而復壯者。三爲王后。七爲夫人。公侯爭之。莫不迷惑。失意。夏姬之子微舒爲大夫。公孫寧儀行父與陳靈公。皆通于夏姬。或衣其衣。以戲于朝。泄治見之。謂曰。君有不善。子宜掩之。今二子率君而爲之。不待幽問。於朝廷以戲。士民其謂爾。

争ひ、迷惑して失意せざるものなし。夏姬の子微舒、大夫と爲る。公孫寧・儀行父、陳の靈公と、皆夏姬に通ず。或は其の衣を衣て以て朝に戯る。泄治之を見て謂つて曰く、君に不善あれば、子宜しく之を掩ふべきに、今、二子君を率ゐて之を爲す。幽間を待たず、朝廷に於て以て戯る。士民其れ爾を何と謂はん。二人以て靈公に告ぐ。靈公曰く、衆人之を知るも、吾が不善は害なし。泄治之を知るは、寡人恥づ。乃ち人をして微して泄治を賊うて之を殺さしむ。靈公、二子と與に夏氏に飲して、微舒を召す。公、二子に戯れて曰く、微舒は汝に似たり。二子亦曰く、若らず、其れ公に似たり、と。微舒、此の言を疾む。靈公、酒を罷めて出づ。微舒、弩を廡門に伏し、射て靈公を殺す。公孫寧・儀行父皆楚に奔り、靈公の太子午は晉に奔る。其の明年、楚の莊王、兵を擧げて微舒を誅し、陳國を定めて午を立つ、是を成公と爲す。莊王、夏姬が美好なるを見て、將に之を納れんとす。申公巫臣諫めて曰く、不可なり。王、罪を討めて而も夏姬を納るれば、

何二人以告靈公。靈公曰。衆人知之。吾不善無害也。泄治知之。寡人恥焉。乃使人殺之。靈公與二子飲於夏氏。召微舒也。公戲二子曰。微舒似汝。二子亦曰。不若其似公也。微舒疾此言。靈公罷酒出。微舒伏弩廡門。射殺靈公。公孫寧儀行父皆奔楚。靈

是れ色を貪るなり。色を貪るを淫と爲す。淫は大罰と爲る。願はくは王之を圖れ、と。王之に従ひ、後垣を壞ちて之を出さしむ。將軍子反、美なるを見て又之を取らんと欲す。巫臣諫めて曰く、是れ不祥の人なり。御叔を殺し、靈公を弑し、夏南を戮し、孔儀を出し、陳國を喪せり。天下美婦女多し、何ぞ必ずしも是を取らん、と。子反乃ち止む。莊王、夏姬を以て連尹襄老に與ふ。襄老邨に死し、其の尸を亡ふ。其の子黑要又夏姬に通ず。巫臣、夏姬を見て謂つて曰く、子歸れ、我れ將に汝を聘せんとす、と。恭王位に即くに及んで、巫臣齊に聘す。盡く其の室と俱に鄭に至り、人をして夏姬を召はしめて曰く、尸は得つべきや、と。夏姬之に従ふ。巫臣、介をして幣を楚に歸らしめて、夏姬と與に晉に奔る。大夫子反之を怨み、遂に子重と與に巫臣の族を滅して其の室を分つ。詩に云く、乃ち之の如き人と、婚姻を懷ふ。大に信なきは、命を知らざるなり、と。言は色を嬖して命を殞すをいふなり。

公太子午奔
晉。其明年。楚
莊王舉兵誅
微舒。定陳國。
立午。是爲成
公。莊王見夏
姬美好。將納
之。中公巫臣
諫曰。不可。王
討罪也。而納
夏姬。是貪色

也。貪色爲淫。淫爲大罰。願王圖之。王從之。使壞後垣而出之。將軍子反見美。又欲取之。巫臣諫曰。是不祥人也。殺御叔。弑靈公。戮夏南。出孔儀。喪陳國。天下多美婦女。何必取是。子反乃止。莊王以夏姬與連尹襄老。襄老死於邲。亡其尸。其子黑要又通于夏姬。巫臣見夏姬。謂曰。子歸。我將聘汝。及恭王卽位。巫臣聘於齊。盡與其室俱至鄭。使三人召夏姬。曰。尸可得也。夏姬從之。巫臣使介歸幣於楚。而與夏姬奔晉。大夫子反怨之。遂與子重滅巫臣之族。而分其室。詩云。乃如之人兮。懷二婚媾也。大無信也。不知命也。言嬖色殞命也。頌曰。夏姬好美。滅國破陳。走二大夫。殺子之身。殆誤楚莊。敗亂巫臣。子反悔懼。申公族分。

頌に曰く、夏姬、好美にして、國を滅し陳を破る。二大夫を走らし、子の身を殺す。殆ど楚莊を誤り、巫臣を敗亂す。子反悔懼れて、申公族分る。

- 無類 ● 男子を誘弄する手練に言むこと
- きさき ● 諸侯の妻を夫人といふ
- まよひこみて、心をうしなふ ● 二人靈公の侍臣也
- 夏姬の衣服を被りて公廟にてふざける ● 賢臣の名 ● ちはれぬやうにとめる ● 人の見ぬ所、かげ
- 害すること ● 夏姬の宅にさかもりする ● ちほひ
- うまやのくち ● 後方のかきね ● えんぎのあしき ● 最初の夫の名、夏南・孔儀は後夫の名 ● 迎へ要ること ● 幣を持ち行きて訪問すること ● 一家族 ● 汝の尸を我に得させんやと也 ● 聽従する也 ● 齊に持行くべき幣物 ● 家の子、轉讓などを分け取りする

十 齊靈の聲姫

聲姫者魯侯
之女。靈公之
夫人。太子光
之母也。號孟
子。淫通于大
夫慶尅。與之
蒙衣。乘輦而
入于閔。鮑牽
見之。以告國
佐。國佐召慶
尅。將詢之。慶
尅久不出。以
告孟子。曰。國
佐非我。孟子
怒。時國佐相
靈公會諸侯

聲姫は魯侯の女、靈公の夫人にして、太子光の母なり。孟子と號す。淫にして大夫慶尅に通ず。之と與に衣を蒙り、輦に乗りて閔に入る。鮑牽之を見て、以て國佐に告ぐ。國佐、慶尅を召して、將に之を詢はんとす。慶尅久しく出でず。以て孟子に告げて曰く、國佐我を非る、と。孟子怒る。時に國佐、靈公を相けて諸侯に柯陵に會す。高子・鮑子、内に處りて守る。還つて將に至らんとするに及んで、門を閉ぢて客を索す。孟子之を訴へて曰く、高・鮑、將に君を内れずして、公子角を立てんと欲す。國佐之を知れり、と。公怒つて鮑牽を別り、而して高子・國佐を逐ふ。佐、遂に莒に奔る。更に權杼を以て大夫と爲し、慶尅をして之を佐けしむ。乃ち師を帥りて莒を圍む、勝たず。國佐、人をして慶尅を殺さしむ。靈公、佐と盟つて之を復す。孟子又懇へて之を殺さんとす。靈公薨するに及んで、

子柯陵。高子鮑子處內守。及還將至。閉門而索客。孟子訴之曰。高鮑將不內君。而欲立公子角。國佐知之。公怒則鮑率而逐高子國佐。遂奔莒。更以崔杼爲大夫。使慶尪佐之。乃帥師圍莒。不勝。國佐使人殺慶尪。靈公與佐盟而復之。孟子又愬而殺之。及靈公薨。高鮑皆復。遂殺孟子。齊亂乃息。詩云。匪教匪誨。時維婦寺。此之謂也。頌曰。齊靈聲。厥行亂失。淫於慶尪。鮑率是疾。譖愬高鮑。遂以奔亡。好禍用亡。亦以事喪。

高・鮑皆復り、遂に孟子を殺し、齊の亂乃ち息む。詩に云く、教にあらす、誨にあらざるは、是維れ婦寺なり、とは、此の謂なり。
頌に曰く、齊靈の聲、厥の行亂失す。慶尪に淫して、鮑率是れ疾む。高・鮑を譖愬して、遂に以て奔亡せしむ。禍を好み亡ふことを用ひ、亦事を以て喪ぶ。

● 衣を頭上に被り、てぐるまに乗りて巷の門より入る ● 大夫也 ● 取り調べんとす ● 門を閉めて入れず、食客をもとむ ● 譖誣する也 ● 國佐も亦此の譖を承知し居れり ● 靈公、國佐に他心なきを誓ひて國へ歸らしむ ● 婦人と宦官と也 ● 陰に陽に譖言してうつたふ ● 出奔すること

十一 齊の東郭姜

齊東郭姜者。棠公之妻也。齊崔杼御東郭。偃之婦也。美而有色。棠公死。崔子弔而說姜。遂與偃謀娶之。既居其室。比于公宮。莊公通焉。驟如崔氏。崔子知之。異日公以崔子之冠賜侍人。崔子慍告有疾。不出。公登臺以臨崔子之宮。由臺上與東郭姜戲。公下從之。東郭

齊の東郭姜は棠公の妻、齊の崔杼が御の東郭偃の婦なり。美にして色あり。棠公死す、崔子弔うて姜を説び、遂に偃と謀つて之を娶る。既に其の室に居り、公の宮に比す。莊公通じて驟々崔氏に如く。崔子之を知れり。異日公、崔子の冠を以て侍人に賜ふ。崔子慍つて疾ありと告げて出でず。公、臺に登つて以て崔子の宮に臨む。臺上より東郭姜と戯る。公下りて之を從ふ。東郭姜奔りて戸に入りて閉づ。公之を推して曰く、余を開け。東郭姜曰く、老夫此に在り、未だ髮を收むるに及ばず。公曰く、余れ崔子の疾を聞くなり、聞せざらんやと。崔子、姜と與に側の戸より出で、門を閉ち衆を聚めて鼓を鳴す。公恐れて柱を擁して歌ふ。公、崔氏に請うて曰く、孤れ罪あるを知れり、請ふ心を改めて吾子に事へん。若し信ぜずんば、請ふ盟はん。崔子曰く、臣敢て命を聞かずと。乃ち之を避く。公又崔氏の宰に請うて曰く、請ふ元君の廟に就いて死せん。崔氏の宰曰く、君の臣杼、疾あり。侍臣に在らざれば、敢て命を聞かずと。公、牆を踰

姜奔入戸而閉之。公推之曰。開余。東郭姜曰。老夫在此。未及收髮。公曰。余聞崔子之疾也。不聞。崔子與姜自門戶出。閉門。聚衆鳴鼓。公恐擁柱而歌。公請于崔氏曰。孤知有罪矣。請改心。事吾子。若不信。請盟。崔子曰。臣不敢聞。命乃避之。公又請于崔氏之宰曰。請就

えて逃る。崔氏、射て公の踵に中つ。公反つて墮つ。遂に公を弑す。是の時に先ち、東郭姜、前夫の子棠母咎と俱に入る。崔子之を愛し、爲に室に崔子が前妻の子二人、太子成・少子彊を相けしむ。姜入るに及んで後子明を生めり。成、疾あり。崔子、成を廢して明を以て後と爲す。成、人をして崔邑を請はしめ、以て老せんとす。崔子哀みて之を許す。棠母咎、東郭偃と與に争うて與へず。成、彊と與に怒つて將に之を殺さんと欲し、以て慶封に告ぐ。慶封は齊の大夫なり。陰かに崔氏と權を争ひ、其の相滅びんことを欲す。二子に謂つて曰く、之を殺せ、と。是に于て二子歸つて棠母咎・東郭偃を崔子の庭に殺す。崔子怒り、之を慶氏に懇へて曰く、吾れ不肖にして、子あるも教ふる能はず、以て此に至れり。吾れ夫子に事ふること、國人の知る所なり。唯使者を辱くせよ、以て已むべからず、と。慶封乃ち盧蒲癸をして、徒衆を帥る國人と與に其の庫廩を焚きて成・彊を殺さしむ。崔氏の妻曰く、生きて此の若くんば、死せんに若かず、と。遂に自ら經

元君之廟而死焉。崔氏之宰曰。君之臣杼有疾。不在。待臣。不。敢。聞。命。公。踰。墻。而。逃。崔。氏。射。中。公。踵。公。反。墮。遂。弑。公。先。是。時。東。郭。姜。與。前。夫。子。棠。母。咎。俱。入。崔。子。愛。之。使。爲。相。室。崔。子。前。妻。子。二。人。大。子。成。少。子。彊。及。姜。入。後。生。子。明。成。有。疾。崔。子。廢。成。而。以。明。爲。後。成。使。三。人。請。崔。邑。以。老。崔。子。哀。而。許。之。棠。母。咎。與。東。郭。偃。争。而。不。與。成。與。彊。怒。將。欲。殺。之。以。告。慶。封。慶。封。齊。大。夫。也。陰。與。崔。氏。争。權。欲。其。相。滅。也。謂。二。子。曰。殺。之。子。是。二。子。歸。殺。棠。母。咎。東。郭。偃。于。崔。子。之。庭。崔。子。怒。懇。之。于。慶。氏。曰。吾。不。肖。有。子。不。能。教。也。以。至。于。此。吾。事。夫。子。國。人。之。所。知。也。唯。辱。使。者。不。可。以。已。慶

れて死す。崔子歸りて、庫廚皆焚け、妻子皆死せるを見て、又自ら經れて死す。君子曰く、東郭姜、一國君を殺して三室を滅し、又其の身を殘ふ。不祥と謂つべし。詩に曰く、枝葉未だ害あらざるに、本定に先づ敗る、とは、此の謂なり。頌に曰く、齊の東郭姜、崔杼の妻となり。莊公を惑亂し、母咎是れ依れり。禍子明に及び、邑を争ひて相殺す。父母聊けなく、崔氏遂に滅ぶ。

● 棠邑の大夫 ● 御者 ● いもと ● 齊の國君の宮殿に關する也 ● 他日 ● 侍者 ● ものみのうてな ● われを入れよの義 ● 我が夫 ● 髮を理せざるを云ふ ● 病狀を見舞はざらんや ● 自ら悔ゆる也 ● 家老 ● 父祖のたまや ● つきそひのけらい ● 東郭姜母子の兩人を愛したるが故に前妻の出なる二子を其の室に入れ補佐せしむ ● 後編 ● そこに退隱せんとす ● 棠東の二人は成が攝出なるが故に、不服をいひて與へず ● 慶封は左相、崔氏は右相、互ひに權力を争ひ互ひに其の一方滅亡するこをねがふ ● 入歌 ● くらとらうまやと ● 一國君は莊公、三室は崔・棠・東郭偃の三也

封乃使盧蒲癸帥徒衆與國人焚其庫廄而殺成靈。崔氏之妻曰。生若此不若死。遂自經而死。崔子歸見庫廄皆焚。妻子皆死。又自經而死。君子曰。東郭姜殺一國君而滅三室。又殘其身。可謂不祥矣。詩曰。枝葉未有害。本寔先敗。此之謂也。頌曰。齊東郭姜。崔杼之妻。惑亂莊公。母咎是依。禍及子明。爭邑相殺。父母無聊。崔氏遂滅。

十二 衛の二亂女

衛二亂女者。南子及衛伯姬也。南子者。宋女。衛靈公之夫人。通于宋子朝。太子蒯聵知而惡之。南子謀太子于靈公曰。太子欲殺我。靈公大怒。蒯聵奔宋。

衛の二亂女とは、南子と衛の伯姫なり。南子は宋の女、衛の靈公の夫人。宋の子朝に通ず。太子蒯聵、知つて之を惡む。南子、太子を靈公に讒して曰く、太子、我を殺さんと欲すと。靈公大に蒯聵を怒る。蒯聵宋に奔る。靈公薨じて蒯聵の子輒立つ、是を出公と爲す。衛の伯姫は蒯聵の姉なり。孔文子の妻、孔悝の母なり。悝、出公に相たり。文子卒して、姫、孔氏の豎、渾良夫と淫す。姫、良夫を蒯聵に使す。蒯聵曰く、子苟も能く我を國に内れなば、子に報ずるに乘軒を以てし、子が三死を免れしめん、と。與に盟うて、姫を以て良夫が妻と爲さ

靈公薨。蒯聵之子輒立。是爲出公。衛伯姫者。蒯聵之姉也。孔文子之妻也。孔悝之母也。悝相出公。文子卒。姫與孔氏之豎渾良夫淫。姫使良夫于蒯聵。蒯聵曰。子苟能内我于國。報子以三死。軒免子三死。與盟許以姫爲良夫妻。良夫喜以告姫。姫大悅。良夫乃與蒯聵入。

んことを許す。良夫喜び、以て姫に告ぐ、姫大に悦ぶ。良夫乃ち蒯聵と與に入りて、孔氏の圃に舍り、昏時に二人衣を蒙りて乗り、遂に入つて姫が所に至る。已に食し、姫戈を杖にして先つ。太子、五の介冑の士と與に、其の子悝に剛に迫りて強ひて之に盟はしむ。出公魯に奔り、子路之に死す。蒯聵遂に立つ、是を莊公と爲す。夫人南子を殺し、又渾良夫を殺す。莊公、戎州の亂を以て又出奔す。四年にして出公復た入る。將に大夫を入れ孔悝の母を殺して公の二女を迎へんとす。亂を爲すこと五世、悼公に至つて後定る。詩に云く、鼠を相れば皮あり、人として儀なけんや。人として儀なくんば、死せずして何をか爲さん、とは、此の謂なり。頌に曰く、南子、惑淫、宋朝是れ親む。彼の蒯聵を譖して、之を出奔せしむ。悝が母亦嬖せられ、兩君に出入す。二亂交錯して、咸く以て身を滅せり。

舍孔氏之園。昏時二人蒙衣而乘。遂入至。姬所已食。姬杖戈先。太子與五介胄之士。迫其子。懼于。厲強盟之。出公奔魯。子路死之。彌曠遂立。是爲莊公。殺夫人南子。又殺渾良夫。莊公以戎州之亂。又出奔。四年而公復入。將入。大夫殺孔慳之母。而迎公。二女爲亂。五世至。悼公而後定。詩云。相鼠有皮。人而無儀。人而無儀。不。死何爲。此之謂也。頃曰。南子惑淫。宋朝是親。語。彼彌曠。使之出奔。慳母亦嬖。出。入兩君。二亂交錯。咸以滅身。

- 伯姬は豐公の女
- 左右の小吏、又重僕の稱
- 太子の出奔せる宋に使す
- 大夫の樂るべき車
- 三死に當る罪
- 孔氏のはたけ
- くらくなりて
- 身を忍ばずる也
- よろひかぶとをつけたる士
- 仲由、孔子の弟子也
- 伯姬也

趙靈吳女者號孟姚。吳廣之女。趙武靈王之后也。初武靈王娶韓王女爲夫人。

十三 趙靈の吳女

趙靈の吳女は孟姚と號す。吳廣の女、趙の武靈王の后なり。初め武靈王、韓王の女を娶つて夫人と爲し、子章を生む。立てて以て后と爲し、章を太子と爲す。王嘗て夢に處女の瑟を鼓して歌ふを見る。曰く、美人熒熒たり、顔、若の榮えたるが若し。命なれや、命なれや。天の時に逢うて生る、曾て我れ羸羸とする莫し、と。

生。子章立以爲后。章爲太子。王嘗夢見處女鼓瑟而歌。曰。美人熒熒兮。顔若若。之榮。命兮。命兮。逢天時。而面生。曾莫我羸。羸。異日。王飲酒。樂。數言所。夢。想。見其人。吳廣聞之。乃因后而入。其女孟姚。甚有。色焉。王愛之。幸之。不能離。數年。生子何孟姚。數徵言。后有淫意。太子

異日、王、酒を飲んで樂む。數々夢むる所を言ひて、其の人を見んことを想ふ。吳廣之を聞き、乃ち后に因つて其の女孟姚を入る。甚だ色あり。王之を愛幸して離る、能はず。數年にして子何を生む。孟姚、數々微言すらく、后淫意あり、太子慈孝の行なし、と。王乃ち后と太子とを廢して、孟姚を立てて惠后と爲し、何を以て王と爲す、是を惠文王と爲す。武靈王自ら主父と號し、章を代に封じて、安陽君と號す。四年にして羣臣を朝し、安陽君來朝す。主父旁より觀て羣臣宗室を窺ふ、章が巒然として目を弟に反すを見て、心に之を構む。是の時惠后死して久恩衰ふ。乃ち趙を分ちて章を代に王とせんと欲す。計未だ決せずして轍む。主父、沙丘の宮に遊ぶ。章、其の徒を以て亂を作す、李兌乃ち四邑の兵を起して章を撃つ。章、主父に走り、主父之を開く。兌因つて主父の宮を圍み、既に章を殺し、乃ち相與に謀つて曰く、章を以て主父を圍む、即ち兵を解かば、吾が屬夷けられん、と。乃ち遂に主父を圍む。主父出でんと欲して得ず、又食

無慈孝之行。王乃廢后。與太子而立孟姚。爲惠后。以爲何爲王。是爲惠文王。武靈王自號主父。封章于代。號安陽君。四年。朝羣臣。安陽君來朝。主父從旁觀。窺羣臣宗室。見三章。然也。反目。於弟心憐之。是時惠后死。

を得ず。乃ち雀の糞を探つて之を食ふ。三月餘にして遂に沙丘の宮に餓死す。詩に曰く、流言以て對ふ、寇攘内に式ひればなり、と。不善の内より出づるを言へるなり。

頌に曰く、吳女、苜の顔、神、趙靈を痛し、既に見て嬖近し、惑心乃ち生ず。后を廢し我を興し、子何是れ成れり。主、沙丘に閉ち、國以て亂れ傾く。

●をとめ ●ことをなちして歌ふ ●光りかまやく貌 ●美しき草花 ●美しき貌、斯く美しき顔をも有して天の時に逢ひて生れたる身なりながら、未だ曾て我を美好として愛づる者なしとの意 ●他日 ●ほのめかしていふ也 ●地名 ●王の族 ●瘦れたる貌 ●ながき間のなまき ●將の名 ●門を開いて入ること ●將軍相謀る也 ●軍の事を以て ●殺し盡されん ●ねなしごと ●あだ、みだれ ●夢にあらはるゝこと ●戀愛して近づけたり ●まどひごゝる ●いくさ ●何の王と成るをいふ

惑心乃生。廢后與我。子何是成。主閉沙丘。國以亂傾。

十四 楚考の李后

楚考李后者趙人李園之女弟。楚考烈王之弟也。初春申君無子。李園爲春申君舍人。乃取其女弟與春申君。知有身。園女弟因問謂春申君曰。楚王之貴幸。君雖兄弟不。如。今君相楚。

楚考の李后は趙人李園の女弟、楚の考烈王の后なり。初め考烈王、子無し、春申君之を患ふ。李園は春申君が舍人たり。乃ち其の女弟を取つて、春申君に與ふ。身めるあるを知るや、園が女弟、間に因つて春申君に謂つて曰く、楚王の君を貴み幸せること、兄弟と雖も如かず。今君、楚に相たること二十餘年、而して王に子なし。即ち百歳の後には、將に兄弟を立てんとすべし。即ち楚更めて君の後を立てば、彼れ亦各々其の親む所のものを貴くせん。又安んぞ長く寵あるを得んや。徒に然るのみならず、君、事を用ふること久しく、多く禮を王の兄弟に失へり。兄弟誠に立たば、禍且に身に及ばんとす。何を以てか相の印、江東の封を保たんや。今妾、身めるあるを知れり、而も人の知る莫し。妾の

三十餘年。而王無子。即百歲後。將立二兄弟。即楚更立二君。後。彼亦各貴其所親。又安得長有寵乎。非徒然也。君用事久。多失禮于王。兄弟。兄弟。誠立。且及身。何。以保相印。江東之封。乎。今。妾知有身矣。而人莫知。妾之幸。君未久。誠以君之重。而進妾于楚。王。楚王必嬖。

君に幸せらるゝこと未だ久しからず、誠に君の重きを以てして、妾を楚王に進めんには、楚王必ず嬖せん。妾、天に頼りて子男あらば、則ち是れ君の子、王たるなり。楚國盡く得つべし。身、不測の罪に臨まんと孰與ぞや。春申君大に然りとし、乃ち園が女弟を出し、護みて舎して之を言す。考烈王召して之を幸し、遂に子悼を生む。立てて太子と爲し、園が女弟を后と爲す。而して李園貴くして事を、用ひ、士を養ひて春申君を殺し、以て口を滅さんと欲す。考烈王死するに及び、園乃ち春申君を殺して其の家を滅す。悼立つ、是を幽王と爲す。幽王死するの后、考烈王遺腹の子猶ありて立つ、是を哀王と爲す。考烈王の弟、公子負芻の徒、幽王の考烈王の子にあらざるを聞き知つて、哀王をも疑ふ。乃ち襲ひて哀王及び太后を殺し、盡く李園の家を滅して、負芻を立てて王と爲す。五年にして秦之を滅せり。詩に云く、盗の言孔だ甘し、亂時を用つて餒む、とは、此の謂なり。頌に曰く、李園が女弟、迹を春申に發す。考烈、子なし、果して身を納るゝ

妾頼天有子男。則是君之子。爲王也。楚國盡可得。孰與身臨不測之罪乎。春申君大然之。乃出園女弟。謹舍之。言之。考烈王召而幸之。遂生子悼。立爲太子。園女弟爲后。而李園貴用事。養士欲殺春申君。以滅口。及考烈王死。園乃殺春申君。滅其家。悼立。是爲幽王。幽王死。后有考烈王遺腹子。猶立。是爲哀王。考烈王弟公子負芻之徒。聞幽王非考烈王子。疑哀王。乃襲殺哀王。及太后。盡滅李園之家。而立負芻爲王。五年而秦滅之。詩云。盜言孔甘。亂時用淡。此之謂也。頌曰。李園女弟。發迹春申。考烈無子。果得納身。知重而入。遂得爲嗣。既立。畔本。宗族滅弑。

を得たり。重くして入ることを知り、遂に嗣と爲すを得たり。既に立つて本に畔き、宗族滅弑せらる。

- 姓は黃、名は歇、楚の相たり
- 魏殺の臣
- 姪
- 愛すること
- 王死するの役といふ義
- 王の兄弟の中より
- 後の王たる者を指す
- 相の印璽
- 春申君の封土
- 側愛せらるゝ
- 置き
- 地位
- 天の助けによりて男を生まば
- 此の先思ひよらぬ罪を得るといづれをよしとするか
- 別に
- 寵して置く
- 後の兄たれば位高くなりて諸事取りさばきするなり
- 「幽王死」の三字史記世家によりて補ふ
- 楚人の言はあまきこと楚の如きもの、其あまきものをすゝめ、亂となる也

倡后者邯鄲

十五 趙悼の倡后

倡后は邯鄲の倡にして、趙の悼襄王の后なり。前日、一宗の族を亂し既に寡

之倡。趙悼襄王之後也。前日而亂。一宗之族。既寡。悼襄王以其美。而取之。李牧諫曰。不可。女之不。正。國家所以覆而不。安也。此女亂一宗。大王不。畏乎。王曰。亂與不。亂。在寡人。為政。遂娶之。初。悼襄王。后。生子。嘉。為太子。倡。后。既入。為。姬。生子。遷。倡。后。既。幸。于。王。陰。謂。

なり。悼襄王、其の美なるを以て之を取り。李牧諫めて曰く、不可なり。女の正しからざるは、國家の覆つて安からざる所以なり。此の女、一宗を亂る、大王畏れざるや。王曰く、亂るゝと亂れざるとは、寡人が爲政に在り、と。遂に之を娶る。初め悼襄王の后、子嘉を生みて太子と爲す。倡后既に入りて姫と爲り、子遷を生む。倡后既に王に嬖幸せられ、陰に后及太子を王に譖し、人をして太子を犯して之を罪に陥れしむ。王、遂に嘉を廢して遷を立て、后を黜けて倡后を立てて后と爲す。悼襄王薨するに及んで、遷立つ、是を幽閔王と爲す。倡后、淫佚にして正しからず、春平君に通じ、多く秦の賂を受けて、王をして其の良將、武安君李牧を誅せしむ。其の後秦の兵徑に入る。能く距ぐものなし。遷、遂に秦に虜られ、趙亡ぶ。大夫、倡后の太子を譖し、及び李牧を殺せるを怨み、乃ち倡后を殺して其の家を滅し、共に嘉を代に立つ。七年秦に勝つ能はず、趙遂に滅びて郡と爲る。詩に云く、人にして禮なくんば、死せずして何をか俟たん、とは、

此の謂なり。

頌に曰く、趙悼の倡后、貪叨にして足るなし。后適を廢し、詐を執つて、怒ならず。春平に淫亂し、意の欲する所を窮む。賂を受けて趙を亡し、身死して族を滅す。

- ① 邯鄲の女倡(わがをきん)。「邯鄲之倡」の四字、次の説に従つて補ふ
- ② ナビに一家の親族を亂し來れる也
- ③ わがとりまはしかたにあり
- ④ 妾妾の稱
- ⑤ 寵愛
- ⑥ 譖言し
- ⑦ 一に幽閔王に作る
- ⑧ みだちがはし
- ⑨ 人は威儀あるを以て貴しとなす、今反つて之れ無ければ、只死あらんのみ
- ⑩ 王后と倡后とを謂して賂謂す

后及太子于王。使人犯太子。而陷之于罪。王遂廢嘉。而立遷。黜后。而立倡。姬。爲后。及悼襄王薨。遷立。是爲幽閔王。倡后淫佚。不正。通于春平君。多受秦賂。而使王誅其良將。武安君李牧。其後秦兵徑入。莫能距。遷遂見虜于秦。趙亡。大夫怨倡后之譖太子。及殺中李牧。乃殺倡后。而滅其家。共立嘉于代。七年。不能勝秦。趙遂滅。爲郡。詩云。人而無禮。不死何俟。此之謂也。頌曰。趙悼倡后。貪叨無足。墜廢后適。執詐不慙。淫亂春平。窮意所欲。受賂亡趙。身死滅族。

卷之八

續列女傳

一 周郊の婦人

周郊婦人者。周大夫尹固所遇于郊之婦人也。周敬王之時。王子朝怙寵爲亂。與敬王爭立。敬王不得入。尹固與召伯盈原伯魯附子朝。春秋

周郊の婦人は、周の大夫尹固が郊に遇ふ所の婦人なり。周の敬王の時、王子朝寵を怙んで亂を爲し、敬王と立たんことを争ふ。敬王入ることを得ず、尹固は召伯盈・原伯魯と與に子朝に附く。春秋魯昭の二年六月、晉の師、王を納る。尹固、子朝と與に周の典籍を奉じ出でて楚に奔り、數日にして道より還る。周郊の婦人郊に遇ふ。之を尤めて曰く、處るときは則ち人を勸めて禍を爲し、行くときは則ち數日にして反る。是れ其れ三歳を過ぎんや、と。昭公の二十九年に至つて、京師果して尹固を殺せり。君子謂ふ、周郊の婦人、尹氏の亂を助くるを惡み、

魯昭二年六月、晉師納王。尹固與子朝、出奔于楚。數日、道遇周郊婦人。遇郊。尤之曰。處則勸人爲禍。行則數日而反。是其過三歳乎。至昭公二十九年、京師果殺尹固。君子謂周郊婦人惡尹氏之助亂。知天道之不祐。示以二期。終如其言。詩云。取譬不遠。昊天不弔。此之謂也。

天道の祐けざることを知り、示すに大期を以てす。終に其の言の如し。詩に云く、譬を取る遠からず、昊天不弔はす、とは、此の謂なり。

- 郭近きこと
- いくさ
- 周國の貴重なる書物
- 中途より引返し來る也
- 尹固の行をモシる也
- 京師の人也
- 行ひ正しからざれば天佑なきを豫知し、死劫の還からざることをいふ
- 天に私なし

二 陳の辯女

辯女者陳國採桑之女也。晉大夫解居甫使于宋。道過陳。遇採桑之女。止而戲。

辯女は陳國の採桑の女なり。晉の大夫解居甫、宋に使す。道、陳を過ぎて、採桑の女に遇ふ。止まりて之に戯れて曰く、女、我が爲に歌へ、我れ將に汝を舍せんとす。採桑女乃ち之が爲に歌つて曰く、墓門に棘あれば、斧以て斯く。夫が良らざる、國人之を知れり。知れども已まざるは、誰昔より然り。大夫又曰く、我

之曰。女爲我歌。我將舍汝。採桑女乃爲之。歌曰。墓門有棘。斧以斯之。夫也不良。國人知之。知而不已。誰昔然矣。大夫又曰。爲我歌其二。女曰。墓門有梅。有鸚萃止。夫也不良。歌以訊止。訊予不顧。顛倒思予。大夫曰。其梅則有。其鸚安在。女曰。陳小國也。攝乎大國之間。因之以飢餓。加之師旅。其人且亡。而況鸚乎。大夫乃服而釋之。君子謂。辯女貞正而有辭。柔順而有守。詩云。既見君子。樂且有儀。此之謂也。

が爲に其の二を歌へ。女曰く、墓門に梅あり、鸚ありて萃る。夫が良らざる、歌つて以て訊ぐ。訊ぐれども予を顧みざれば、顛倒して予を思はん。大夫曰く、其の梅は則ち有り、其の鸚は安くにかある。女曰く、陳は小國なり、大國の間に攝れり。之に因るに飢餓を以てし、之に加ふるに師旅を以てす。其の人且に亡びんとす、而るを況や鸚をや、と。大夫乃ち服して之を釋す。君子謂ふ、辯女、貞正にして辭あり、柔順にして守あり。詩に云く、既に君子を見る、樂み且つ儀あり、とは、此の謂なり。

● 桑をつむ女子 ● 宿して止むること ● 墓所の入口 ● 切ること ● みさご ● うちたふれる ● 小國にして力弱き上に人民はうゑに泣き向は其上に他國より軍をむけて攻むるが故に、其の國滅びんとす、されば其の下に住む人民はまして安んずることなし ● 其の言に感服して ● すまはにして節あること

三 聶政が姊

齊勇士聶政之姊也。聶政母既終。獨有姊在。及爲濮陽嚴仲子刺中韓相。累所殺者數十人。恐禍及姊。因自別其面。抉其目。自屠劊而死。韓暴其尸于市。購問以千金。莫知爲誰。姊曰。弟至賢。愛妾之軀。滅吾之弟。

齊の勇士聶政の姊なり。聶政、母既に終りて、獨り姊の在るあり。濮陽の嚴仲子が爲に韓の相俠累を刺すに及んで、殺さる者數十人。禍の姊に及ばんことを恐れ、因つて自ら其の面を剔り、其の目を抉り、自ら屠り劊ねて死す。韓、其の尸を市に暴し、購問ふに千金を以てす。誰たるを知るものなし。姊曰く、弟至つて賢なり、妾が軀を愛して、吾が弟の名を滅せんこと、弟が意にあらず、と。乃ち韓に之きて、聶政が尸を哭す。吏に謂つて曰く、韓の相を殺せる者は、妾の弟、軀の深井里の聶政なり、と。亦尸の下に自殺す。晉・趙・楚・衛、之を聞いて曰く、獨り聶政の勇なるのみにあらず、乃ち其の姊も亦烈女なり、と。君子謂ふ、聶政が姊仁にして勇あり、死を去つて以て名を滅せずと。詩に云く、死喪の威は兄弟孔だ懐へり、と。死は畏るべきの事、唯兄弟甚だ相懐ふと言へる

名。非弟意也。乃之韓哭。政尸。謂史曰。殺韓相者。妾之弟。軹深井。里義政也。亦自殺于尸下。晉趙楚衛聞之曰。非獨義政之勇。乃其姊亦烈女也。君子謂。政姊仁而有勇。不去世死。以滅其名。詩云。死喪之威。兄弟孔懷。言死可畏之事。唯兄弟甚相懷也。此之謂也。

は、此の謂なり。

● 吾師によりて編の關係者に及ばんことをきづかひて ● 其の誰であるか分らぬやうに顔面をきづつけて自殺す ● 死屍につきて哭泣の體をなす ● 州の名 ● 姊自殺して弟義政の名譽をあらはす

王孫氏母者。齊大夫王孫賈之母也。賈年十五。事齊閔王。閔王出見。弒閔王。不討賊。王孫母謂賈曰。

四 王孫氏が母

王孫氏の母は齊の大夫王孫賈の母なり。賈年十五、齊の閔王に事ふ。國亂れ、閔王出でて弒せらる。國人賊を討せず。王孫が母、賈に謂つて曰く、汝朝出でて晚に來るときは、則ち吾れ門に倚つて汝を望む。汝暮に出でて還らざるときは、則ち吾れ閭に倚つて汝を望む。今汝、王に事へ、王出でて走る。汝其の處を知らず、汝尚ほ何して歸れるか。王孫賈乃ち市中に入りて、百姓に令して曰く、淖

汝朝出而晚來。則吾倚門而望汝。汝暮出而不還。則吾倚閭而望汝。今汝事王。王出走。汝不知其處。汝何歸乎。王孫賈乃入市中。而令百姓曰。淖齒亂齊國。弒閔王。欲與我誅之者。祖右。市人從者四百人。與之誅淖齒。刺而殺之。君子謂。王孫母義而能教。詩云。教誨爾子。式毅似之。此之謂也。

齒、齊國を亂して閔王を弒せり。我と與に之を誅せんと欲する者は右を祖け、と。市人從ふ者四百人。之と與に淖齒を誅し刺して殺す。君子謂ふ、王孫の母、義ありて能く教ふ。詩に云く、爾の子を教誨するに毅きことを式つて似しめよ、とは、此の謂なり。

● 國民、王のために反逆者を誅伐せず ● 朝出でて歸りぬるときは家の入口に立つて待ち、暮に出でて歸りぬるときは村の入口に立ちて待つ、親子の間柄も其情此の如し ● 吾等母と子の間でさへ此の如くなるに、汝の歸り來るは君と臣との間柄なきなり、何の面目ありて母に會ふかと訓戒激厲す ● 楚の將の名、齊國、燕の嬰殺に敗れ、閔王宮に走る、淖齒教に赴き、反つて閔王を弒して燕の地を分取れり

五 陳嬰が母

漢棠邑侯陳嬰之母也。始嬰爲東陽令。

漢の棠邑侯陳嬰の母なり。始め嬰、東陽の令の史と爲り縣に居る、素より信にして長者と爲る。秦の二世の時、東陽の少年、縣令を殺し、相聚る數千人、長

史居縣。素信爲長者。秦二世之時。東陽少年殺縣令。相聚數千人。欲立長帥。未有所用。乃請陳嬰。嬰謝不。能遂強立之。縣中從之。得二萬人。欲立嬰爲王。嬰母曰。我爲子家婦。聞先故不。甚貴。今暴得大名。不祥。不。如以兵有所。屬。事成猶得。封侯。敗則易。以亡。可無爲。

帥を立てんと欲す、未だ用ふる所あらず。乃ち陳嬰に請ふ。嬰謝して能はずといふ。遂に強ひて之を立つ。縣中之に從ふもの二萬人を得たり。嬰を立てて王と爲さんと欲す。嬰が母曰く、我れ子が家の婦と爲りて、先故甚だ貴からざるを聞く。今暴かに大名を得んこと不祥なり。如かず、兵を以て屬する所あらんには。事成らば猶ほ侯に封ぜらるゝを得ん、敗るれば則ち以て亡を易へ、人の爲に名を指さるゝことなかるべし、と。嬰其の言に従ひ、兵を以て項梁に屬す。梁、以て上柱國と爲す。後項氏敗れ、嬰漢に歸す。功を以て棠邑侯に封ぜらる。君子曰ふ、嬰が母、天命を知れり、又能く先故の業を守り、祚を後世に流し、謀慮深し。詩に曰く、厥の孫謀を貽して、以て翼める子を燕んぜり、とは、此の謂なり。

● 縣の名、史は書記 ● 頭領 ● ことわる ● 汝が家の縁となりて ● 先代 ● 何れへか附屬する ● 亡びアにすむ意。一説亡(ニ)げ易しと訓ア ● 項羽の季父 ● 官名 ● 大雅文王之什文王有聲の一節也、詩經に「貽」を「貽」に作り傳ふと訓ア、孫は順也、天下に順ふ所以の謀を傳へ、以て其事を教ふの子孫を安アとの意

人所以指名也。嬰從其言。以兵屬項梁。梁以爲上柱國。後項氏敗。嬰歸漢。以功封棠邑侯。君子曰。嬰母知天命。又能守先故之業。流祚後世。謀慮深矣。詩曰。貽厥孫謀。以燕翼子。此之謂也。

六 王陵が母

漢丞相安國侯王陵之母也。陵始爲縣邑豪。高祖徵時。兄事陵。及高祖起沛。陵亦聚黨數千。以兵屬漢王。項羽與漢爲敵國。得陵母置軍中。陵使至。則東嚮坐。陵母欲以招

漢の丞相安國侯王陵の母なり。陵、始め縣邑の豪たり。高祖微なりし時、陵に兄事す。高祖の沛に起るに及んで、陵亦黨數千を聚め、兵を以て漢王に屬す。項羽、漢と敵國と爲り、陵が母を得て軍中に置く。陵が使至る、則ち東嚮して陵が母を坐せしめ、以て陵を招かんと欲す。陵が母既にして私に使者を送り、泣いて曰く、老妾の爲に陵に語れ、善く漢王に事へよ。漢王は長者なり、老妾の故を以て二心を懐くこと無かれ。妾已に死せりと言へ、と。乃ち劔に伏して死し、以て固く陵を勉む。項羽怒つて之を烹る。陵が志益々感じ、終に高祖と與に天下を定め、位丞相に至り候に封ぜらる。爵を傳ふること五世。君子謂

陵。陵母既而私送使者泣曰。爲老妾語。曰。善事漢王。漢王長者。無以老妾故懷甲二心。言妾已死也。乃伏劍而死。以固勉之。陵志益感。終與高祖定天下。位至丞相。封侯。傳爵五世。君子謂。王陵母能棄身立義。以成其子。詩云。我躬不閱。遑恤我後。終身之仁也。陵母之仁及五世矣。

ふ、王陵が母、能く身を棄てて義を立て、以て其の子を成す。詩に云く、我が躬すら閱れられず、我が後を恤ふるに遑あらんや、とは、終身の仁なり。陵が母の仁は五世に及べり。

- 執政の大臣 ● 晏嬰 ● 漢の高祖劉邦を討つたとき ● 兄とシツカへること ● 其の配下の兵を率ゐて高祖の部下となる ● 捉へ来る也 ● ひがしむき ● 老母自ら稱する也 ● 高德の人 ● 自害して死屍をかまゆでの刑に行ふ ● 五代

七 張湯が母

漢御史大夫張湯之母也。湯以文法事漢孝武帝。爲御史大夫。好

漢の御史大夫張湯の母なり。湯、文法を以て漢の孝武帝に事へて御史大夫と爲り、勝つことを好んで人を陵ぐ。母數々責め怒れども、性、峻改する能はず。後果して丞相嚴青翟及び三長史の爲に怨まれ、趙王の上書して湯が罪を言ふ

勝。陵人。母數責怒。性不能峻改。後果爲丞相嚴青翟及三長史所怨。會趙王上書言湯罪。繫廷尉。丞相及三長史共致其罪。遂自殺。昆弟諸子欲厚葬之。母曰。湯爲天子大臣。被惡言而死。亦何厚葬。載以牛車。有棺而無槨。天子聞之曰。非此母不生此子。乃盡案誅三長史。丞相嚴青翟自殺。君子謂。張湯母能克己。感悟時主。詩云。彼美孟姜。德音不忘。此之謂也。

に會ひて廷尉に繫はる。丞相及三長史共に其の罪を致す。遂に自殺せり。昆弟諸子厚く之を葬らんと欲す。母曰く、湯、天子の大臣と爲り、悪言を被りて死す。亦何ぞ厚く葬らんやと。載するに牛車を以てし、棺有りて槨無し。天子之を聞きて曰く、此の母にあらずんば、此の子を生まじ、と。乃ち盡く案じて三長史を誅す。丞相嚴青翟自殺す。君子謂ふ、張湯が母、能く己に克ちて、時の主を感悟す。詩に云く、彼の美なる孟姜、德音忘れず、とは、此の謂なり。

- 御史は百官を糾弾することを司る官、大夫は其の長官 ● 法律の學 ● まげざらひにて人をあなどりしかす ● あらためる ● 官名 ● 上書湯の罪をあげてうつたふ ● 非道を檢斷する官 ● 多くの兄弟は葬式を經にしたしと思ふ ● 他より慰しざまに言はれて ● 棺にはだつきのひつぎ、槨は外郭、うはひつぎ ● 詳細に事件を檢察すること ● 理を先にして私情を後にする也 ● 齊女の名 ● よきさこえ、はまれ

八 雋不疑が母

漢京兆尹雋不疑之母也。賦性純謹。最慈仁。居家恂恂。善教。御諸子。舉有方。而一食息言笑。尚不苟。時漢尚吏治。以故吏多嚴刻。母謂。嚴刻之重。以殘民命也。每隱痛之。不疑爲京兆尹。行縣錄囚徒。還。其母輒問。所平反。母喜笑。飲食言語。異于他時。或無所出。母

漢の京兆の尹雋不疑の母なり。賦性純謹にして最も慈仁なり。家に居て恂恂として善く教ふ。諸子姓を御するに、舉方あり。而して一食息言笑の間だも苟もせず。時に漢、吏治を尙ぶ、故を以て吏に嚴刻なる多し。母謂ふ、嚴刻の重き以て民の命を殘ふなり、と。毎に之を隱痛す。不疑、京兆の尹と爲り、縣を行り囚徒を録して還るや、其の母輒ち問ふ。平け反す所あれば、母喜び笑みて飲食言語他時に異なり。或は出す所なければ、母怒つて之が爲に食せず。是の故に由り、不疑の吏たるや、嚴にして殘ならず、全くし活くる者甚だ衆し。人、疑の治、寛を尙ぶを知つて、其の母の善く教へて以て之を致すあるを知らず。君子謂ふ、不疑の母、能く仁を以て教ふ。詩に云く、昊天疾威、下土に敷けり、と。言は天道生を好みて、威虐の下土に行はるゝを疾むをいふ。上天生を好むの心を體する者とは、此の不疑の母の謂なり。

● 京師の奉行職 ● うまれつき ● もつぱらつゝしめること ● いつくしみふかし ● まめくしき候

怒爲之不食。由是故不疑之爲吏也。嚴而不殘。所全活者甚衆。人知疑之治尙寬。而不疑其母之善教。有以致之也。君子謂。不疑之母能以仁教。詩云。昊天疾威。敷于下土。言天道好生。疾威虐之行于下土。體上天好生之心者。此不疑之母之謂也。

● かはくのごどもたちをあつかふに、みな正しき道によれり ● しよくやすみ、もの言ひ笑ふ間、即ち如何なる時でも ● あらそかにせぬこと ● 官吏の治法 ● きびしくして容赦なし ● 無罪を宣し ● 放免す ● 放免せば ● 嚴格にしても殘忍ならず ● 身をまつたくして、たすかるもの ● 疑の治の寛さを知らるも、母が教へてかくの如くならしめたるを知らず ● 天がにくみいかる意 ● 地上

九 楊夫人

楊夫人は漢の丞相安平侯楊敞の妻なり。漢の昭帝崩じ、昌邑王賀、帝位に即いて淫亂なり。大將軍霍光、車騎將軍張安世と與に謀り、賀を廢して更に帝を立てんと欲す。議已に定り、大司農田延年をして敞に報せしむ。敞、驚懼言ふ所を知らず、汗出でて背を決し、徒に唯唯と曰ふのみ。延年、更衣に出づ。夫人、遽しく東廂よりし敞に謂つて曰く、此れ國の大事なり。今、大將軍

世謀。欲廢賀更立帝。議已定。使大司農田延年報。敵敵驚懼。不知所。言。汗出浹背。徒曰。唯唯而已。延年出。更衣。夫人。遂從。東。廟。謂敵曰。此國之大。事。今大將軍。議已定。使下九卿。來報。君侯。君侯。不疾。應。與。大將軍。同。心。猶。與。無。決。先。事。誅。矣。延。年。從。更。衣。還。敵。夫。人。與。延。年。參。語。許。諾。請。奉。大。將。軍。教。令。遂。共。廢。昌。邑。王。立。宣。帝。居。月。餘。敵。薨。益。封。三。千。五。百。戶。君。子。謂。敵。夫。人。可。謂。知。事。之。機。一。者。矣。詩。云。展。彼。碩。女。令。德。來。教。此。之。謂。也。

議已に定り、九卿をして來つて君侯に報せしむ。君侯疾かに應じて大將軍と與に心を同じうせず、猶與して決するなくんば、先づ誅を事とせん、と。延年更衣より還る。敵夫人、延年と參語許諾し、請ふ大將軍の教令を奉せん、と。遂に共に昌邑王を廢して宣帝を立つ。居ること月餘、敵薨す。封三千五百戶を益す。君子謂ふ、敵が夫人、事の機を知る者と謂つべし。詩に云く、展に彼の碩女、令德來り教ふ、とは、此の謂なり。

- 昌邑は地名
- 相談もはや決定して
- 官名、錢、穀の事を掌る官也
- ちどろきおそれて、返事く出來ぬ
- 只はいく／＼と答ふるのみ
- 別に立つ也
- 夫人の房へ通ずる廊下
- 夫人敵を指していふ也
- ためらふこと
- 三人共に言ふ
- されづ通りにはせん
- 封戸を増す
- 誰大いなる女子は德行ありて來りて教ふ

十 霍夫人顯

霍夫人顯者漢大將軍博陸侯霍光之妻也。奢淫虐害不循軌度。光以忠慎受。孝武皇帝遺詔。輔翼少主。當。二。孝。宣。帝。時。一。又。以。立。帝。之。功。甚。見。尊。寵。人。臣。無。不。顯。有。二。小。女。一。字。成。君。欲。貴。之。其。道。無。由。會。宣。帝。許。后。當。產。疾。顯。乃。謂。女

霍夫人顯は漢の大將軍博陸侯霍光の妻なり。奢淫虐害にして、軌度に循はず。光、忠慎を以て孝武皇帝の遺詔を受け、少主を輔翼す。孝宣帝の時に當つて又帝を立つるの功を以て、甚だ尊寵せらる。人臣として、一なし。顯に小女あり、字は成君、之を貴くせんと欲するも、其の道由るところなし。宣帝の許后、産に當つて疾めるに會ふ。顯乃ち女監淳于衍に謂つて曰く、婦人の豫乳は大故にして十死一生なり。今皇后僂身に當る。因つて藥を投じて之を去るべし。我が女をして后たることを得しめば、富貴之を共にせん、と。衍、其の言を承け、附子を搗き太醫大丸の中に碎き、持ち入りて遂に藥弒す。許后事急なり、顯、情を以て光に告ぐ、光驚愕す。業に已に衍を治め、奏す。上、因つて署して論するなからしむ。顯、遂に成君が爲に衣補し、入宮の具を治む。果

監淳于衍曰。婦人挽乳大故。十死一生。今皇后當挽身。可因投藥去之。使後女得爲后。富貴共之。衍承其言。擣附子碎。太醫大丸中。持入遂藥。許后事急。顯以情告光。光驚愕。業已治衍奏。上因署令勿論。顯遂爲成君。衣補治入宮具。果立爲后。

● ちどり、みだりにして、人をしへたげそこなふこと ● のり ● まことにしてつゝしみよかきこと ● 天子のゆめごん ● としわかき主君 ● たすけたすく ● たふとみあいせらる ● こむすめ ● 許氏より出てて后となりし人 ● 分焼 ● 女官、女醫ともいふ、許淳于、名衍 ● 胎生の子をやしなふ義 ● 重大なる事 ● 孕むこと ● 試せよと也 ● 尙藥の名 ● 丸藥の名 ● 藥を以て試す ● 急はせまる也、危篤の義 ● 事情を打明ける ● 衍を處分して奏聞する ● 原本「因令上書勿論」に作る、致の説により改む ● 衣服をつくるふ意か ● 宮中に入るの支度をする

是時許后之子以正適立。爲太子。顯怒。嘔血不食。曰。此乃帝在民間。一時子安得爲太子。即我

是の時許后の子正適を以て立ちて太子と爲る。顯、怒り、血を嘔いて食せず。曰く、此れ乃ち帝民間に在せし時の子なり。安んぞ太子たるを得ん。即ち我が女子あり、反つて當に王と爲すべきか、と。復た皇后をして太子を毒殺せしめんとす。皇后、數々太子を召して食せしむ、保阿、輒ち先づ之を嘗む。光既に

女有子。反當爲王耶。復教皇后令毒殺太子。皇后數召太子。食保阿輒先嘗之。光既薨。子禹嗣爲博陸侯。顯改更光時所造壁。而修大之。築神道。爲葦閣。幽閉良人奴婢。又治第宅。作乘輿。葦金塗。章絮。黃輪。侍婢以五采絲。輒顯遊戲。又與監奴馮子都

薨じ、子禹、嗣いで博陸侯と爲る。顯、光が時に造る所の壁を改更して之を修大にす。神道を築き、葦閣を爲り、良人の奴婢を幽閉す。又第宅を治め、乘輿を作り、輦は緒綯を盡し、輦は黃金塗り、葦絮輪を薦く。侍婢、五采の絲を以て、顯を輦きて遊戯す。又監奴馮子都と淫亂す。禹等、縱弛日に甚だし。宣帝既に霍氏が不道なるを聞き、又許后を弑するの事泄る。顯、恐怖して乃ち逆を爲さんことを謀り、天子を廢して禹を立てんと欲す。發覺して霍氏中外皆腰斬せられ、而して顯、棄市せらる。后は廢せられて昭臺宮に處る。詩に云く、廢つて殘賊を爲せり、其の尤を知ることを莫し、と。言は惡に肆にして其の過たるを知らざるを云ふ。霍夫人顯の謂なり。

● 本妻の子 ● 我が女即ち現在の皇后の子こそ當際王たるべけれと也 ● つきそひ役 ● 毒味する也 ● 墓所 ● ひろげること ● 墓所の道 ● てぐるまを入る、房室 ● 名を守墓に假りてあしこめかくの意か ● ヤシき ● のりもの ● てぐるまはぬひとりのしとねをはりつめ ● 箭を盛る葦、徒歩の供人が帶ぶるもの ● 葦と眞綿とにて車の輪をしく也、原文「爲」一字に作る、今附氏の説に従ひ改む ● こしもと

淫亂。禹等縱弛日甚。宣帝既明。霍氏不道。又執許后。事泄。顯恐怖。乃謀爲逆。欲廢天子。而立禹。發覺。霍氏中外皆腰斬。而顯棄市。后廢處昭臺宮。詩云。廢爲殘賊。莫知其尤。言肆於惡。不知其爲過。霍夫人顯之謂也。

● 此の 〇 みたりにしてしまりなきこと 〇 叛逆 〇 あちはれる 〇 刑戮の名 〇 尸を市にさらさる、死罪にかゝる也 〇 女の成君なり 〇 そこなひそこなふ

十一 嚴延年が母

河南大守東海嚴延年之母也。生五男。皆有吏材。至二千石。東海號曰萬石嚴。延年爲河南太守。所名爲嚴能。冬月傳嚴能。因河南の大守東海の嚴延年の母なり。五男を生む、皆吏材あつて二千石に至る。東海に號して萬石嚴と曰ふ。延年、河南の大守と爲り、在る所名けて嚴能と爲す。冬月、屬縣の囚を傳へて府下に論ず。流血數里、河南に號して屠伯と曰ふ。其の母常に東海より來り、延年在職に就かんと欲す。洛陽に到りて適々囚を報するを見る。母大に驚き、便ち都亭に止つて背て府に入らず。延年出でて都亭に至りて調す。母、閤を閉ぢて見ず。延年冠を免ぎ閤下に頓首す。母乃ち

論府下流血數里。河南號曰屠伯。其母常從東海來。欲就延年職。到洛陽適見報囚。母大驚。便止都亭不肯入府。延年出至都亭謁母。閉閤不見。延年免冠頓首閤下。母乃見之。因責數延年。曰。幸備郡守。專治千里。不聞仁義教化。有以全安愚民。顧乘刑罰。多刑殺

之を見る。因つて延年を責數して曰く、幸に郡守に備り、専ら千里を治む。仁義教化の以て愚民を全安するあるを聞かず。願つて刑罰に乗じて多く人を刑殺し、以て威を致さんと欲する、豈に民の父母たるの意ならんや、と。延年、罪に服し、頓首して謝す。因つて爲に御して府舎に歸る。母畢く臘を正す。已にして延年に謂つて曰く、天道は神明なり。人、獨殺すべからず。我れ自ら意はざりき、老いて當に壯子の刑戮せらるゝを見るべしとは。行かん、汝を去つて東海に墓地を掃除せんのみ、と。遂に去り、郡に歸つて、昆弟宗族に見え、復爲に之を言ふ。後歲餘にして、府丞の爲に延年が罪名十事を章結せらる。御史に下して案驗せしめ、遂に延年を市に棄つ。東海、母の賢智を稱せざるもの莫し。君子謂ふ、嚴が母、仁智にして道を信ず。詩に云く、心の憂あり、寧ろ今よりならんや、とは、其れ嚴が母の謂なり。

● 府の名 〇 縣の名 〇 五人の男 〇 吏の材能 〇 大守をいふ 〇 五人の子各二千石に至る故に萬石

人。欲二以致威。豈爲二民父母一之意哉。延年服罪。頓首謝。因爲御歸二府會。母畢正服。已謂二延年一曰。大道神明。人不可二獨殺。我不二自意。老當見三壯子被三刑戮一也。行矣。去。汝東海掃二除墓地一耳。遂去。歸郡。見昆弟宗族。復爲言。之。後歲餘。爲二府丞。所。章。和。延年罪名十事。下二御史案驗。遂寔二延年于市。東海莫不稱二母賢智。君子謂。嚴母仁智信。道。詩云。心之憂矣。寧自今矣。其嚴母之謂也。

といふ 能吏と稱する也 囚人の罪を斷ずる也 多く疑子を以ていふ也 年末の祭事 河内郡の名 役所 而會す 房室の戸 罪を敷へたて、責む 太守の位 安泰にする 母を敬せたる事を御する也 履 祭事をすませる たくあきさちか しかんなる男子 兄弟一門の人々 一年あまり 河内府の役人 書き立てたる 官名、秘書にして兼て糾察を司るもの しるべかんがへる

十二 漢の馮昭儀

漢馮昭儀者。孝元帝之昭儀。右將軍光祿勳馮奉世之女也。元帝

漢の馮昭儀は孝元帝の昭儀にして、右將軍光祿勳馮奉世の女なり。元帝の二年昭儀、選を以て後宮に入る。始め長使と爲り、數月にして美人と爲る。男を生めり、是を中山孝王と爲す。美人より婕妤と爲る。建昭中、上、虎園に幸し

二年昭儀以入後宮。始爲長使。數月爲美人。生男。是爲中山孝王。美人爲婕妤。建昭中。上幸虎園。觀獸。後宮皆從。熊逸出。圍攀檻。欲上殿。左右貴人傳昭儀皆驚走。而馮婕妤直當熊而立。左右格殺熊。天子問。婕妤何故當熊。對曰。妾聞。猛獸得人而

て獸を馴はしむ。後宮皆從ふ。熊逸して園を出で、檻を攀つて殿に上らんと欲す。左右貴人傳昭儀皆驚き走る。而も馮婕妤は直に熊に當つて立つ。左右、熊を格殺す。天子、婕妤に問ふらく、人情として皆驚懼す、何の故にか熊に當れる。對へて曰く、妾聞く、猛獸人を得て止むと。妾、恐るらくは御坐に至らんことを、故に身を以て當れり、と。元帝嗟嘆し、此を以て敬重す。傳昭儀等皆慙ぶ。明年、中山王封せらる。乃ち婕妤を立てて昭儀と爲す。王に隨つて園に之く。中山太后と號す。君子謂ふ、昭儀勇にして義を慕ふ。詩に云く、公の媚子、公に狩に従へり。論語に曰く、義を見て爲さるは勇なきなり、と。昭儀之を兼ねたり。

昭儀、婕妤・美人・長使、皆女子の官名也、昭儀第一、順次下りて長使を最下とす 漢孝元の年號 是をり 是なれ出づる 是なり 側近く仕よる人 貴人も亦女官の位 傅氏、天帝の寵姫 是ど るきおそれる 是、たけきけだもの 帝の御坐 感嘆する也 是、うやまひもみんずる 中山王也 公の寵愛する所の者をいふ

止。妾恐至御坐。故以身當之。元帝嗟嘆。以此敬重焉。傳昭儀等皆慙。明年中山王封。乃立三婕妤。爲昭儀。隨王之國。號中山太后。君子謂昭儀勇而慕義。詩云。公之媚子。從公于狩。論語曰。見義不爲無勇也。昭儀兼之矣。

十三 王章が妻と女

王章妻女漢京兆尹王仲卿之妻及其女也。仲卿爲書生學于長安。獨與妻居。疾病無被。臥牛衣中。與妻語泣。妻呵怒曰。仲卿尊貴在朝廷。誰愈于仲卿者。今疾病困厄。

王章が妻と女は漢の京兆の尹王仲卿の妻、及び其の女なり。仲卿、書生と爲り、長安に學び、獨り妻と居る。疾病して被なく、牛衣の中に臥す。妻と語つて泣す。妻呵り怒つて曰く、仲卿尊貴にして朝廷に在らば、誰か仲卿に愈れる者あらん。今、疾病困厄して自ら激昂せず、乃ち反つて涕泣す、何ぞ鄙しきや、後章、仕官して京兆の尹に至る。成帝の舅大將軍王鳳、政を秉り權を專らにす。章、鳳の爲に擧げらると雖も、意に肯て附會せず。日食の變有り。章、封事を上つて言く、鳳、任用して事成るべからず、と。上るに當つて妻之を止めて曰く、人に當に足ることを知るべし。獨り牛衣の中に流涕せる時を念

不自激昂。乃反涕泣。何鄙也。後章仕官至京兆尹。成帝舅大將軍王鳳、秉政專權。章雖爲鳳所舉。意不肯附會。有日食之變。章上封事。言鳳不可任用。事成。當上妻止之。曰。人當知足。獨不念牛衣中流涕時耶。章曰。非女子所知。書遂上人。子不忍退。鳳章由是爲鳳

はざるか。章曰く、女子の知る所にあらず、と。書遂に上る。天子、鳳を退くるに忍びず。章是に由つて鳳の爲に陥れられ、事大逆に至つて收繫して獄に下さる。章に小女あり、年十二。夜號哭して曰く、平日獄上に坐して、囚數を呼ぶを聞くに、常に九に至る。今八にして止む、我が君素より剛なり、先づ死せん者は必ず我君がならん、と。明日之を問へば、果して死せり。妻子皆合浦に徙る。鳳薨じて後、成都侯王商大將軍と爲る。章が罪なきを憫み、白して其の妻を還し、財産田宅衆庶之を給す。君子謂ふ、王章が妻、卷舒の節を知れり。詩に云く、昊天已だ威し、予慎かに罪なし、と。言は、王、威震の政を爲せば則ち罪なくして咎に遣はんとす。

- 帝都の太守 ● 都の名 ● 夜具 ● 亂麻を編んで作れるもの、一に伊具といふ ● 方みだを流して泣く ● 位尊くして ● 病氣の爲め困窮して感泣を要すること、これを男子でありながら却つて泣くとは何たる哉 ● 氣地なきことであるか ● 母方の兄弟即ちをす ● 推察せらる ● 心中決してあきらめたりしたはず ● 日論ありて凶變の兆あらはる ● 附封して上妻する意見書 ● 其の事柄が君に欺くといふことにて ● 捕

所陷。事至大逆。收繫下獄。章有少女。年十二。夜號哭曰。平日坐獄上。聞呼囚數。常至九。今八而止。我君素剛。先死者必我君也。明日問之。果死。妻子皆徙合浦。鳳薨後。成都侯王商爲大將軍。憫章無罪。白還其妻子。財產田宅衆庶。給之。君子謂。王章妻知卷舒之節。詩云。昊天已威。予慎無罪。言王爲感虐之政。則無罪而還。答也。

無也。事。成。子。到。怨。宜。し。き。り。得。たり。天。其。だ。も。も。る。べ。し。と。也。も。ど。し。し。へ。た。ぐ。る。政。治。

班婕妤者。左曹越騎班况之女。漢孝成皇帝之婕妤也。賢才通辨。始選入後宮。爲少使。俄而大幸。爲婕妤。

十四 班婕妤

班婕妤は左曹越騎班况の女、漢の孝成皇帝の婕妤なり。賢才にして通辨、始め選まれて後宮に入り、少使と爲る。俄かにして大幸せられて、婕妤と爲る。成帝後庭に遊び、嘗て婕妤と筆を同じうせんと欲す。辭して曰く、古の圖畫を觀るに、賢聖の君には皆名臣の側に在るあり、三代の末主は乃、女嬖あり。今筆を同じうせんと欲するは、之に似たるなきを得んや、と。上、其の言を善として

成帝遊於後庭。嘗欲與婕妤同坐。辭曰。觀古圖畫。賢聖之君。皆有二名臣在側。三代之末主。乃有女嬖。今欲同坐。得無似之乎。上善其言而止。太后聞而喜曰。古有樊姬。今有班婕妤。每誦詩及竊窈窕。衆女師之。爲必三復之。每進見上。疏依古禮。白鴻嘉之後。成帝稍

止む。太后聞きて喜んで曰く、古、樊姬あり。今、班婕妤あり、と。毎に詩を誦して、竊窈窕・德衆・女帥の篇に及んでは、必ず三たび之を復す。毎に進見上疏するに、古禮に依る。鴻嘉よりして後、成帝稍く女寵に隆なり。婕妤、侍者李平を進む。平、幸を得て立つて婕妤と爲る。帝曰く、始め衛皇后も亦微より起れり、と。乃ち平に姓を賜うて衛と曰ふ。所謂衛婕妤なり。其の後趙飛燕が姉妹寵あり、驕妬にして班婕妤を誦訴して云ふ、邪を挾んで詛祝すと。考問するに、班婕妤曰く、妾聞く、死生命あり、富貴天に在りと。正を修めて尙ほ未だ福を蒙らず、邪を爲して欲するところ何を以てか望まん。且つ鬼神をして知る有らしめば、不臣の訴は受けじ。如し其れ知るなくんば、訴ふるとも何の益かあらん。故に爲さざるなり、と。上、其の對を善として之を構閱し、黄金百斤を賜ふ。時に飛燕驕妬なり。婕妤久しうして危うされんことを恐れ、皇太后を長信宮に供養せんことを求む。上、許す。

隆於女寵。婕妤進侍者。李平。平得幸立爲婕妤。帝曰。始衛皇后亦從微起。乃賜平姓曰衛。所謂衛婕妤也。其後趙飛燕姊妹有寵。蕭妬譖訴班婕妤云。挾邪詛視。考問。班婕妤曰。妾聞。死生有命。富貴在天。修正尙未蒙福。爲邪欲以何望。且使鬼神有知。不受不臣之訴。如其無知。訴之何益。故弗爲也。上善其對。而憐閱之。賜黃金百斤。時飛燕驕妬。婕妤好恐。久見危。求供養。皇太后於長信宮。上許焉。

婕妤退處東宮。作賦自傷。曰。承祖考之遺德。荷性命之淑靈。登薄軀於宮闈。充下陳於後庭。蒙聖皇

婕妤退いて東宮に處り、賦を作つて自ら傷む。日く、祖考の遺徳を承け、性命の淑靈を荷ひ、薄軀を宮闈に登せ、下陳に後庭に充る。聖皇の遺徳を蒙り、日月の盛明に當る。光烈の翁赫を揚げ、隆能を増成に奉ず。既に幸を非位に過し、竊かに嘉時に庶幾し、毎に寤寐にして累息し、佩褱を申ねて以て自ら思ふ。女圖を陳ねて鏡鑑し、女史を顧みて詩に問ふ。長婦の戒を作すを悲み、褒閼の

之渥惠兮。當日月之盛明。揚光烈之翁赫兮。奉隆能於增成。既過幸於非位兮。寤寐于手嘉。時。每寤寐而累息兮。申佩褱以自思。陳女圖而鏡鑑兮。顧女史而問詩。悲晨婦之作戒兮。哀褒閼之爲尤。美皇英之女。舜兮。榮任嬖之母。周。雖恩爾。其靡及兮。敢舍心而忘

尤を爲すを哀む。皇英の舜に女らるゝを美とし、任嬖の周に母たるを榮とす。恐陋其れ及ぶ靡しと雖も、敢て心に舍めて茲を忘れんや。年歳を経て惰懼し、繁華の滋らざるを閔む。陽祿と祐館とを痛み、襪襟に仍つて災に離ふ。豈に一人の殃咎のみならんや、天命の求むべからざるを將てす。白日忽ち以て光を移し、遂に奄莫として昧幽なり。猶ほ覆載の厚德を被り、罪郵に廢捐せられず。供養を東宮に奉じ、長信の末流に託す。灑掃に帷幄に供り、水く死を終ふるを以て期と爲す。願はくは骨を山足に歸し、松柏の餘休に依らん。

東方に在る宮殿 先祖 上きみたま いやしきからだ 天子様の御所 後宮の女官となる 事 あつきやぐみ 日月の如く明かたる盛朝 榮譽の形容 日増にまさる寵受 とき時世 事 さむるとねむると、晝夜にかきかへつていふ 身につつけよまほくさくもの 婦女の論難物の類 事 手本にする 婦人に同する史籍 文選に「嬰媿之作物、褒閼之爲尤」に作る 褒閼と同 皇后と。「圖」原本「麗」に作る、外威儀に従ふ 嬪嬙と女英と 太任と、太姒と いたみちをれる 事 多く花咲く木はほらち 文選には「新陽麗與拓原兮既極而離」とあり、從ふべし、陽麗拓原共に麗の 名 むつき、幼時 わづちひ くらき雲 くらくかなかなる 天地 つみとが 事 すてられること 長信宮の末座に居る すゝきさうぢ たれぬの、宮中をいふ 山の

とは、其れ班婕妤の謂なり。

- 成帝の諱
- つきそひをる
- 太后也
- 同じ位
- 賢明傳に出づ
- 露言
- 衛の定公の夫人、母儀傳に出づ
- 詩經衛風に出づ、詩經「匪」に作る、あやまりて美しく顯かなる貌、以下學問をばげむことを形容す
- 聖号は鈔莊の貌、個号は寛大なる貌、赫は明德ありてさかんなる貌、嘒(詩經は垣の字)は威光の華赫たる貌
- 忘るゝことあたはずと也。詩經「駉」

祝之謂。定姜之知也。求二供養於東宮。寡李之行也。及其作賦。哀而不傷。歸命不怨。詩云。有斐君子。如切如磋。如琢如磨。瑟兮僖兮。赫兮喧兮。有斐君子。終不可諼兮。其班婕妤之謂也。

趙飛燕姊妹。成陽侯趙臨之女。孝成皇帝之寵姬也。飛燕初生。父母不舉。三

十五 趙飛燕姊妹
趙飛燕姊妹は成陽侯趙臨の女、孝成皇帝の寵姬なり。飛燕初め生れしとき、父母擧げざること三日にして死せず、乃ち收めて之を養ふ。成帝嘗て微行し、出でて河陽主に過るに、樂作れり。上、飛燕を見て之を悦び、召して宮に入れて大に幸す。女弟あり、復召して入れ、俱に婕妤と爲す。貴きこと後宮を傾く。

日不死。乃收養之。成帝嘗微行。出過河陽主。樂作。上見飛燕而悦之。召入宮。大幸。有女弟。復召入。俱爲婕妤。貴傾後宮。乃封父臨爲成陽侯。有頃。立飛燕爲皇后。其弟爲昭儀。飛燕爲后。而寵衰。昭儀寵無比。居昭陽舍。其中庭形朱。殿上髹漆。砌皆銅沓。黃金塗。白玉

乃ち父臨を封じて成陽侯と爲す。頃くありて飛燕を立てて皇后と爲し、其の弟を昭儀と爲す。飛燕后と爲りて寵衰へ、昭儀寵比なし。昭陽舍に居る、其中庭形朱にして、殿上髹漆なり。砌は皆銅沓、黄金の塗、白玉の階、壁は往往黄金の釘を爲し、藍田の璧玉・明珠・翠羽を函して之を飾れり。後宮未だ嘗てあらず。姊妹、寵を顯にす、而も悉く子なし。嬌媚不遜にして後宮を嫉妬す。帝、許美人に幸して子あり。昭儀、之を聞きて帝に謂つて曰く、常に我を給きて中宮より來るといふ。今、許美人の子は何によりて生じたるぞ、と。慰みて手を以て自ら擣き、頭を以て柱を撃ち、床上より自ら地に投じ、涕泣して食せず。曰く、今當に安くにか我を置かん、歸らんと欲するのみ。帝曰く、我れ之を語らんと欲するも、反つて怒り爲に亦食せざらん。昭儀曰く、陛下自ら是の如し。食せざるも何とか謂はん。陛下常に言ふ、約汝に負かすと。今、許美人に子あり。竟に約に負くを、何とか謂はん。帝曰く、約するに趙氏を以てす。

階。壁往往爲二
黃金。釵。函。藍
田璧。玉。明珠。
翠羽。飾。之。後
宮。未。嘗。有。焉。
姊。婦。顯。寵。而
不。遜。嫉。妬。後
宮。帝。幸。許。美
人。有。子。昭。儀
聞。之。謂。帝。曰。
常。始。我。從。中
宮。來。今。許。美
人。子。何。從。生。
慰。以。手。自。搗。
以。頭。擊。柱。從。
床。上。自。投。地。
涕。泣。不。食。曰。
今。當。安。置。我。
欲。歸。爾。帝。曰。

故に許氏を立てず。天下をして趙氏の上に出づる者なからしめば、憂ふることな
けん、と。乃ち許氏夫人に詔して、生む所の兒を殺し、革篋に盛つて之を緘せ
しむ。帝、昭儀と共に視て、復緘封するに御史中丞の印を以てし、出して獄垣
の下に埋む。中宮の史曹宮、字は偉能、御幸して子を生めり。帝復た昭儀の言
を用ひ、男女を問ふことなく之を殺さしむ。宮未だ殺さず、昭儀怒る。掖庭の獄
丞、藉武、中黃門に因つて奏事して曰く、陛下繼嗣の子なし、貴賤となく唯意を留
めよ、と。帝聽かず。時に兒生れて八九日、遂に取り去りて之れ殺さしむ。昭儀、偉
能に書と藥とを與へて自死せしむ。偉能、書を得て曰く、果して姉妹天下を擅
にせんと欲す。且つ我が兒の額上に壯髮あり、元帝に似たり。今、兒安くにか在
る。已に之を殺せるか、と。乃ち藥を飲みて死す。これより後、御幸して子あ
る者は輒ち死し、或は藥を飲みて自ら墮す。是に由つて成帝をして嗣なから
しむ。成帝既に崩じ、外藩を援立して仍ほ繁育せず。君子謂ふ、趙昭儀の凶嬖

我欲語之。反
怒爲亦不食。
昭儀曰。陛下
自如是不食
謂何。陛下常
言約不負汝。
今許美人有
子。竟負約。謂
何。帝曰。約以
趙氏。故不立
許氏。使天下
無出趙氏之
上者。無憂也。
乃詔許氏夫
人。令下殺所生
兒。革篋盛緘
之。帝與昭儀共視。復緘封以御史中丞印。出埋獄垣下。中宮史曹宮字偉能。御幸生子。帝
復用昭儀之言。勿問男女。殺之。宮未殺。昭儀怒。掖庭獄丞藉武。因中黃門奏事曰。陛下無
繼嗣子。無貴賤。唯留意。帝不聽。時兒生八九日。遂取去殺之。昭儀與偉能書及藥。令自死。

は、褒姒と行を同じくし、成帝の惑亂は、周の幽王と風を同じくす。詩に云く、池
の竭るは、濱よりすと云はざらんや。泉の竭るは、中よりすと云はざらんや、
と。成帝の時舅氏外を擅にし、趙氏内を專にす。其の自ら竭極する、蓋し
亦池泉の勢なり。

- 姊妹 ● 愛する婦人 ● 取上げざる ● しのびにて行く ● 河陽のきみ ● いもうと ● 女官の位 ● 后妃の居る所 ● いもうと ● 宮殿の名 ● なかには ● 朱をぬりてあかくする ● うるしぬり。〔梁〕の字外戚に上りて補ふ ● あかればり ● よこあび ● 玉を生ずる地名 ● ひすみの玉 ● はめこむ ● あだめきてこび、無禮にてすざる ● 許氏、美人は官位の名 ● 泣き入りて飲食をだもせず ● 約することは、たとへ子を生じたりとて、趙氏の出以外の子は位には上せぬといふこと
- 長方形なる革の箱に入れて封印する ● 官名 ● ひとやのかさね ● 中宮の書きもの役の女官
- 宮内内の典獄 ● 官名 ● ひたひの上にはきかみの毛あり ● 今上といふにひとし ● 嬰胎する也 ● 上からぬ御愛 ● 周の幽王の妃 ● 外戚 ● かれつくす ● 嬰胎

偉能得書曰。果欲婦擅天下。且我兒額上有壯髮。似元帝。今兒安在。已殺之乎。乃飲藥死。自後御幸有子者輒死。或飲藥自墮。由是使成帝無嗣。成帝既崩。授立外藩。仍不繁育。君子謂趙昭儀之凶嬖。與褒姒同行。成帝之惑亂。與周幽王同風。詩云。池之竭矣。不云自涸。泉之竭矣。不云自中。成帝之時。舅氏擅外。趙氏專內。其自竭極。蓋亦池泉之勢也。

十六 漢の孝平の王后

漢孝平王后者。安漢公太傅大司馬王莽之女。孝平皇帝之后也。爲人婉淑。有節行。平帝即位。后年九歲。莽乘政。欲只依霍光故事。以女配帝。設詐以成其禮。

漢の孝平の王后は安漢公太傅大司馬王莽の女、孝平皇帝の后なり。人ととなり婉淑にして節行あり。平帝位に即く、后年九歳。莽、政を秉り、只霍光が故事に依つて、女を以て帝に配せんと欲す。詐を設けて以て其の禮を成して諷す。皇太后、長樂の少府宗正尚書令を遣して納采し、太師・大司徒・大司空以下四人、皮辨素幘して宗廟に告ぐ。明年春、司徒・司空・左右將軍を遣し、乘輿法駕を奉じて、皇后を安漢公の第に迎ふ。司徒、璽綬を授け、車に登つて警蹕を稱す。時に上林の延壽門より、未央の前殿に入る。羣臣位に就きて禮を行ひ、

諷。皇太后遣長樂少府宗正尚書令。納采。太師大司徒。四人。皮辨素幘。而告宗廟。明年春。遣司徒司空。左右將軍。奉乘輿法駕。迎皇后于安漢公第。司徒授璽綬。登車稱警蹕。時自入林。延壽門。入未央前殿。群臣就位。行禮。賜公卿下至。

畢つて大に天下に赦し、公卿に賜ふ、下趨宰執事に至るまで皆差あり。后立つて歳餘にして平帝崩す。後數年にして、莽、漢の位を篡ふ。后年十八、劉氏廢してより、嘗に疾を稱して朝會せず。莽、敬憚哀傷して、意之を嫁せんと欲す。立國將軍孫建世子をして、線飾して醫を將ひて往いて疾を問はしむ。后大に怒つて、旁の侍御を笞鞭す、因て疾を發して背て起たす。莽も遂に敢て強ひず。漢の兵、莽を誅し、未央宮を燔燒するに及んで、后曰く、何の面目あつてか以て漢家に見えん、と。自ら火中に投じて死す。君子謂ふ、平后、自然貞淑の行を體して、存亡の爲に意を改めず。節行虧け汚れざる者と謂つべし。詩に曰く、髮たる彼の兩髦、實に惟れ我が儀。死に之るまで矢つて他靡けん、とは、此の謂なり。

● たをやかにしてたゞし ● 立派なる行 ● 聖光女を以て孝宣皇帝に妻す ● あらには言はずしてはのめかす ● 長樂は宮名、以下官職の名 ● ゆひなふ ● 以下官名 ● かはにてつくりたるかんむり、しるきぬのかぶりもの ● 昭先の御たまま ● のりもの ● 印とそくのみひ ● さきばらひ ● 宮の

趙宰執事。皆
有差。后立歲
餘。平帝崩。後
數年。莽篡漢
位。后年十八。
自劉氏廢。嘗稱疾不朝會。莽敬憚哀傷。意欲嫁之。令立國將軍孫建世子。祿飾將醫往問疾。后大怒。答稱勞侍御。因發疾不肯起。莽遂不敢強也。及漢兵誅莽。婚未央。宮后曰。何面目以見漢家。自投火中而死。君子謂平后體自然貞淑之行。不爲存亡改意。可謂節行不虧汚者矣。詩曰。髮彼兩髦。實惟我儀。之死矢靡他。此之謂也。

名 定位、それより定りたる位置 大敵を行ふ、罪人をゆるす 下々の官人 したんりのち
がひ 漢の正系 朝へ出づること うやまひはさかる あはれみいたむ かざりたて
る めしつかひをもちうづ ヤキウチス 國家のあるとなきと 髪の垂れたる貌 も
とより 生涯他をもちふことなしとの意

十七 更始の韓夫人

漢更始韓夫人者。更始皇后。帝劉聖公之夫人也。依詔邪媚嗜酒無禮。初王莽之

漢の更始の韓夫人は更始皇帝劉聖公の夫人なり。依詔邪媚、酒を嗜みて禮なし。初め王莽の末に、更始、新市・平林・下江の衆を以て起ち、自ら立ちて更始將軍と爲る。兵威日々に盛に、遂に自ら立ちて帝と爲り、以て漢の統を紹ぐ。申屠建、莽が首を討ちて宛に詣るに及んで、更始之を視て曰く、此の如くならざれば、當に霍光と等しかるべし。韓夫人曰く、此の如くならざれば、帝那ぞ之を得ん、と。其の佞巧にして更始の意を得ること此の如し。更始既にして政事に情り、而して韓夫人は酒を嗜み色に淫して、日々に更始と與に醉飽沉湎す。乃ち侍中をして、韓夫人の内に詐つて更始と爲つて群臣と語らしむ。群臣、更始の聲にあらざるを知りて、怨恨せざるものなし。尙書、事を奏す。韓夫人曰く、帝方に我に對して飲樂す、正に是の時を用て來つて事を奏せよ、と。是に由つて綱紀攝らす、諸侯離叛す。赤眉、關に入るも制する能はず、乃ち妻子を將るて天子の璽綬を奉じ、赤眉に降り、赤眉の爲に殺さる。詩に云く、彼の昏にして知らざるは、醉に一にして日々に富し、とは、其れ更始と韓夫人との謂なり。

末更始以新市平林下江之衆起自立爲更始將軍。兵威日盛。遂自立爲帝。以紹漢統。及申屠建討莽首。謂宛更始視之曰。不如此。當與霍光等上韓夫人曰。不如此。帝那得之。其佞巧得之。更始意如此。更始既情於政事。而韓夫人嗜酒淫色。日與更始醉飽沉湎。乃令

● 劉玄字は聖公、光武帝の族兄なり ● ねぢけへつらひ、よこしまにしてこぶ ● 以下地名 ● 申屠は姓、建は名 ● 地名 ● 漢の忠臣、前に出づ ● へつらひじやうぞ ● よひしれてふけりおぼれる ● 官名 ● まくのうち ● 官名 ● 大小の法度 ● はなれをむく ● 赤眉の噴 ● 王莽より纏たる傳 ● 國の印璽とくみひも

侍中于韓幕之內。詐爲更始。與群臣一語。群臣知非更始。莫不怨恨。尙書奏事。韓夫人曰。帝方對我飲樂。正用是時。來奏事。由是網紀不攝。諸侯離叛。赤眉入關。不能制。乃將妻子。奉天子。屬綬。降於赤眉。爲赤眉所殺。詩云。彼昏不知。一醉日富。其更始與韓夫人。謂也。

十八 梁鴻が妻

梁鴻妻者。右扶風。梁伯淳之妻。同郡孟氏之女。其姿貌甚醜。而德行甚修。鄉里多求者。而女輒不肯行。年三十。父母問其所欲。對曰。欲節操如梁鴻者。時鴻未娶。扶風世家。

梁鴻が妻は右扶風の梁伯淳の妻、同郡孟氏の女なり。其の姿貌甚だ醜く、而も德行甚だ修れり。郷里求むる者多し、而して女輒ち肯て行かず。年三十にして父母其の欲する所を問ふ。對へて曰く、節操、梁鴻の如き者を欲す、と。時に鴻未だ娶らず。扶風の世家、妻せんことを願ふ者多し、亦許さず。孟氏の女の賢なるを聞き、遂に求めて之を納る。孟氏盛飾して門に入り、七日にして禮成らず。妻跪いて問うて曰く、竊に聞く、夫子の高義、數妻を斥くることを、妾亦已に數夫を偃蹇す。今來つて擇ばるゝ、其の故を請ひ問はん。鴻曰く、吾れ衣葛を衣るの人を得て、與共に世を遁れ時を避けんと欲す。今若、綺繡を衣て

多願妻者。亦不許。聞孟氏女賢。遂求納之。孟氏盛飾入門。七日而禮不成。妻跪問曰。竊聞夫子高義。斥數妻。妾亦已偃蹇數夫。今來而見。擇。請。其故。鴻曰。吾欲得衣。妻葛之人。與共遁世。避時。今若衣綺繡。傳。墨。非。鴻。所。願也。妻曰。竊恐夫子不堪。妾幸有隱居之

を傳く。鴻が願ふ所にあらず。妻曰く、竊かに恐るらくは夫子の堪へざらんことを。妾幸に隱居の具あり、と。乃ち更に龜衣椎髻にして前む。鴻喜んで曰く、此の如き者、誠に鴻が妻なり、と。之を字して德曜と曰ふ。名は孟光、自ら名して運期と曰ふ、字は俊光。共に霸陵の山中に遁逃す。此時王莽、新に敗るの後なり。鴻、妻と與に深く隠れ、耕耘織作して以て衣食を供し、書を誦し琴を弾じて富貴の樂を忘る。後復た相將るて會稽に至り、賃春、事と爲す。肅保の中に雜ると雖も、妻毎に食を進むるに、案を舉げて眉に齊うし、敢て正視せず、禮を以て身を修む。在る所敬ひて之を慕ふ。君子謂ふ、梁鴻が妻、道を好み、貧に安んじ、榮樂に汲汲たらず。論語に曰く、不義にして富み且つ貴きは、我に於て浮雲の如し、とは、此の謂なり。

地名 ① 千里やう ② 徳あることなり ③ 妻にせんと求む也 ④ 正しく守る所あり ⑤ 土地の家柄、娘を嫁に娶せんとする也 ⑥ かざりたる也 ⑦ 夫婦の盛成りず ⑧ 鴻を指す ⑨ 數人の妻の申込ることわりたることをいふ ⑩ せごりたかぶる貌、はねつけたるをいふ ⑪ 鴻に選ばれて迎へられたるに夫婦の禮

具一矣。乃更施衣推髻而前。鴻喜曰。如此者誠鴻妻也。字之曰德曜。

名孟光。自名曰運期。字侯光。共遜逃霸陵山中。此時王莽新敗之後也。鴻與妻深隱。耕耘織作以供衣食。誦書彈琴。忘富貴之樂。後復相將至會稽。貫春爲事。雖雜庸保之中。妻每進食。舉案齊眉。不致正視。以禮修身。所在敬而慕之。君子謂梁鴻妻好道安貧。不汲汲于榮樂。論語曰。不義而富且貴。於我如浮雲。此之謂也。

皮のきものもと、眞菜なる服也。 うちききもの。 つかねがみ。 地名。 時のがれかくぬ。 まゆざみ。 かくれずみの用意。 ありききもの。 つかねがみ。 地名。 時のがれかくれる。 たがへし、はたまり。 地名。 米つきに雇はれて賃錢を得。 やとはれ人。 倉廩を眼の上にかざりて遊める也。 榮耀快樂に心をかけず。

十九 明德馬皇后

明德馬皇后諱某。伏波將軍援之小女也。少喪父母。兄容卿敏慧。早夭。母閻夫。

明德馬皇后諱は某、伏波將軍援の小女なり。少くして父母を喪ふ。兄容卿敏慧にして早夭す。母閻夫人悲傷して、疾を發し、恍惚たり。后時に年十歳、家事を幹理して、僮御を勅制す。内外、事を諮ひ稟くること成人に同じ。初め諸家知る者莫し。後之を聞いて、咸く歎異す。后嘗て久しく疾む。大夫人之を筮せしむ。筮者曰く、此女患狀有り。と雖も、而も當に大に貴かるべし。兆言ふ可からずと。後又相者を呼んで諸女を占はしむ。后を見て大に驚いて曰く、我れ必ず此女の爲めに臣と稱せん。然れども貴くして子少なし、若し它の子を養はば力を得ん、乃ち當に生む所に踰ゆべしと。選を以て太子の宮に入る、時に年十三。陰后に奉承し、傍同列に接するに、禮則倍り備はり、上下之に安んず。遂に寵異せられて常に後堂に居る。顯宗位に即き后を以て貴人と爲す。時に后の前母の姉の女賈氏も亦選を以て入りて、肅宗を生む。帝、后の子無きを以て命じて之を養はしむ。謂つて曰く、人未だ必ずしも當に自ら子を生むべきにあらず、但愛養の至らざるを患ふるのみと。后是に於て心を盡くして撫育し、勞悴すること生む所に過ぐ。肅宗も亦孝性淳篤にして恩性天至なり。母子慈愛し、始終繼介の間無し。后常に皇嗣の未だ廣からざるを以て毎に愛歎を懷き、左右を薦達して、及ばざるを恐るゝが若し。後宮進見する者有れば、毎に加へ慰納す。若し

人悲傷。發疾恍惚。后時年十歳。幹理家事。勅制僮御。内外諸事。同成人。初諸家莫知者。後聞之。咸歎異焉。后嘗久疾。大夫令人筮之。筮者曰。此女雖有患狀。而當大貴。兆不可言也。後又呼相者。使占諸女。見后大驚曰。我必爲此女稱臣。然貴而少子。若養它子者。

得レ力。乃當レ陰ニ於所生。以選入太子宮。時年十三。奉承陰后。傍接同列。禮則備。上下安之。遂見寵異。常居後堂。顯宗即位。以爲貴人。時后前母姊女買氏亦以選入。生肅宗。帝以二后無子。命令養之。謂曰。人未必當自生子。但患愛養不至耳。后於是盡心撫育。勞悴過於所生。肅宗亦孝性淳篤。恩性天至。母子慈愛。始終無纖介之間。后常以二皇嗣未廣。每懷憂歎。肅宗達於左右。若恐不及。後宮有進見者。每加慰納。若數所寵引。輒增隆。

永平三年春。有司遇三奏立長秋宮。帝未有所言。皇太后曰。馬貴人

數々寵引せらるるときは輒ち増々隆くす。

- 馬後 ① 若死にす ② 意圖も明かならず ③ 家事を取歸りて召使の者を戒め制す ④ 内事外事に對する處置大人の如し ⑤ 其英才を感嘆す ⑥ 母也 ⑦ 病狀 ⑧ 其うちかた大吉にして言語に絶せり ⑨ 暗に此女の當に后位に登るべきをいふ也 ⑩ 自己の所生以上に自己の力となるものあらんと也 ⑪ 太子の母の臨后にも事へ申し、又朝賀の女官に接するに ⑫ 太子より特別の寵愛を蒙りて ⑬ 太子也 ⑭ 漢代の高位の女官位 ⑮ されば他人の子を養ふも固より至當の事なれど、兎角我が子の如く愛養の行届かざるを患ふるのみ ⑯ ために身を勞すること ⑰ 恩愛の情自然に至り備はる ⑱ いまゝかのへだて無し ⑲ 後を圖ぐべき皇子少なきを憂へ ⑳ 君側に侍する婦人をすゝめ上げて ㉑ 帝のみなまげを受くる事度重なる害には

永平三年春、有司奏して長秋宮を立つるに遇ふ。帝未だ言ふ所有らず。皇太后の曰く、馬貴人、德後宮に冠たり、即ち其人なりと。遂に立てて皇后と爲す。是より先數日夢むらく、小飛蟲有りて無數赴いて身に著き、又皮膚の中に入り

德冠後宮。即其人也。遂立爲皇后。先是數日夢有。小飛蟲無數赴著身。又入皮膚中。而復飛出。既正位宮闈。愈自謙。身七尺二寸。方口美髮。能誦易。好讀春秋。楚辭。尤善。周官董仲舒書。常衣大練。裙不加緣。朔望諸姬主朝請。望見后袍疎。麤。反以爲綺。殺。就視乃笑。后辭曰。此特宜染色。故用之耳。六宮莫不歎息。

帝嘗幸苑。離宮。后輒以風邪露霧爲

て而して復飛出つと。既にして位を宮闈に正し、愈々自ら謙肅す。身七尺二寸、方口美髮、能く易を誦し、好みて春秋・楚辭を讀む、尤も周官・董仲舒が書を善し、常に大練を衣て、裙縁を加へず。朔望に諸姬主朝請す。后の袍疎麤なるを望見して、反て以て綺殺と爲し、就て視て乃ち笑ふ。后辭して曰く、此繪特に染色に宜し、故に之を用ふるのみと。六宮歎息せずといふこと莫し。

- 皇后の宮 ① 誰を皇后とすとも宜はず ② 臨后也 ③ 後宮中第一等也 ④ 馬貴人こそやがて皇后に備はるべき人なれ ⑤ いよゝゝ皇后の位に備りていよゝゝ身を護む ⑥ あつぎぬの衣を着、朝賀にしてすそに裝飾を加へず ⑦ 月の一日十五日参朝す也 ⑧ 立派なるあやどぬこめ纏りの衣と思ひ ⑨ 帛類の總稱 ⑩ 諸姫也

帝嘗て苑囿の離宮に幸す。后輒ち風邪露霧を以て戒と爲す。辭意歎備し、多く詳擇せらる。帝濯龍の中に幸し、並に諸の才人を召す。下邳王已下皆側に

戒辭意狀備。多見詳擇。帝幸濯龍中。並召諸才人。下邳王已下皆在側。呼皇

後。帝笑曰。是家志不好樂。雖來無歡。是以遊娛之事。希嘗從焉。十五年。帝案地

圖。將封皇子。悉半諸國。后見而言曰。諸子裁食數縣。於制不已。儉乎。帝曰。我子豈宜與先帝子等乎。歲給二千萬足矣。

在り。皇后を呼ばんことを請ふ。帝笑つて曰く、是家志樂を好まず、來ると雖も歡ぶこと無からんと。是を以て遊娛の事嘗て從ふこと希なり。十五年、帝地圖を案じて將に皇子を封ぜんとし、悉く諸國に半ばす。后見て言つて曰く、諸子裁かに數縣を食む、制に於て已だ儉ならずや。帝曰く、我子豈に宜しく先帝の子と等しかるべけんや、歲ごとに二千萬を給せば足りなんと。

● 風邪醫婦に犯され給ふ事ありてはならずと暗に高貴の身に輕遊を戒むるをらん ● 帝に嘉納せらる ● 宮の名 ● 皇后を指していよ ● 國々を皆半分にし、其半分だけに封ずる也 ● 食邑僅かに數縣の廣さに過ぎず

時に楚の獄連年斷せず、囚相證引す、坐して繋せらるゝ者甚だ衆し。后其の濫多からんを慮り、間に乘じて言及すること惻然たり。帝之に感悟し、夜起ちて仿偃として爲めに納るゝ所を思ふ。卒に多く降宥する所有り。時に諸將の奏事

惻然。帝感悟之。夜起仿偃爲思所納。卒多有所降宥。時諸將奏事及公卿較職。難平者。帝數以試后。后輒分解。趣理。各得其情。每於侍執之際。輒言及政事。多所吐補。而未嘗以一家私干。欲寵敬日隆。始終無衰。及帝崩。肅宗即位。尊后曰皇太后。諸貴人當徙居南宮。

及び公卿の較議平け難きものは、帝數々以て后に試む。后輒ち趣理を分解して、各々其情を得。毎に侍執の際に於ては、輒ち言政事に及ぶ、吐補する所多し。而して未だ嘗て家私を以て欲を干めず。寵敬日に隆にして始終衰ふること無し。帝崩じ肅宗位に即くに及びて、后を尊んで皇太后と曰ふ。諸貴人の徙つて南宮に居るに當りて、太后折別の懷を感じ、各々王の赤綬を賜ひ、安車・馬・白越三千端・雜帛二千匹・黃金十斤を加ふ。自ら顯宗の起居注を撰び、兄防が醫藥に參する事を削り去る。帝請ひて曰く、黃門閉且夕供養すること且に一年ならんとす、既に褒異無く、又勳勞を録さず。無乃過てるか。太后曰く、吾れ後世をして先帝の數々後宮の家を親めることを聞かしむるを欲せず、故に著さざるなりと。

● 判決付かず ● 囚人相互に證據物件を舉げて他を罪に引入れんとす ● 罪に坐して、獄につかがる者 ● みだりに罪に陥るゝの弊 ● 然るべき折を見て帝に對し其獄の事に言及し言しみるゝとして帝の心を動かすものあり ● 或は罪等を減じ或は宥免す ● 誹執論議 ● 試に其の所見を證す ● 事の條理を解き分ちてよく

太后感折別之懷。各賜王赤綬。加安車駟馬。白越三千。編雜帛二千。匹黃金十斤。自撰顧宗起居注。削去兄防參醫藥二事。帝請曰。黃門舅且夕供養。且二年。既無憂異。又不錄勤勞。無乃過乎。太后曰。吾不欲令後世聞先帝數親後宮之家。故不著也。

其真情を得 帝側に侍する際 段が里方(サトカタ)などの事について一切認め或むる事なし 前出、馬皇后の養育せる君也 前天子に事へたる諸貴人故、其崩後は南宮に徙る也 細布也、一説に「越」當に「活」の如く讀むべしといふ 行狀記略 後の兄防は前帝の南中王の國に奉養せるが、今起居注を撰するに當り特に其事を省略して功を没する也 防を稱していふ、黃門は官名を以ていふ也 特別の褒賞 國難に參せる勤勞を省いて錄せず

建初元年。欲封諸舅。太后不聽。明年夏大旱。言事者以爲不封。外戚之故。有司因此上奏。宜依舊典。太后詔曰。凡言事者皆欲媚建初元年。欲封諸舅。太后不聽。明年夏大旱。言事者以爲不封。外戚之故。有司因此上奏。宜依舊典。太后詔曰。凡言事者皆欲媚

建初元年諸舅を封爵せんと欲す。太后聽かず。明年の夏大に旱す。事を言ふ者以て外戚を封ぜざるの故と爲す。有司此れに因りて上奏すらく、宜しく舊典に依るべしと。太后詔して曰く、凡そ事を言ふ者は皆朕に媚びて以て福を要めんと欲するのみ。昔王氏五侯同日に俱に封ぜらる、其時黃霧四塞し、澍雨の應を聞かず、又田蚡、寶嬰、寵貴横恣にして傾覆の禍、世の爲に傳へらる。故に先帝舅氏を防ぎ、慎みて樞機の位に在らしめず。諸子の封裁かに楚淮陽の諸國に半

朕以要福耳。昔王氏五侯同日俱封。其時黃霧四塞。不聞澍雨之應。又田蚡寶嬰寵貴横恣。傾覆之禍爲世所傳。故先帝防慎舅氏。不令在樞機之位。諸子之封裁令半楚淮陽諸國。嘗謂我子不當與先帝子等。今有司奈何欲以馬氏比中陰氏乎。吾爲天下母。而身

ばならしむ。嘗て謂ふ、我子先帝の子と等しかるべからず。今有司奈何ぞ馬氏を以て陰氏に比せんと欲するや。吾れ天下の母と爲つて而も身大練を服し、食甘を求めず、左右但々帛布を著て香薰の飾無きものは身づから下を率るんと欲すればなり。以爲らく外親之を見ば當に心を傷めて自ら勅すべしと。但々笑ひ言ふ太后素より儉を好むと。前に灌龍門上に過ぎ外家の起居を問ふ者を見るに、車流水の如く、馬遊龍の如し、倉頭綠構を衣、領袖正に白し、御者を顧視するに、及ばざること遠し。故に譴怒を加へず。但々歳用を絶つのみ。冀くは以て黙して其心に愧ぢしめんことを。而も猶ほ懈怠して國を憂へ家を忘るゝの慮無し。臣を知るは君に若くは莫し。況んや親屬をや。吾れ豈に上先帝の旨に負き、下先人の徳を虧き、西京敗亡の禍を重襲す可けんやと。固く許さず。帝詔を省て悲歎す。

馬太后の兄弟を稱す 舊典に據りて舅氏を封爵すべし、舊典とは後文に據るに、前皇太后陰氏を封じたる

服大練。食不
求甘。左右但
著帛布。無香
薰之飾者。淡
身率下也。以
爲外親見之。
當傷心自勅。
但笑言。太后
素好儉。前過
濯龍門上。見
外家問起居。
者。車如流水。馬如遊龍。倉頭衣綠襦。領袖正白。顧視御者。不及遠矣。故不加譴怒。但絕二歲
用而已。冀以默愧其心。而猶懈怠無憂。國忘宗之慮。知臣莫若君。況親屬乎。吾豈可上負
先帝之旨。下虧先人之德。重嬰西京敗亡之禍。哉。固不許。帝省詔悲歎。

復重請曰。漢
興。猶皇子之
爲王也。太后
誠存謙虛。奈

時の例をいふ。● 漢南即ち時雨也、時雨の應じ一降れりといふ瑞祥も聞かず。● 皆後の劉氏にして事種を極め
邦家を覆せる者を例示する也。● 前出、先帝の諸皇子を封じたる場合の事をいふ。● 前帝は「我子は先帝の子
と等しからしめず」と宣へるに、今諸役人が我が家をして前代の皇后臨氏に等しからしめんとするは何たる不心得
ぞ。● 自分の香へては、自分が剛くせば外戚の者(劉氏をいふ)之を見れば、深く心を傷めて自ら戒慎する所あら
んと思へり。● 然るに外親の者は世受ひて我れ彼を好む也といへり。● 我が東方の者の御禮備ひに来るを見
るに。● 車馬の速かに走りて勢よきを形容す。● 蒼頭供、下僕をいふ、綠襦といひ、領袖正に白しといふは
其服の華美にして奢れるを状する也。● 我が乗れる車の御者。● 謙實の給與を絶つ。● 無言の中に戒め
て其心に愧しめんと欲せり。● 況んや其臣が君の親屬たる場合、君として如何て其心事を知悉せられざるべき
● 西漢敗亡の禍を重んず

復重ねて請うて曰く、漢興りて劉氏の侯に封せらるゝは猶ほ皇子の王たるがごと
し、太后誠に謙虚を存す、奈何ぞ臣をして獨り恩を三舅に加へざらしむるや。且
つ衛尉年尊、兩校尉大病有り、如し今諱まざらば、臣をして長く刻骨の恨を抱

何令臣獨不
加恩三舅乎。
且衛尉年尊。
兩校尉有大
病。如今不諱。
使臣長抱刻
骨之恨。宜及
吉時。不可稽
留。太后報曰。
吾反覆念之。
思令兩善。豈
徒欲獲謙讓
之名。而使帝
受不。外施之
嫌。哉。昔竇太
后欲封王皇
后之兄。丞相
條侯言。交高
祖約。無軍功。
非劉氏不侯。

かしめん。宜しく吉時に及んで稽留す可からざるべしと。太后報じて曰く、吾れ
反覆して之を念ふ、兩ながら善からしめんと思ふ。豈に徒に謙讓の名を獲んこ
とを欲して、帝をして外に施さざるの嫌を受けしめんや。昔竇太后、王皇后の
兄を封せんと欲す。丞相條侯が言く、高祖の約を受く、軍功無く、劉氏に非ず
んば侯とせずと。今馬氏國に功無し、豈に陰郭中興の后と等しきとを得んや。
常に富貴の家を観るに、祿位重疊す。猶ほ再實の木のごとし、其根必ず傷る。
且つ人の侯に封せられんと願ふ所以のものは、上祭祀に奉じ、下温飽を求めんと
欲するのみ。今祭祀は則ち四方の珍を受け、衣食は則ち御府の餘資を蒙る。斯
れ豈に足らずとして而も必ず當に一縣をも得べけんや。吾之を計ること熟せり、
疑ふこと有ること勿かれ。夫れ至孝の行は親を安ずるを上と爲す。今數々
變異に遭ひ、穀の價數倍す、憂惶して晝夜坐臥を安くせず。而も先づ外封を
營みて慈母の拳拳に違はんと欲せんや。吾素より剛急にして胸中の氣有り、順

今馬氏無功於國。豈得與陰郭中興之後。等上耶。常觀富貴之家。綠位重疊。猶再實之木。其根必傷。且人所以願封侯者。欲上奉祭祀。下求溫飽耳。今祭祀則受四方之珍。衣食則蒙御府餘音。斯豈不足而必當得一縣乎。吾計之熱矣。勿有疑也。夫至孝之行。安親爲上。今數遭變異。穀價數倍。憂惶晝夜。不安坐臥。而欲先營外封。

はずんばある可からざるなり。若し陰陽調和し、邊境清靜にして、然る後に子の志を行はんには、吾但當に飴を含みて孫を弄すべきのみ、復た政に關ること能はずと。

● 蕭帝再び請ふ ● 皇太后の舅氏が侯になるは、皇子が王になると同一にて當然の事也 ● 太后は御體を存し給ふも臣(天子の太后に對する體辭)をして三人の舅に對して恩を加ふるを得しめ給はざるは何ぞや ● 年高し ● 不吉の事あらば、即ち死せばと也 ● 慎み付を刻むの思ひあらん ● かしとむるべからず ● くりかへし考へて見て ● 双方共に善きやうにとの考に基く事也 ● 軍功なきもの、劉氏(漢の皇室の家柄)に非ざるものは侯とせず ● 中興の業に與つて大功ありし陰后郭氏と等しきを得んや ● 一年に二度果實のなる木 ● 酒かに衣、飽くまで食ふ ● 馬氏のこれ等に事を缺かざるをいふ ● 御辭退申すは、くんとと形慮して上の事也 ● 親を安心させるが最上の孝行也 ● 種々變りたる事件 ● 心配して晝夜安らかに坐臥する心もなし ● 外戚を封じて慈母(后自らいふ)の華々の情に逼ふ事を爲すべけんや ● 胸中に曲げられぬ氣象あり、一旦斯うと思つた事はどうしてもさうなくは相すまぬとの意にや、尚ほ致ふべし ● 世が安らかになり、國邊のさわぎも治りて後、餘るに御身の精神を實行せんとならば ● すつかりお婆さんになつても孫さんをもちやにして、政事上の事などに關はりもされなくなるべし

遼慈母之拳拳乎。吾素剛急。有胸中氣。不可不順也。若陰陽調和。邊境清靜。然後行子之志。吾但當含飴弄孫。不能復關政矣。

時新平主家御者失火。延及北閣後殿。太后以爲己過。起居不歡。時當謁原陵。自引守備不慣。慙見陵園。遂不行。初大夫人葬起墳。微高。太后以爲言。兄穆等。即時減削。其外親有謙素。義行。者。輒假借。溫言。賞以財位。如有織

時に新平主の家(いへ)の御者火を失す。延いて北閣の後殿に及ぶ。太后以て己が過と爲し、起居歡ばず。時に當に原陵に謁すべくして、自ら守備慎まざるを引き陵園を見ることを慙ち、遂に行かず。初め大夫人葬りて墳を起し、微しく高し。太后以て爲に兄穆等に言ひて、即時に減削せしむ。其の外親の謙素義行有る者は、輒ち假借溫言して、賞するに財位を以てす。若し織介も有らば、則ち先づ嚴格の色を見し、然る後謙を加ふ。其美車服の法度に軌はざる者は、便ち屬籍を絶ち田里に遣り歸す。廣平鉅鹿の樂成王の車騎朴素にして金銀の飾無し。帝以て太后に白す。太后即ち錢各々五百萬を賜ふ。是に於て内外化に従ひて、被服一の如し。諸家惶恐すること、永平の時に倍せり。乃ち織室を置き、濯龍中に蠶し、數々往きて觀視して以て娛樂と爲す。常に帝と旦夕言ふときは政事及び

介。則先見。嚴
 恪之色。然後
 加。其美。車
 服。不。軌。法。度。
 者。便。絕。屬。籍。
 遣。歸。田。里。廣
 平。鉅。鹿。樂。成
 王。車。騎。朴。素
 無。金。銀。之。飾。
 帝。以。白。太后。
 太后。即。賜。錢。
 各。五。百。萬。於
 是。內。外。從。化。
 被。服。如。一。諸
 家。惶。恐。倍。於
 永。平。時。乃。置
 織。室。一。於。濯
 龍。中。數。往。觀
 視。以。爲。娛。樂。
 常。與。帝。且。夕

諸小王に教授することを道ふ。經書を讀し敘論を述べ、平生雍和にして日を終ふ。四年にして天下豊稔し、方垂無事なり。帝遂に三舅膠防光を封じて列侯と爲す。並に辭讓し、關内侯に就かんことを願ふ。太后之を聞きて曰く、聖人の教を設くること各々其方有り、人の情性能く齊しきこと莫きを知ればなり。吾少壯の時、但竹帛を慕ひ、志命を顧みざりき。今已に老ゆと雖も而も復た之を戒むる得るに在り。故に日夜惕厲して自ら降損せんことを思ひ、居は安きを求めず、食は飽くことを念はず。冀くは此道に乗りて先帝に負かさらんことを。兄弟を導化し共に斯志を同じうせしめんとする所以は、瞑目の日復た恨むる所無からしめんと欲す。何の意あつて老志復た從はれざるや。萬年の日長く恨みんと。膠等已むことを得ず封爵を受けて、位を退き第に歸る。太后其年疾に寢ぬ。巫祝小醫に治せしめず。數々勅して禱祀を絶つ。六月に至りて崩す。在位二十三年。四十餘。顯節陵に合葬す。

- 疎勿にて火車を出す
- 越境して
- みさぎ也
- 後殿の守備を置まざして新機せるに至りし事を引
- 實して
- 大后の母
- 其高さを削り減せしむ
- 少しにても諸宗廟行に缺くるものあれば
- 其者の罪
- を削りて
- 内外皇后の感化に従ひて被服皆一様に質素となる
- 前帝の時
- 宮殿の名
- つねにや
- はらぎたのしみて日を暮す
- 國のはてへ、邊境
- 前出大后の言の如く、天下體かに邊境無となりた
- れば、いよ、舅氏を封せんとする也
- 侯爵ありて國邑無く京畿に居るものいふ
- 聖人は人によりて
- それぞれに教を設けて一齊ならず
- 常に微利を得を戒む
- 命を以つしみて自ら降しあへん事を思ひ
- 常に此道を守りて先帝に負かさらん事を冀ふ
- 教導感化して
- 死後に恨みながらしめん爲め也
- 然るに我が老志復た從はれざるは抑も何の意ぞ、死後長く恨みを殘さん
- 病氣快癒の願を禁ず

言。道。下。政。事。及
 教。授。諸。小。王。
 議。二。程。書。述。二。叙
 論。平。生。雍。和
 終。日。四。年。天
 下。豐。稔。方。垂
 無。事。帝。遂。封
 三。舅。膠。防。光
 爲。二。列。侯。並。辭
 讓。願。就。關。内
 侯。太。后。聞。之。曰。聖。人。設。教。各。有。其。方。知。人。情。性。莫。能。齊。也。吾。少。壯。時。但。慕。竹。帛。志。不。願。命。
 今。雖。已。老。而。復。戒。之。在。得。故。日。夜。惕。厲。思。自。降。損。居。不。求。安。食。不。念。飽。冀。乘。此。道。不。負。先
 帝。所。以。導。化。兄。弟。共。同。斯。志。欲。令。瞑。目。之。日。無。所。復。恨。何。意。老。志。復。不。從。哉。萬。年。之。日。長
 恨。矣。膠。等。不。得。已。受。封。爵。而。退。位。歸。第。焉。太。后。其。年。廢。疾。不。治。巫。祝。小。醫。數。勅。絕。禱。祀。至
 六。月。崩。在。位。二。十。三。年。四。十。餘。合。葬。顯。節。陵。

梁夫人懸者

二十 梁夫人懸
 梁夫人懸は梁竦の女、樊調の妻にして、漢の孝和皇帝の姨、恭懷皇后の

梁竦之女。漢孝
調之妻。漢孝
和皇帝之姨。
恭懷皇后之
同產姊也。初
恭懷后以選
入掖庭。進御
于孝章皇帝。
有寵。生太子。
立爲太子。竦
后母養焉。和
帝之生。梁氏
喜。相慶。賀。聞
竦后。竦后驕
恣。欲專恣。害
外家。乃誣陷
梁氏。時竦在
本郡。安定。詔
書收殺之。家
屬移九真。後

同產の姉なり。初め恭懷后、選を以て掖庭に入り、孝章皇帝に進御す。竦あり、和帝を生む。立てて太子と爲し、竦の母、焉を養ふ。和帝の生るゝとき、梁氏喜び、相慶賀して竦後に聞す。竦后驕恣なり。專恣にして、外家を害せんと欲す、乃ち誣ひて梁氏を陷る。時に竦、本郡の安定に在り。詔書之を收殺す、家屬九真に移る。後、和帝立ち、竦后崩す。諸竇、罪惡を以て誅放せらる。竦、民間より上書し、自ら訟へて曰く、妾同產の女弟貴人、前に後宮に充つて、先帝の厚恩を蒙り、寵幸せらるゝことを得たり。皇天、命を授け生を育し、明聖、體を托す。陛下、竇憲兄弟の爲に譖訴せられて破亡す。父竦、牢獄に冤死し、體骨掩はず、老母・孤弟遠く萬里に徙る。獨り妾、身を脱して草野に竄伏し、嘗て命を没して自ら達するに由なきを恐る。今、陛下、神聖の徳、萬機を攬統するに遭ひ、憲が兄弟の奸惡誅に伏し、海内曠然として各々其の所を得たり。妾幸に蘇息す。目を拭うて更に視、敢て昧死して自ら陳ぶ。父既に湮没して復た

和帝立。竦后
崩。諸竇以罪
惡誅放。憲從
民間上書。自
訟曰。妾同產
女弟貴人。前
充後宮。蒙先
帝厚恩。得見
命育。生。明聖
托體。陛下爲
竇憲兄弟所
誣。誅而破亡。
父竦。冤死。牢
獄。體骨不掩。
老母孤弟遠
徙萬里。獨妾
脱身竄伏。草
野。嘗恐沒命
無由自達。今

生くべからず、母年七十に垂とし、弟榮等遠く絶域に在りて、死生を知らず。願はくは乞ふ、母弟、本郡に還つて、竦が枯骨を收め葬らんことを。妾聞く、文帝に即くや、薄氏達を蒙り、宣帝統を繼いで史氏復興ると。妾自ら悲む、既に薄氏の親ありて、獨り外戚の餘恩を蒙ることを得ず、と。章疏上る。天子感悟して、中常侍掖庭令をして雜へて訊問せしむ。事を知ること明審にして、引見應對す。上、泣涕して賞賜す、累ねて憲が既に素にして節行あり、又首として此の事を建つるを憶うて、上、之を嘉寵し、梁夫人と稱す。憲が夫樊調を擢でて郎中と爲し、羽林郎將に遷す。恭懷后遂に乃ち承光宮に改殯し、葬つて陵を爲る。竦を追諡して褒親愍侯と爲し、徵して母及弟等を還す。既す到るに及んで乃ち侯に食邑三千戸に封す。君子謂ふ、梁夫人、哀辭を以て家を發き、時主を開悟し、父の魂を榮にし、母を萬里に還す。家門の爲に三國の祚を興し、天子をして母子の禮を成さしむ。詩に云く、世々之れ顯ならずや、厥の

猶はかりごと翼翼よくよくたり。思おもれ皇みいかな多た士し、此この王おう國こくに生なる、とは、此この謂いなり。

遺い陛下てんか神しん聖せい
之之德とく攬らん統とう萬まん
機き。憲けん兄けい弟てい奸けん
惡あく伏ふく誅しゅ。海かい內ない
曠くわう然ぜん各かく得とく其き
所しよ。妾せつ幸しやう蘇そ息そく。
拭し日じつ更せい視し。敢かん
昧まい死し自じ陳ちん。父ふ
既き湮えん沒めつ。不ふ可こ
復ふく生せい。母ぼ垂すい二に
七しち十じゅう。弟てい棠たう等とう
遠えん在ざい。絶てつ域ぎやく。不ふ
知ち死し。生せい願げん乞き。
自じ悲ひ。既き有ゆう薄はく氏し
事じ明めい。審しん引いん見けん
慙ぜん夫ふう。樊はん調てう爲ゐ。
微ゐ還ゐん母ぼ及じやく弟てい
之之魂こん。還ゐん母ぼ及じやく
多た士し。生せい此こ王おう國こく。
此こ之之謂い也。

● 梁字は叔敬、漢の人、書七序の著者也。● 蔡邕。● 卽は侍なり。● 孝惠皇帝の後。● きこえあるかごりはしいま、なる。● わがま。● 外戚。● 地名。● 謂は之を收めて殺すべきことを願す。● 地名。● 襄氏の一族。● 蔡邕がこと也。● 以下和帝を生みしことを述ぶ。● 同訴。● 殺せらるること。● 獄中にて無實の罪に死す。● 尸は棄てられて土を掩ふこともならず。● 身をぬけ出でてみながにかくれをれり。● 死ぬるまで。● ひろく、と、民其の所に安んずるを得。● 厭生せしと同じ。● 離れ失せて。● 離れたる地。● 禁。● 上奏の書。● 官名。● たづねとよ。● 召し出し、面會し、話をすること。● かざりけなく、貞節の行あること。● よみして愛する。● 官名。● 官職の名。● 改葬。● 靈を遷移する。● 召還す。● 職高。● 弟の棠は梁平侯となり、棠が弟種は梁氏侯となり、種が弟種は梁父侯となり、棠門梁也。● 猶ははかりごと、翼翼はつとめつ、しむ職。● 濟濟たる多士、文王の子孫の國に生れたるをほめた、へたるなり。

古列女傳並續列女傳終

新續列女傳 卷之上

周列國

一 衛の共伯が母

衛ゑいの共きやう姜きやうは衛ゑいの世せい子し共きやう伯はくの妻さいなり。共きやう伯はく蚤そうく死しす。共きやう姜きやう、義ぎを守まもる。父ふ母ぼ奪うばつて之これを嫁かせしめんと欲ほつす。共きやう姜きやう許しよさず、柏はく舟しゆうの詩しを作り、死しを以もつて自みづから誓ちかふ。其そのの詩しに曰いはく、汎はんたる彼かの柏はく舟しゆう、彼かの中ちゆう河かに在あり。死したる彼かの兩りやう鬢せん、實じつに惟これ我が儀たのひ。死しに之これるまで矢やはくは他た靡なけん。母はは天てんなれども、人ひとを諒りやうとせず。汎はんたる彼かの柏はく舟しゆう、彼かの河か側せきに在あり。鬢せんたる彼かの兩りやう鬢せん、實じつに惟これ我が儀たのひ。死しに之これるまで矢やはくは他た靡なけん。母はは天てんなれども、人ひとを諒りやうとせずと。

衛ゑい共きやう姜きやう者しや。衛ゑい世せい子し共きやう伯はく之之妻さい也也。共きやう姜きやう蚤そうく死しす。共きやう姜きやう守まもる義ぎ。父ふ母ぼ奪うばつて之これを嫁かせしめんと欲ほつす。共きやう姜きやう許しよさず、柏はく舟しゆうの詩しを作り、死しを以もつて自みづから誓ちかふ。其そのの詩しに曰いはく、汎はんたる彼かの柏はく舟しゆう、彼かの中ちゆう河かに在あり。鬢せんたる彼かの兩りやう鬢せん、實じつに惟これ我が儀たのひ。死しに之これるまで矢やはくは他た靡なけん。母はは天てんなれども、人ひとを諒りやうとせずと。

● 舟の舟をながる、汎。● ひのきもてつくれる舟。● 河の中ほど。● 鬢のたれさがれる鬢。● よたつの

實惟我儀。之。死矢靡他。母也。天只。不諒。人只。汎彼柏舟。在彼河側。髮彼兩髦。實惟我特。之。死矢靡慝。母也。天只。不諒。人只。

たぶさ ① 死するまで他の男子に見えぬ髪を述べたる也 ② 母の思を天に比していふ ③ 信ずること ④ 河のはとり ⑤ 再嫁をよこしまと信ずれば也

二 晉の卻缺が妻

晉卻缺。冀州人。舅季使過。冀。見缺。得。其妻。隨之。恭敬相待。如賓。使歸。言於文公。曰。敬者。德之聚也。卻缺能敬。必有德。德以治民。臣聞。出門如見賓。水事如臨祭。

晉の卻缺は冀州の人なり。舅季、使して冀を過り、缺が轉するを見る。其の妻之に隨するに、恭敬にして相待つこと、賓の如し。使し歸りて文公に言して曰く、敬は徳の聚なり。卻缺、能く敬せらる、必ず徳あらん。徳は以て民を治むべし。臣聞く、門を出でては、賓を見るが如くし、事を承けては祭に臨む如くす、仁の則なり、と。君請ふ、之を用ひよ。文公、召して下軍大夫と爲す。後之を諡して成と曰ふ。故に卻成子と曰ふ。

① 一に曰季と書す、舅の人、文公の臣 ② くまきりたがやす ③ 直をかくる ④ 官名

仁之則也。君請用之。文公召爲下軍大夫。後諡之曰成。故曰卻成子。

三 秦の杞良が妻

秦孟姜。富人女也。贅范杞良。三日夫赴長城之役。久而不歸。爲製寒衣。送之。至長城。問知夫已故。乃號天頓足。哭聲震地。城崩。尋夫骸骨。多難認。嚙指。血滴之。入骨。不可拭者。知其爲大

秦の孟姜は富人の女なり。范杞良を贅す。三日にして夫、長城の役に赴き、久しうして歸らず。爲に寒衣を製して之を送る。長城に至り、問うて夫の已に故きことを知り、乃ち天に號び、足を頓き、哭聲地を震はし城崩る。夫の骸骨を尋ぬるに、多くして認め難し。指を嚙みて血り之を滴らし骨に入りて拭ふべからざる者、其の夫の骨たることを知り、之を負うて歸る。潼關に至りて筋骨已に竭き、家に還る能はざることを知り、乃ち骸を巖下に置き、傍に坐して死す。潼關の人、其の節義を重じ、像を立てて之を祀る。

① いらむこ ② 萬里の長城を築く工役に徵されて往く ③ 冬着の衣服 ④ 死せること ⑤ 泣きまげぶこ ⑥ 骨露樹の状態 ⑦ 地名 ⑧ 疲勞して勢力のつきたるをいふ ⑨ 骸骨

骨負之而歸。至潼關。筋骨已竭。知不能還家。乃置骸骸下。坐於傍。死。潼關人重其節。義。立像而祀之。

後漢

四 光烈陰皇后

光烈陰皇后。諱麗華。南陽新野の人なり。初め光武、新野に適き、后の美しきを聞いて心に之を悦ぶ。後長安に至り、執金吾の車騎甚だ盛なるを見、因て歎じて曰く、官に仕へなば當に執金吾と作るべく、妻を娶りなば當に陰麗華を得べし、と。更始元年六月、遂に后を宛の當成里に納る。時に年十九、光武、司隸校尉と爲り、方に西、洛陽に之くに及びて、后をして新野に歸らしむ。鄧奉、兵を起すに及びて、后の兄識、之が將と爲る。后、家屬に隨つて清陽に徙り、奉が舍に止れり。光武位に即き、侍中傅俊をして后を迎へしむ。胡陽、寧

始元年六月。遂納后於宛。當成里。時年十九。及下光武。爲司隸校尉。方四之洛陽。令后歸新野。及鄧奉起兵。后兄識爲之將。后隨家屬。徙清陽。止奉舍。光武即位。令侍中傅俊迎后。與胡陽寧平主諸宮人俱到洛陽。以后爲貴人。帝以二后雅性寬仁。欲三崇以二尊位。后固辭。

平主、諸宮人と俱に洛陽に到る。后を以て貴人と爲す。帝、后の雅性寬仁なるを以て、崇うするに尊位を以てせんと欲す。后、固辭するに郭氏の子あるを以てし、終に肯當せず、故に遂に郭皇后を立つ。建武四年、彭寵を征するに従ひ、顯宗を元氏に生む。九年盜あり、后の母鄧氏及弟訴を劫殺す。帝甚だ之を傷む。乃ち大司空に詔して曰く、吾れ微賤なりし時陰氏に娶り、兵に將として征伐するに因つて、遂に各々分離し、幸に安全なるを得て俱に虎口を脱す。貴人、母儀の美あるを以て、宜しく立てて后と爲すべきに、而も固辭して敢當せず、膠妾に列せり。朕、其の義讓を嘉し、諸弟を封せんことを許す。未だ爵土に及ばずして、患に遭ひ禍に逢ひ、母子命を同じうせり。懷に感傷す。小雅に曰く、將に恐れ將に懼るゝとき、惟予、汝と與にせり。將に安く將に樂むとき、汝轉つて予を棄つ、と。風人の戒、慎まざるべけんや。其れ追つて貴人の父陸を爵諡して、宣恩哀侯と爲し、弟訴を宣義恭侯と爲し、弟を以て就いて哀侯の後を嗣が

以郭氏有子。終不肯當。故遂立郭皇后。建武四年。從征彭寵。生顯宗於元氏。九年。有盜劫殺后母郭氏及弟。帝甚傷之。乃詔大司空曰。吾微賤之時。娶於陰氏。因將兵征伐。遂各分離。幸得安全。俱脫虎口。以貴人有母儀之美。宜立爲后。而固辭弗敢當。列於陵妾。

しめん、戸樞堂に在るに及びて、大中大夫をして拜して印綬を授けしむること、國に在るところの列侯の禮の如くせよ。魂にして靈あらば、其の寵榮を喜ばんと。十七年郭公廢せらる。遂に立てて皇后と爲す。后、位に在つて、恭儉にして嗜玩少く、笑諠を嘉ばず。性、仁孝にして矜慈多し。七歳にして父を失ひてより已に數十年なりと雖も、言及びては未だ嘗て流涕せずんばあらず。帝、見て常に歎息せり。顯宗、位に即き、后を尊んで皇太后を爲す。永平三年の冬、帝、太后に従ひ章陵に幸し、酒を舊宅に置き、陰鄧の故人、諸家の子孫を會して、並に賞賜を受けしむ。七年にして崩す。位に在ること二十四年、年六十、原陵に合葬す。明帝、性孝愛、追慕已むことなし。十七年正月、原陵に謁するに當り、夜夢むらく、先帝・太后、平生の如く歡ぶと。既に寤めて悲み寐ること能はず、即ち曆を案するに明旦日吉なり。遂に百官及故客を率ゐて陵に上る。其の日甘露を陵の樹に降す。帝、百官をして採取して以て薦めしむ。會畢つて

帝、席より前み御牀に伏して、太后の鏡奩中の物を視、感動悲涕し、脂澤の装具を易えしむ。左右皆泣き、能く仰ぎ視るものなし。

- 光烈は臨、陰は姓 ● 光武皇帝、劉秀 ● 宮門警衛の武官 ● 後の姓名 ● 州の名、南陽にあり
- 武官 ● 後の母方の族也 ● 官名 ● 女位 ● 皇后に立てんとする也 ● 其の任に當らぬこと
- 王莽の臣、光武に歸し、建忠侯大將軍と爲る、後反して自立し蕭王と稱す ● おびやかしころす ● 官名
- 危險の場合をいふ ● 母としての行儀 ● 昔當に同じ ● こしものたぐひ ● 儀ある禮進
- 兄弟ども ● 侯に對するに及ばず ● あはれみいたむ ● 詩經の小雅 ● 詩人の戒むる所大いに慎むべし ● 追贈する也 ● かばねを入れたるひつぎ ● 官名 ● 諸侯 ● 帝より賜はる所の名
- 響 ● このんでてもみそぶもの ● わらひたはぶれる ● あはれみいつくしむ ● なみだをながす
- 事 ● なげく ● もとの家 ● 陰氏は後の生家、鄧氏は後の母方の一族、故人はふるなじみの人 ● 參拜
- 箱 ● 明日 ● 故人といふにひとし ● 祥瑞ある也 ● とりをさめてたてまつる也 ● 鏡奩の箱 ● あぶらつきたる、即ち手澤の意なり

朕嘉其義讓。許封諸弟。未及爵土。而遭患逢禍。母子同命。怒傷于懷。小雅曰。將恐將懼。惟予與汝。將安將樂。汝轉棄予。風人之戒。可不慎乎。其追爵諡。貴人父陸。爲宣恩哀侯。弟訢爲宣義恭侯。以弟就嗣哀侯後。

及戸樞堂。使大中大夫拜授印綬。如在國列侯禮。魂而有靈。喜其寵榮。十七年。郭公廢。遂立爲皇后。后在位恭儉。少嗜玩。不嘉笑諠。性仁孝。多矜慈。七歳失父。雖已數十年。言及未嘗不流涕。帝見常歎息。顯宗即位。尊后爲皇太后。永平三年冬。帝從太后幸章陵。置酒舊宅。會陰鄧故人諸家子孫。並受賞賜。七年崩。在位二十四年。年六十。合葬原陵。明帝性

孝愛。追慕無已。十七年正月。當謁原陵。夜夢。先帝太后如平生。歡。既寤。悲不能寐。即案曆。明且日吉。遂率百官及故客上陵。其日降甘露於陵樹。帝令百官采取以薦。會畢。帝從席前伏御牀。視太后鏡奩中物。感動悲涕。令易脂澤裝具。左右皆泣。莫能仰視焉。

五 和熹鄧皇后

和熹鄧皇后。諱綏。太傅禹之孫也。父訓。護羌校尉。母陰氏。光烈皇后從弟女也。后年五歲。太傅夫人愛之。自爲翦髮。夫

人年高目冥。誤傷后額。忍痛不言。左右見者怪而問之。后曰。非不痛也。大夫人哀憐爲斷髮。難老人意。故傷忍之耳。六歲能史書。十二通詩論語。諸兄每讀經傳。輒下意難問。志在典籍。不問居家之事。母常非之曰。汝不習女工。以供衣服。乃更務學。寧當學博士耶。后重違母言。晝修婦業。暮誦經典。家人號曰。諸生。父訓異之。事無大小。輒與詳議。

らるべけんや、と。后、母の言に違はんことを重り、晝は婦業を修め、暮に經典を誦す。家人號して諸生と曰ふ。父訓、之を異とし、事大小となく輒ち與に詳議す。

- 和熹は漢、鄧は姓、和帝の后也 ● 官名、祖父の鄧禹は光武の股肱たり ● 禹の第六子 ● 禹の妻
- 老いたること ● 老眼明かならざる事 ● ソバゴカへのもの ● かあいがりて ● 心配をさせてはならぬ故に ● わづかしき問をなす ● 書物 ● 家内の仕事 ● 女の手業 ● 學生といふにひとし
- 凡庸ならずと思ひ ● さうだんすること

之。后曰。非不痛也。大夫人哀憐爲斷髮。難老人意。故傷忍之耳。六歲能史書。十二通詩論語。諸兄每讀經傳。輒下意難問。志在典籍。不問居家之事。母常非之曰。汝不習女工。以供衣服。乃更務學。寧當學博士耶。后重違母言。晝修婦業。暮誦經典。家人號曰。諸生。父訓異之。事無大小。輒與詳議。

永元四年當以選入會。訓卒。后晝夜號泣。終三年不食鹽菜。憔悴毀容。親人不

永元四年、選を以て入るに當り、訓卒するに會ふ。后、晝夜號泣し、三年を終ふるまで鹽菜を食はず。憔悴毀容、親人も之を識らず。后嘗て夢むらく、天を捫るに、蕩蕩として正に青く、鍾乳の狀あるが若し。乃ち仰いで、激ぎ之を飲むと。以て諸を占夢に訊ふ。言く、堯は天を攀ちて上ると夢み、湯は天に及つて之を啜

識之。后嘗夢。捫天蕩蕩正青。若乃仰漱飲之。以訊諸占。夢言。堯夢。攀天而上。湯夢。及天而居之。斯皆聖王之前占。吉不可言。又相者見后。驚曰。此成湯之法。家人竊喜而不取。宣后叔父。諶言。嘗聞。活千人者。子孫有封。兄訓。爲。諷者。使修石白河。歲活數千

と夢む。斯れ皆聖王の前占。吉言ふべからず。又相者、后を見て驚きて曰く、此れ成湯の法なり、と。家人竊に喜びて敢て宣べず。后の叔父諶言く、嘗て聞く、千人を活す者は、子孫封ありと、兄訓、諷者と爲り、使して石臼河を修む、歳に數千人を活す。天道信すべくんば家必ず福を蒙らん、と。初め太傅禹歎じて曰く、吾れ百萬の衆を將るて、未だ嘗て妄に一人をも殺さず。其れ後世必ず興る者あらん、と。七年后復た諸家の子と俱に選ばれて宮に入る。后、長七尺二寸、姿顔姝麗、絶えて衆と異なる。左右皆驚く。八年の冬、掖庭に入りて貴人と爲る。時に年十六、恭肅にして心を小め、動くに法度あり。陰后に承事するに、夙夜戰兢し、同列に接撫するに常に己に克ちて以て之に下る。宮人隸役と雖も皆恩惜を加ふ。帝、深く嘉愛す。

- 父死す ● しはものだちをする也 ● マセマツれてかたちをそこなふ ● したしき人たち ● ひろびあしたる貌 ● 鍾乳石、ちのさがりたるかたちせる石 ● ゆめうちなみ ● 人相見 ● かた ● 封祿
- 漢宣帝河堤鬪者を置き河堤を掌らしむ、其後或は置き或は廢す、下文に徴するに蓋し其官也 ● ナがた

人。天道可。信。家。必。蒙。福。初。太。傅。禹。歎。曰。吾。將。百。萬。之。衆。未。嘗。妄。殺。一。人。其。後。世。必。有。興。者。七。年。后。復。與。諸。家。子。俱。選。入。宮。后。長。七。尺。二。寸。姿。顏。姝。麗。絕。異。於。衆。左。右。皆。驚。八。年。冬。入。掖。庭。爲。貴。人。時。年。十。六。恭。肅。小。心。動。有。法。度。承。事。陰。后。夙。夜。戰。兢。接。撫。同。列。常。克。己。以。下。之。雖。宮。人。隸。役。皆。加。恩。惜。帝。深。嘉。愛。焉。

もかはもうち、かに美しくして美女とは全く異なる ● 宮中 ● 女位 ● うやうやしくつ、しむ ● 規律正しきこと ● 當時の皇后也 ● 日夜戰々兢兢としておそれうやまふ ● 同輩 ● 下々のつかうびと ● いづくしみ

及。后。有。疾。特。令。后。母。兄。弟。入。侍。醫。藥。不。限。以。日。數。后。言。於。帝。曰。宮。禁。至。重。而。使。外。舍。久。在。內。省。上。令。陛。下。有。幸。私。之。譏。下。使。賤。妾。獲。不。知。足。之。謗。

后の疾あるに及んで、特に后の母・兄弟をして入りて、醫藥に侍せしむ。限るに日數を以てせず。后、帝に言つて曰く、宮禁は至重なり。而るに外舍をして久しく内省に在らしむるは、上は陛下をして私に幸するの譏あらしめ、下は賤妾をして足ることを知らざるの謗を獲しめん。上下交々損せんこと誠に願はざるなり。帝曰く、人は皆數々入るを以て榮と爲す。貴人は反つて以て憂と爲し、深く自ら抑損す。誠に及び難し、と。

- 鄧后の母臨氏 ● 鄧氏の兄弟 ● 榮裏 ● 外戚の人 ● 宮中 ● 后自ら稱す ● 謹遜すること

上下交損。誠不願也。帝曰。人皆以二數入。爲榮。貴人反以爲憂。深自抑損。誠難及也。

每有_レ二_レ諸會。諸_レ姫貴人競_レ自_レ修整。簪珥_レ光彩。袿裳_レ鮮明。而_レ后獨著_レ素裝。服無_レ飾。其衣有_レ與_レ陰后_レ同_レ色者。即時解_レ易。若_レ並_レ時進_レ見。則不_レ敢正坐。離_レ立行。則_レ儂身自卑。帝每_レ有_レ所_レ問。常_レ逡巡_レ後對。不_レ敢_レ先_レ陰后_レ言。帝知_レ后_レ勞_レ心。曲_レ體。歎曰。修_レ德_レ之_レ勞。乃_レ如_レ是_レ乎。

後陰后漸疎。每當御見。輒

後、陰后漸く疎なり、每常の御見には輒ち辭するに疾を以てす。時に帝數々

- 御宴 ● めかしこむ ● かんざしみにわひかりかまやく ● うちぎ、もそのきれいなる ● ぎみなるよまほひ ● 帝に見ゆること ● 陰后と並び立ちてゆく也 ● しりごみ

辭以_レ疾。時帝數_レ失_レ皇子。后憂_レ繼嗣_レ不_レ廣。恆_レ垂_レ涕歎息。數_レ選_レ進_レ才人。以_レ博_レ帝_レ意。陰后見_レ后_レ德_レ稱_レ日_レ盛。不_レ知_レ所_レ爲。遂_レ造_レ祝_レ詛。欲_レ以_レ爲_レ害。帝嘗_レ寢_レ病。危甚。陰后密_レ言。我得_レ意。不_レ令_レ鄧氏_レ復_レ有_レ遺_レ類。后聞_レ乃_レ對_レ左_レ右_レ流_レ涕_レ言曰。我_レ竭_レ誠_レ盡_レ心。以_レ事_レ皇_レ后_レ竟_レ不_レ爲_レ所_レ祐。而_レ當_レ獲_レ罪_レ於_レ天。

皇子を失ふ。后、繼嗣の廣からざるを憂へ、恆に涕を垂れて歎息す。數々才人を選み進めて、以て帝の意を博む。陰后、后の德稱日々に盛なるを見て、爲す所を知らず。遂に祝詛を造して、以て害を爲さんと欲す。帝嘗て病に寢す。危きこと甚し。陰后密に言ふ、我れ意を得ば、鄧氏をして復た遺類あらしめじ、と。后、聞き乃ち左右に對し涕を流して言つて曰く、我れ誠を竭し、心を盡して以て皇后に事ふるも、竟に爲に祐せられずして、當に罪を天に獲べし。婦人は死に従ふの義なしと雖も、然も周公は自ら武王の命を請け、越姫は心に必死の分を誓ふ。上は以て帝の恩を報じ、中は以て宗族の禍を解き、下は陰氏をして人豕の譏あらしめざらん、と。即ち藥を飲まんと欲す。宮人趙玉といふ者、固く之を禁む。因て詐つて言く、屬使の來るあり、上疾已に愈ゆ。と。后、信に以て然りと爲して乃ち止む。明日帝果して瘳ゆ。

- 鄧氏の寵類並になりて陰后患恨を生ずる也 ● いつもの ● 評判日々によくなる ● のろみ ● 帝崩